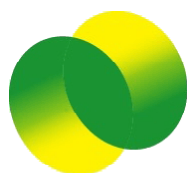


平成18事業年度業務実績報告書

平成19年6月



独立行政法人

大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

目 次

I 業務の質の向上

1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	1
(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価 (機関別認証評価)	3
1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価 (大学機関別認証評価)	5
① 評価体制の整備等	7
② 評価の実施	12
③ 評価の受付	14
④ 評価結果の検証等	15
2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価 (短期大学機関別認証評価)	18
① 評価体制の整備等	20
② 評価の実施	23
③ 評価の受付	25
④ 評価結果の検証等	26
3) 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価 (高等専門学校機関別認証評価)	29
① 評価体制の整備等	31
② 評価の実施	35
③ 評価の受付	37
④ 評価結果の検証等	38
(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 (専門職大学院認証評価)	41
① 評価体制の整備等	44
② 評価の実施	49
③ 評価の受付	51
④ 評価結果の検証等	53
⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	55
(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価 (国立大学法人等の教育研究評価)	57
① 評価方法の検討	59
② 評価体制の整備等	61
2 学位授与 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	62
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	65
① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況	68
② 専攻区分の見直し及び改正	71
③ 審査組織の整備	72
④ 不合格者に対する不合格理由の伝達方法の検討	75
⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善	76
⑥ 電子申請システムの構築	78
⑦ 試験場の配置	82
⑧ 身体に障害のある者への特別措置	83
⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査	85
⑩ 認定等を受けた専攻科の水準維持についての審査	87
⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	89

⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査の実施	90
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	92
① 省庁大学校の教育課程の認定審査	94
② 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査	95
③ 審査組織の整備	97
④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供	98
⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況	100
3 調査及び研究 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	103
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	105
1) 調査研究プロジェクト	106
① 大学評価の手法, 評価指標の研究開発	108
② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究	110
③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究	114
④ 大学評価における情報技術(I T)の活用研究	116
⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究	118
2) 研究成果の公表等	121
(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	123
1) 調査研究プロジェクト	124
① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究	125
ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究	128
イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び	
学位授与制度に関する研究	133
② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習成果の評価に関する研究	136
ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究	138
イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究	141
2) 研究成果の公表等	143
4 情報の収集, 整理, 提供	
(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	146
(1) 評価に関する情報の収集, 整理, 提供	148
1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集, 整理, 提供	150
① 大学情報データベースシステムの構築	151
② 機構が収集する情報の内容についての検討	153
2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の	
収集、整理、提供	154
① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集、整理	156
② 国内外の評価機関の情報の収集、整理	159
③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集、整理	163
④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集、整理	165
⑤ 大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語による提供	167
(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	
1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供	168
① 科目等履修生制度に関する情報	169
② 認定専攻科に関する情報	170

③ ウェブサイトによる情報提供の充実	171
--------------------	-----

5 その他上記に関連する業務(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	172
① 国内の他の評価機関との連携・協力	173
② 諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築	174
③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築	178
(2) 広報活動の実施	181
① 機構の活動等の積極的発信	183
② ウェブサイトのアクセス	187
(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	190
① 評価に関するシンポジウム等の開催	192
② 各大学の評価担当者等に対するセミナーの実施	196
③ アンケート調査の実施	198

Ⅱ 業務運営及び財務内容

1 業務運営

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等 (Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	199
① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織	201
② 評議員会	203
③ 運営委員会	205
(2) 自己点検・評価の実施(Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)	207
(3) 業務運営の効率化(Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)	209
① 省エネルギー化の推進	210
② グループウェアの活用による用紙代の削減	212
③ 印刷製本及び配布に係る見直し	214

2 財務内容

(1) 財務内容の改善に関する事項(Ⅳ 財務内容の改善に関する事項(中期目標))	215
(2) 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画 (Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画)	217
(3) 短期借入金(Ⅳ 短期借入金の限度額)	218
(4) 重要な財産の処分等に関する計画(Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画)	219
(5) 剰余金(Ⅶ 剰余金の使途)	220

3 人事に関する事項

(1) 人事に関する計画(Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項)	221
① 組織体制の整備及び職員の適正配置	223
② 研修等の実施状況	225
③ 教員採用の公募	227
(2) 人員に係る指標(Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項)	229

(別紙) 平成18年度 予算

(別紙) 平成18年度 収支計画

(別紙) 平成18年度 資金計画

I 業務の質の向上

I-1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

1 実施状況

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が実施する評価は、平成16年度から制度化された認証評価や国立大学法人等の教育研究面の評価について、大学関係者等の参画を得て、効果的な評価方法を開発し、適切な評価を実施することにより、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていくものである。

(1) 認証評価

機構が実施する認証評価については、平成16年度に大学、短期大学及び法科大学院が、また平成17年度には高等専門学校についても認証評価機関として文部科学大臣から認証され、評価を開始した。大学、短期大学及び高等専門学校の認証評価の結果については、それぞれ対象機関に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。法科大学院認証評価（予備評価）についても、対象法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。

また、様々な分野の専門職大学院が設置されている状況から、これまでの評価の経験を踏まえ、総合的な認証評価機関として、法科大学院以外の専門職大学院認証評価についても評価基準の検討を行い、その検討結果を関係団体等に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

(2) 国立大学法人等の教育研究活動に関する評価

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価（教育研究評価）に関し、機構に設置した「国立大学教育研究評価委員会」（平成16年9月設置）において、文部科学省国立大学法人評価委員会での審議の状況を踏まえ、教育研究評価の基本的方針、具体的な評価方法等の検討を行った。

2 評価と課題

(1) 大学、短期大学及び高等専門学校の各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等を設置し、また法科大学院認証評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を設置した。評価担当者となる専門委員について、各関係団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。

さらに、平成19年度評価の実施に向けて、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準、法科大学院評価基準要綱について見直しを行い、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。

評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュ

レーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、具体的な評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

(2) 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった10大学、1短期大学及び18高等専門学校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成19年3月に評価結果を確定し、対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

また、法科大学院認証評価（予備評価）に申請があった13法科大学院について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成19年3月に予備評価の結果を確定し、対象大学に通知した。

(3) 平成19年度実施の機関別認証評価の受付については、38大学、2短期大学及び20高等専門学校からの申請を受け付け、法科大学院認証評価の受付については14大学（本評価11大学、予備評価3大学）からの申請を受け付けた。申請を促すために、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各機関への訪問説明等を行った。

(4) 平成17年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院及び評価担当者に対し、評価の有効性、適切性について検証するため、アンケート調査及びインタビュー調査を行った。

この検証により、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。

(5) 法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等を検討するに当たり、各分野の専門職大学院等に出向き情報収集を行い、これまでに機構が策定した機関別認証評価基準や法科大学院評価基準等を参考に、評価基準の構成等について検討を重ね、専門職大学院認証評価に関する検討会議において、それぞれの専門の立場からの有用な意見を得ながら、「専門職大学院の評価基準モデル」を作成し、公表した。

(6) 平成17年度に引き続き、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価に関して、文部科学省国立大学法人評価委員会の審議状況も踏まえ、国立大学教育研究評価委員会において教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法等の検討を行った。

平成19年度に予定されている機構の評価担当者に対する研修会及び国立大学法人等の評価担当者に対する説明会に向けて、具体的な評価実施方法等の検討を進める。

また、平成20年度に予定されている国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価の実施に向け、評価時に必要となる情報・データの内容の整理や大学情報データベースの収集したデータの分析等に係る機能の整備を行い、検討状況について国立大学法人関係者等に対して情報提供した。

I-1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備

大学，短期大学，高等専門学校機関別認証評価については，平成18年5～6月開催の各機関別認証評価委員会で委員及び専門委員をそれぞれ分属し，各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等を設置した。

(2) 評価の実施

大学，短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価においては，平成18年6月末に評価対象機関から提出された自己評価書等を評価部会及び財務専門部会等で分析の上，慎重に審議し各意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ，対象機関に対し，書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後，評価部会，財務専門部会及び各機関別認証評価委員会において審議の上，平成19年3月開催の各機関別認証評価委員会において評価結果を確定し，平成19年3月28日に対象機関及びその設置者に対して当該機関の評価結果を通知した。また，評価結果を「平成18年度大学機関別認証評価実施結果報告」，「平成18年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」，「平成18年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

(3) 評価の受付

平成19年度に実施する大学，短期大学及び高等専門学校の機関別認証評価のため，機構の実施する認証評価を受けていないすべての大学等に申請要項等の案内を送付し，大学38校，短期大学2校，高等専門学校20校から認証評価の申請を受け付けた。

(4) 評価結果の検証等

平成17年度に実施した大学，短期大学及び高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため，機構内に検討グループを組織し，検証の実施方針等を策定した上で，対象機関及び評価担当者に対し，アンケート調査等を行い，その内容をもとに検証を行った。

2 評価と課題

(1) 大学，短期大学及び高等専門学校の各機関別認証評価委員会の下に，評価部会及び財務専門部会等を設置し，評価担当者となる専門委員について，各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い，適切な評価担当者を任命するなど，評価体制の整備を図った。

平成19年度評価の実施に向けて，各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準について見直しを行い，意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。

評価担当者に対する研修については，「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ，参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど，機構の評価目的，内容，評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった10大学、1短期大学及び18高等専門学校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成19年3月に評価結果を確定し、対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。
- (3) 平成19年度実施の認証評価については、38大学、2短期大学及び20高等専門学校の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各機関への訪問説明を行った。
- (4) 平成17年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。

I - 1 - (1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備

大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成することを任務とした評価部会10部会及び財務専門部会1部会（大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。また、各評価部会間の評価内容等を調整するため、各評価部会の部会長等からなる運営小委員会を設置した。

(2) 評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成18年6月末に各対象大学から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議の上、平成19年1月開催の大学機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての経路を経て、平成19年3月開催の大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成19年3月28日に各対象大学及びその設置者に対して評価結果を通知した。

また、評価結果を「平成18年度大学機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

(3) 評価の受付

平成19年度に実施する大学機関別認証評価のため、平成18年7月28日付けで依頼文書「平成19年度に実施する大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」、「平成19年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」、「平成19年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（予備評価）の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての大学に送付し、38大学から認証評価の申請を受け付けた。

(4) 評価結果の検証等

平成17年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対し、アンケート調査を行い、その内容をもとに検証を行った。

2 評価と課題

- (1) 大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員についても、大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。

平成19年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

評価担当者に対する研修については、同一プログラムの研修会を2回開催し、評価担当者の都合の良い日に参加できるようにするとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった10大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、対象大学からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成19年3月に対象大学に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

なお、意見の申立てのあった4大学については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象大学に送付するとともに公表した。

- (3) 平成19年度実施の認証評価の申請については38大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行った。

平成19年度以降も引き続き、機構の大学機関別認証評価の趣旨の周知等に一層努め、大学機関別認証評価の円滑な実施に努める。

- (4) 平成17年度に認証評価を実施した大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。

I-1-(1)-1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

① 評価体制の整備等

大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成18年度評価における評価部会、財務専門部会及び運営小委員会の設置

平成18年6月、大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、評価の対象となる大学の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成する評価部会を10部会設置した。また、財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を1部会設置した。さらに、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。

評価部会及び財務専門部会は、大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成し、運営小委員会は、各評価部会の部会長等で構成した。

なお、専門委員については、平成17年3月に大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行っており、平成18年2月3日開催の専門委員選考委員会において、「大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象大学の学部等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、3月15日開催の運営委員会の議を経て、37人を任命した。

○ 大学機関別認証評価委員会名簿（平成18年6月15日現在）

相澤 益男	東京工業大学長
赤岩 英夫	国立大学協会専務理事
鮎川 恭三	前愛媛大学長
池端 雪浦	東京外国語大学長
内永ゆか子	日本アイ・ピー・エム株式会社取締役専務執行役員
岡本 靖正	前東京学芸大学長
荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷 誠	信州大学監事
北原 保雄	日本学生支援機構理事長
木村 靖二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○ 小出 忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児玉 隆夫	前大阪市立大学長
後藤 祥子	日本女子大学長・理事長
小間 篤	東京大学名誉教授
齋藤 八重子	前東京都立九段高等学校長
曾我 直弘	滋賀県立大学長
舘 昭	桜美林大学教授
外村 彰	株式会社日立製作所フェロー
檜崎 憲二	読売新聞東京本社編集局次長
ハス ユーゲン・マルクス	南山大学長
福田 康一郎	千葉大学教授

前原 澄子	京都橘大学看護学部長
森 正夫	愛知芸術文化センター総長
森本 尚武	前信州大学長
山内 一郎	学校法人関西学院理事長
山内 芳文	筑波大学教授
◎ 吉川 弘之	産業技術総合研究所理事長

(◎=委員長, ○=副委員長)

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会名簿 (平成18年7月4日現在)

(第1部会)		
委員	萩上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	○ 福田康一郎	千葉大学教授
	◎ 森本 尚武	前信州大学長
専門委員	久保 猛志	金沢工業大学教授
	住岡 英毅	滋賀大学教授
	中野美知子	早稲田大学教授
	西口 郁三	長岡技術科学大学副学長
(第2部会)		
委員	◎ 赤岩 英夫	国立大学協会専務理事
	○ 岡本 靖正	前東京学芸大学長
	山内 芳文	筑波大学教授
専門委員	城山 昌樹	日興フィナンシャル・インテリジェンス投資工学研究所長
	中尾 昭公	名古屋大学教授
	永原 裕子	東京大学教授
	松下 照男	九州工業大学教授
(第3部会)		
委員	萩上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 梶谷 誠	信州大学監事
	○ 小間 篤	科学技術振興機構研究主監
専門委員	内田 和子	岡山大学教授
	喜田 宏	北海道大学教授
	仙石 正和	新潟大学工学部長
	藤沢謙一郎	信州大学理事・副学長
	松野 隆一	石川県立大学教授
(第4部会)		
委員	◎ 鮎川 恭三	前愛媛大学長
	萩上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	○ 森本 尚武	前信州大学長
専門委員	生田 茂	筑波大学教授
	吉川 隆一	滋賀医科大学長
	住岡 英毅	滋賀大学教授
	田中 忠次	東京大学教授
	中野美知子	早稲田大学教授
(第5部会)		
委員	○ 鮎川 恭三	前愛媛大学長
	◎ 小間 篤	科学技術振興機構研究主監
	山内 芳文	筑波大学教授
専門委員	喜田 宏	北海道大学教授
	首藤 恵	早稲田大学教授
	仙石 正和	新潟大学工学部長
	武田 和義	岡山大学資源生物科学研究所長
	吉川 誠一	株式会社富士通研究所常務取締役

(第6部会)

委員	◎ 岡本 靖正	前東京学芸大学長
	○ 梶谷 誠	信州大学監事
	山内 芳文	筑波大学教授
専門委員	生田 茂	筑波大学教授
	坂本 信幸	奈良女子大学教授
	藤沢謙一郎	信州大学理事・副学長

(第7部会)

委員	○ 赤岩 英夫	国立大学協会専務理事
	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 児玉 隆夫	前大阪市立大学長
専門委員	内田 和子	岡山大学教授
	小田原雅人	東京医科大学主任教授
	川崎 敏祐	立命館大学教授
	福田 仁一	九州歯科大学長

(第8部会)

委員	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 福田康一郎	千葉大学教授
	○ 前原 澄子	京都橘大学看護学部長
専門委員	片桐 庸夫	群馬県立女子大学教授
	金川 克子	石川県立看護大学大学院看護学研究科長
	神崎 秀陽	関西医科大学教授
	吉川 隆一	滋賀医科大学長
	小島 操子	聖隷クリストファー大学教授

(第9部会)

委員	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	○ 児玉 隆夫	前大阪市立大学長
	◎ 森 正夫	愛知芸術文化センター総長
専門委員	伊藤 隆道	東京芸術大学名誉教授
	長谷 高史	愛知県立芸術大学教授
	三浦 尚之	福島学院大学教授
	渡邊 健二	東京芸術大学理事・副学長

(第10部会)

委員	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 前原 澄子	京都橘大学看護学部長
	○ 森 正夫	愛知芸術文化センター総長
専門委員	草間 朋子	大分県立看護科学大学長
	島内 節	国際医療福祉大学教授
	村嶋 幸代	東京大学教授

(◎=部会長, ○=副部会長)

○ 大学機関別認証評価委員会財務専門部会名簿 (平成18年7月6日現在)

委員	河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
	○ 山内 一郎	学校法人関西学院理事長
専門委員	清水 秀雄	公認会計士, 税理士
	◎ 和田 義博	公認会計士, 税理士

(◎=部会長, ○=副部会長)

○ 大学機関別認証評価委員会運営小委員会名簿（平成18年8月23日現在）

鮎川 恭三	前愛媛大学長
岡本 靖正	前東京学芸大学長
◎ 荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷 誠	信州大学監事
児玉 隆夫	前大阪市立大学長
小間 篤	科学技術振興機構研究主監
福田康一郎	千葉大学教授
前原 澄子	京都橘大学看護学部長
森 正夫	愛知芸術文化センター総長
森本 尚武	前信州大学長
山内 芳文	筑波大学教授

(◎=主査)

② 平成19年度評価における評価者の確保等

平成19年度評価実施のため、専門委員について平成18年11月に大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成19年2月23日開催の専門委員選考委員会において、「大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象大学の学部等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、3月23日開催の運営委員会の議を経て、専門委員207人を選考した。

これを受けて平成19年度開催の大学機関別認証評価委員会において、評価者として大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

(2) 評価体制等の見直し

平成19年度実施の評価に向け、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、国立大学協会等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

(3) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が大学機関別認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価担当者の都合も考慮し、平成18年7月3日、4日の2回、同一プログラムで研修会を実施した。

本研修会では、評価基準、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例をもとに説明を行い、活発な質疑応答や意見交換等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 大学機関別認証評価委員会の開催状況

第1回 平成18年6月15日

- ・評価部会の体制等、運営小委員会の体制等の検討

第2回 平成19年1月25日

- ・評価結果、評価部会の体制等の検討

第3回 平成19年3月22日

- ・評価結果、専門委員の選考、自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項の検討

○ 大学機関別認証評価委員会運営小委員会の開催状況

第1回 平成18年8月23日

- ・ 書面調査結果，訪問調査関係依頼事項の調整

第2回 平成18年12月1日

- ・ 評価結果（原案）の調整

第3回 平成19年3月19日

- ・ 評価結果（案）の調整

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成18年7月4日（全評価部会），7月6日（財務専門部会）

- ・ 役割分担（担当大学）の決定

第2回 平成18年8月22日（財務専門部会），平成18年9月4日（第9部会），9月5日（第1部会），
9月6日（第7部会），9月12日（第6部会），9月15日（第8部会），9月19日（第3・5部会），
9月21日（第4部会），9月22日（第2部会），9月29日（第10部会）

- ・ 書面調査による分析結果，訪問調査関係依頼事項の検討

第3回 平成18年12月1日（第9部会），12月11日（第5部会），12月14日（第6部会），
12月19日（第1・4部会），12月21日（第3部会），12月22日（第7・8部会），
12月25日（第10部会），12月26日（第2部会），12月15日（財務専門部会）

- ・ 評価結果（原案）の検討

2 評価と課題

大学機関別認証評価委員会の下に，評価部会10部会及び財務専門部会1部会をそれぞれ設置した。評価者となる専門委員については，国公立大学，学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い，評価部会においては，対象大学の学部構成等を踏まえた各専門分野の専門家及び有識者など適切な評価者を得ることができた。また，財務専門部会においても，財務会計分野の専門家など適切な評価者を得ることができた。

平成19年度評価の実施に向けて，大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の見直しを行い，意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。また，自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

評価担当者に対する研修については，評価担当者の都合を考慮し，同一プログラムの研修会を2回実施するとともに，「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ，参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど，評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も大学機関別認証評価の目的，内容及び方法等に関して，共通認識を深めるべく，研修内容の一層の充実を図る。

I-1-(1)-1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

② 評価の実施

平成17年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象大学

(国立) 弘前大学, 岩手大学, 秋田大学, 山形大学, 東京農工大学, 京都教育大学, 徳島大学
(公立) 奈良県立医科大学, 沖縄県立芸術大学, 沖縄県立看護大学

1) 書面調査の実施

平成18年6月末に各対象大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、各評価部会では1大学6～8人、財務専門部会では1大学4人の委員及び専門委員が、それぞれ11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会1回、財務専門部会1回をそれぞれ訪問調査実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象大学の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析に当たり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電子メール等により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項を中心に、平成18年10月中旬から12月上旬にかけて、対象10大学に対してそれぞれ3日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施に当たっては、対象大学の特性に応じて、1大学当たり評価部会の委員及び専門委員6～8人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象大学に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、3～4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象大学との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時刻	事項
13:00～	大学到着, ミーティング①
13:30～	大学関係者(責任者)との面談
15:30～	休憩
15:45～	一般教員及び支援スタッフ等との面談
17:45～	休憩
18:00～	卒業(修了)生との面談

19:20～	休憩
19:25～	ミーティング②
第2日目	
時刻	事項
9:30～	大学到着, ミーティング③
10:00～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
12:00～	昼食・休憩
13:00～	学生との面談
14:20～	休憩
14:35～	根拠となる資料・データ等の補完的収集
16:35～	移動・休憩
17:35～	ミーティング④
第3日目	
時刻	事項
9:30～	大学到着, ミーティング⑤
10:00～	大学関係者(責任者)への訪問調査結果の説明及び意見聴取
12:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定, 公表

書面調査及び訪問調査を経て, 各評価部会, 財務専門部会, 運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議を行い, 評価結果(案)を決定し, 平成19年1月に意見の申立ての手続のため, 各対象大学に通知した。その後, 申立てのあった4大学について, その内容について再度審議を行い, 平成19年3月開催の大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し, 平成19年3月28日に各対象大学及びその設置者に対して当該大学の評価結果を通知した。

また, 平成18年度に実施した評価結果を「平成18年度大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ, 機構のウェブサイトに掲載した。

なお, 意見の申立てのあった4大学については, 申立ての内容や, その対応についても記載した評価結果を対象大学に送付するとともに公表した。

2 評価と課題

平成18年度の認証評価に申請があった10大学について, 予定どおり評価を実施した。

評価は, 評価担当者間の情報の共有や共通認識を図りつつ, 対象大学が作成した自己評価書等に基づく書面調査と, その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また, 訪問調査においては書面調査等の結果を対象大学に伝え, その状況等に関し対象大学との共通理解を図りながら実施した。

書面調査, 訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ, 対象大学からの意見の申立てがあったものについては再度審議を行い, 評価結果を確定した。

評価結果は, 平成19年3月に各対象大学及びその設置者に通知するとともに, 「平成18年度大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ, 機構のウェブサイトに掲載した。

平成19年度以降も, 引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ, 適切に評価を実施する。

I-1-(1)-1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

③ 評価の受付

平成19年度に実施する評価について、各大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

(1) 評価の申請の受付

平成19年度に実施する大学機関別認証評価のため、平成18年7月28日付けで依頼文書「平成19年度に実施する大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」、「平成19年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」、「平成19年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（予備評価）の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公私立大学に送付した。

なお、受付に先立って、平成18年6～7月に全国3ヶ所（東京、大阪、福岡）で大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成18年4月に各国公私立大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

平成19年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることを検討している大学を訪問（31大学）し、評価基準の内容や自己評価の方法等についてより詳細な内容の説明を行うなどにより、機構への申請について検討を依頼した。

(2) 受付状況

平成19年度大学機関別認証評価は、次の38大学から認証評価の申請を受け付けた。

（国立）室蘭工業大学、旭川医科大学、北見工業大学、東北大学、福島大学、千葉大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、金沢大学、浜松医科大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、名古屋大学、愛知教育大学、三重大学、京都大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、岡山大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、長崎大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

（私立）大妻女子大学

2 評価と課題

平成19年度に実施する大学機関別認証評価については、38大学から申請を受け付けた。

申請を促すための取組として、全国3ヶ所で実施した説明会の後、申請を受け付けるまでの間において、意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容などについて説明を行った。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努める。

I-1-(1)-1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（大学機関別認証評価）

④ 評価結果の検証等

平成17年度に評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

1 実施状況

(1) 検証の実施内容等

① 実施体制

平成17年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行った。

② 検証の実施方法

検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。なお、平成17年度においては、認証評価を実施した大学が4校（短期大学が2校）と少数であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。

〈対象校〉

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成18年3月27日付けで全対象校（6校）に送付した。これに対して、1校を除く5校から回答があった。

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容について
 - (1) 自己評価について
 - (2) 書面調査、訪問調査について
 - (3) 意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力
 - (3) 評価のスケジュールについて
4. 評価全般について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成18年3月27日付けで評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（31名）に送付した。これに対して、18人から回答があった。（回収率58%）

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュールについて
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

(2) 検証の結果等

アンケート調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、

- ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
- ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
- ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、入学者の定員超過率が高い状態であったことを改善、学習相談・助言の強化のためオフィスアワーを設定、などの改善の取組が行われていること

などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。一方で、課題となる点として、

- ① 評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと
- ② 認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解、支援を得ていくこと

などが確認され、さらに努力が必要であることが明らかになった。

なお、これらの検証結果については、平成19年3月に「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。

当該報告書については、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校及び評価担当者に送付する予定である。

2. 評価と課題

今回の検証により、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができたが、平成17年度については認証評価を行った大学が少なかったことから、平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充

実に資することとしている。

また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

I - 1 - (1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価（短期大学機関別認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備

短期大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成することを任務とした評価部会及び財務専門部会（短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を各1部会設置した。

(2) 評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成18年6月末に対象短期大学から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議の上、平成19年1月開催の短期大学機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての経路を経た上で、平成19年3月開催の短期大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成19年3月28日に対象短期大学及びその設置者に対して評価結果を通知した。

また、評価結果を「平成18年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

(3) 評価の受付

平成19年度に実施する短期大学機関別認証評価のため、平成18年7月28日付けで依頼文書「平成19年度に実施する短期大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての短期大学に送付し、2短期大学から認証評価の申請を受け付けた。

(4) 評価結果の検証等

平成17年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検証グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対し、アンケート調査を行い、その内容をもとに検証を行った。

2 評価と課題

(1) 短期大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置し、評価担当者となる専門委員について、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。

平成19年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂

した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

評価担当者に対する研修については、同一プログラムの研修会を2回開催し、評価担当者の都合の良い日に参加できるようにするとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

- (2) 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった1短期大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、対象短期大学からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成19年3月に対象短期大学に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

なお、意見の申立てについては、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象短期大学に送付するとともに公表した。

- (3) 平成19年度実施の認証評価の申請については2短期大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行った。

平成19年度以降も引き続き、機構の短期大学機関別認証評価の趣旨の周知等に一層努め、短期大学機関別認証評価の円滑な実施に努める。

- (4) 平成17年度に認証評価を実施した短期大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。

I-1-(1)-2 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

(短期大学機関別認証評価)

① 評価体制の整備等

短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成18年度評価における評価部会及び財務専門部会の設置

平成18年6月、短期大学機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、評価の対象となる短期大学の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果(原案)を作成する評価部会及び財務専門部会を各1部会設置した。

評価部会及び専門部会は、短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成した。

専門委員については、平成17年3月に公私立短期大学、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行っており、平成18年2月6日開催の専門委員選考委員会において、「短期大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象短期大学の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、3月15日開催の運営委員会の議を経て、7人を任命した。

○ 短期大学機関別認証評価委員会名簿(平成18年6月16日現在)

	大竹 美登利	東京学芸大学教授
	大塚 雄作	京都大学教授
	大野 博之	国際学院埼玉短期大学副学長
	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
◎	上條 宏之	長野県短期大学長
	岸井 勇雄	県立新潟女子短期大学長
	小館 静枝	小田原女子短期大学長
	澤井 昭男	福島学院大学教授
	清水 一彦	筑波大学教授
	関根 秀和	大阪女学院大学長・短期大学長
	館 昭	桜美林大学教授
	平山 朝子	岐阜県立看護大学長
	誉田 慶信	岩手県立大学盛岡短期大学部教授
○	森脇 道子	自由が丘産能短期大学長
	山内 昭人	学校法人山内学園理事長
	山内 芳文	筑波大学教授
	吉田 文	メディア教育開発センター教授

(◎=委員長, ○=副委員長)

○ 短期大学機関別認証評価委員会評価部会名簿（平成18年7月4日現在）

委員	◎ 平山 朝子	岐阜県立看護大学長
	山内 芳文	筑波大学教授
専門委員	安部 恵美子	長崎短期大学長
	江角 弘道	島根県立看護短期大学専攻科長
	金川 克子	石川県立看護大学大学院看護学研究科長
	○ 新道 幸恵	青森県立保健大学長
	村山 正博	聖マリアンナ医科大学名誉教授

(◎=部会長, ○=副部会長)

○ 短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会名簿（平成18年7月6日現在）

委員	大野 博之	国際学院埼玉短期大学副学長
	○ 澤井 昭男	福島学院大学教授
専門委員	◎ 清水 秀雄	公認会計士, 税理士
	和田 義博	公認会計士, 税理士

(◎=部会長, ○=副部会長)

② 平成19年度評価における評価者の確保等

平成19年度評価実施のため、専門委員について平成18年11月に短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成19年2月23日開催の専門委員選考委員会において、「短期大学機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象短期大学の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、3月23日開催の運営委員会の議を経て、専門委員19人を選考した。

これを受けて平成19年度開催の短期大学機関別認証評価委員会において、評価者として短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

(2) 評価体制等の見直し

平成19年度実施の評価に向け、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準についてより分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、全国公立短期大学協会等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

(3) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が短期大学機関別認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価担当者の都合も考慮し、平成18年7月3日、4日の2回、同一プログラムで研修会を実施した。

本研修会では、評価基準、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例をもとに説明を行い、活発な質疑応答や意見交換等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 短期大学機関別認証評価委員会の開催状況

- 第1回 平成18年6月16日
・評価部会の体制等の検討
- 第2回 平成19年1月15日

- ・評価結果，評価部会の体制等の検討
- 第3回 平成19年3月2日
- ・評価結果，専門委員の選考，自己評価実施要項，評価実施手引書及び訪問調査実施要項の検討

○ 短期大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

- 第1回 平成18年7月4日（評価部会），7月6日（財務専門部会）
- ・役割分担（担当短期大学）の決定
- 第2回 平成18年8月22日（財務専門部会），平成18年9月4日（評価部会）
- ・書面調査による分析結果，訪問調査関係依頼事項の検討
- 第3回 平成18年12月11日（評価部会），平成18年12月15日（財務専門部会）
- ・評価結果（原案）の検討

2 評価と課題

短期大学機関別認証評価委員会の下に，評価部会及び財務専門部会をそれぞれ設置した。評価者となる専門委員については，短期大学関係団体，学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い，評価部会においては，対象短期大学の学科構成等を踏まえた各専門分野の専門家及び有識者など適切な評価者を得ることができた。また，財務専門部会においても，財務会計分野の専門家など適切な有識者を得ることができた。

平成19年度評価の実施に向け，短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準の見直しを行い，意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。また，自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

評価担当者に対する研修については，評価担当者の都合を考慮し，同一プログラムの研修会を2回実施するとともに，「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ，参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど，評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も短期大学機関別認証評価の目的，内容及び方法等に関して，共通認識を深めるべく，研修内容の一層の充実を図る。

I-1-(1)-2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価

(短期大学機関別認証評価)

② 評価の実施

平成17年度に申請を受け付けた短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象短期大学

(公立) 川崎市立看護短期大学

1) 書面調査の実施

平成18年6月末に対象短期大学から提出された自己評価書及び根拠資料・データ等について、評価部会では1短期大学7人、財務専門部会では4人の委員及び専門委員がそれぞれ11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会1回、財務専門部会1回をそれぞれ訪問調査実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象短期大学の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析に当たり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から電子メール等により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心に、平成18年10月中旬に、対象1短期大学に対して3日間の日程で訪問調査を実施した。

訪問調査の実施に当たっては、評価部会の委員及び専門委員7人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象短期大学に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象短期大学との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール (例)

第1日目	
時刻	事項
13:00～	短期大学到着、ミーティング①
13:30～	短期大学関係者(責任者)との面談
15:30～	休憩
15:45～	短期大学の一般教員及び支援スタッフ等との面談
17:45～	休憩
18:00～	卒業(修了)生との面談
19:20～	休憩
19:25～	ミーティング②

第2日目	
時刻	事項
9:30～	短期大学到着, ミーティング③
10:00～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
12:00～	昼食・休憩
13:00～	学生との面談
14:20～	休憩
14:35～	根拠となる資料・データ等の補完的収集
16:35～	移動・休憩
17:35～	ミーティング④
第3日目	
時刻	事項
9:30～	短期大学到着, ミーティング⑤
10:00～	短期大学関係者(責任者)への訪問調査結果の説明及び意見聴取
12:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定, 公表

書面調査及び訪問調査を経て, 評価部会, 財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議を行い, 評価結果(案)を決定し, 平成19年1月に意見の申立ての手续のため, 対象短期大学に通知した。その後, 意見の申立てについて, その内容について再度審議を行い, 平成19年3月開催の短期大学機関別認証評価委員会において評価結果を確定し, 平成19年3月28日に当該短期大学及びその設置者に対して当該短期大学の評価結果を通知した。

また, 平成18年度に実施した評価結果を「平成18年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ, 機構のウェブサイトに掲載した。

なお, 意見の申立てについては, 申立ての内容や, その対応についても記載した評価結果を対象短期大学に送付するとともに公表した。

2 評価と課題

平成18年度の認証評価に申請があった1短期大学について, 予定どおり評価を実施した。

評価は, 評価担当者間の情報の共有や共通認識を図りつつ, 対象短期大学が作成した自己評価書等に基づく書面調査と, その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また, 訪問調査においては書面調査等の結果を対象短期大学に伝え, その状況等に関し対象短期大学との共通理解を図りながら実施した。

書面調査, 訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめることができ, 対象短期大学からの意見の申立てがあったものについては再度審議を行い, 評価結果を確定した。

評価結果は, 平成19年3月に対象短期大学及びその設置者に通知するとともに, 「平成18年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ, 機構のウェブサイトに掲載した。

平成19年度以降も, 引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ, 適切に評価を実施する。

③ 評価の受付

平成19年度に実施する評価について、各短期大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

(1) 評価の申請の受付

平成19年度に実施する短期大学機関別認証評価のため、平成18年7月28日付けで依頼文書「平成19年度に実施する短期大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての公私立短期大学に送付した。

なお、受付に先立って、平成18年6～7月に全国3ヶ所（東京、大阪、福岡）で短期大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各短期大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成18年4月に各公私立短期大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

平成19年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることを検討している短期大学を訪問（2短期大学）し、評価基準の内容や自己評価の方法等についてより詳細な説明を行ったほか、全国公立短期大学協会総会において、機構が実施する短期大学機関別認証評価について講演を行うなど、機構への申請について検討を依頼してきた。

(2) 受付状況

平成19年度短期大学機関別認証評価は、次の2短期大学から認証評価の申請を受け付けた。

(公立) 山形県立米沢女子短期大学

(私立) 大妻女子大学短期大学部

2 評価と課題

平成19年度に実施する短期大学機関別認証評価について、2短期大学の申請を受け付けた。

申請を促すための取組として、説明会の後、意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容などについてより積極的に説明を行った。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努める。

④ 評価結果の検証等

平成17年度に評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

1 実施状況

(1) 検証の実施内容等

① 実施体制

平成17年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行った。

② 検証の実施方法

検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。なお、平成17年度においては、認証評価を実施した短期大学が2校（大学が4校）と少数であったため、短期大学及び大学を併せて検証を行った。

〈対象校〉

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成18年3月27日付けで全対象校（2校）に送付した。これに対して、2校すべてから回答があった。

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容について
 - (1) 自己評価について
 - (2) 書面調査、訪問調査について
 - (3) 意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力
 - (3) 評価のスケジュールについて
4. 評価全般について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成18年3月27日付けで評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（31人）に送付した。これに対して、18人から回答があった。（回収率58%）

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュールについて
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

(2) 検証の結果等

アンケート調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、

- ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
- ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
- ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、入学者の定員超過率が高い状態であったことを改善、学習相談・助言の強化のためオフィスアワーを設定、などの改善の取組が行われていること

などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。一方で、課題となる点として、

- ① 評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと
- ② 認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解、支援を得ていくこと

などが確認され、さらに努力が必要であることが明らかになった。

なお、これらの検証結果については、平成19年3月に「平成17年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。

当該報告書については、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校及び評価担当者に送付する予定である。

2. 評価と課題

今回の検証により、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができたが、平成17年度については認証評価を行った短期大学が少なかったことから、平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の

改善充実に資することとしている。

また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

I-1-(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価（機関別認証評価）

3) 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

（高等専門学校機関別認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備

高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本方針に基づき対象機関の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果（原案）を作成することを任務とした評価部会3部会及び財務専門部会1部会（高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成）を設置した。また、各評価部会の評価内容等を調整するため、各評価部会の部会長等からなる運営小委員会を設置した。

(2) 評価の実施

評価部会及び財務専門部会は、平成18年6月末に各対象高等専門学校から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、平成19年1月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続を経た上で、平成19年3月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成19年3月28日に各対象高等専門学校及びその設置者に対して評価結果を通知した。

また、評価結果を「平成18年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として機構のウェブサイトに掲載した。

(3) 評価の受付

平成19年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のため、平成18年7月28日付けで依頼文書「平成19年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての高等専門学校に送付し、20校から認証評価の申請を受け付けた。

(4) 評価結果の検証

平成17年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定した上で、対象校及び評価担当者に対しアンケート調査を行い、また、対象校のうち4校を抽出しインタビュー調査を行い、その内容をもとに検証を行った。

2 評価と課題

(1) 高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員について、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。

平成19年度評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準について、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

(2) 評価の実施については、平成18年度の認証評価に申請があった18校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成19年3月に評価結果を対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。

(3) 平成19年度実施の認証評価の申請については20校からの申請を受け付けた。

平成19年度以降も引き続き、機構の高等専門学校機関別認証評価の趣旨の周知等に一層努め、高等専門学校機関別認証評価の円滑な実施に努める。

(4) 平成17年度に認証評価を実施した高等専門学校及び評価担当者に対して行ったアンケート調査及びインタビュー調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成17年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。

I-1-(1)-3) 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

(高等専門学校機関別認証評価)

① 評価体制の整備等

高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成18年度評価における評価部会、財務専門部会及び運営小委員会の設置

平成18年5月、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、評価の対象となる高等専門学校の書面調査及び訪問調査を実施し、評価結果(原案)を作成する評価部会を3部会設置した。また、財務に関する専門事項を調査する財務専門部会を1部会設置した。さらに、各評価部会間の横断的な事項や評価結果(原案)の調整等を行う運営小委員会を設置した。

評価部会及び財務専門部会は、高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成し、運営小委員会は各評価部会の部会長等で構成した。

なお、専門委員については、平成17年12月に高等専門学校関係団体、平成17年3月に学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行っており、平成18年2月10日開催の専門委員選考委員会において、「高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象高等専門学校の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、3月15日開催の運営委員会の議を経て、41人を任命した。

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会名簿(平成18年5月1日現在)

	青木 恭介	大学評価・学位授与機構教授
	井上 雅弘	佐世保工業高等専門学校長
	蕪木 豊	啓明学園中学校・高等学校校長
	小島 勉	サレジオ工業高等専門学校副校長
	高木 不折	名古屋大学名誉教授
	椿原 治	社団法人日本工学教育協会専務理事
	徳田 昌則	東北大学名誉教授
◎	中島 尚正	産業技術総合研究所理事
	長島 重夫	株式会社日立製作所教育企画部シニアコンサルタント
	長浜 邦雄	東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス担当校長 兼東京都立航空工業高等専門学校長
	野澤 庸則	大学評価・学位授与機構教授
	橋本 弘信	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
	牧島 亮男	北陸先端科学技術大学院大学理事(副学長)
	松為 宏幸	豊橋技術科学大学理事(副学長)
	丸山 久一	長岡技術科学大学理事(副学長)
	安田 國雄	奈良先端科学技術大学院大学長
○	四ツ柳隆夫	宮城工業高等専門学校長

(◎=委員長, ○=副委員長)

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会名簿（平成18年5月1日現在）

(第1部会)		
委 員	○ 長島 重夫	株式会社日立製作所教育企画部シニアコンサルタント
	橋本 弘信	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
専門委員	○ 丸山 久一	長岡技術科学大学理事（副学長）
	◎ 安田 國雄	奈良先端科学技術大学院大学長
	阿蘇 和寿	石川工業高等専門学校教授
	石田 依子	大島商船高等専門学校教授
	伊藤 詣二	大阪府立工業高等専門学校教授
	大林 誠	東京都立第四商業高等学校副校長
	小林 彬	大学評価・学位授与機構客員教授
	佐藤 秀則	大分工業高等専門学校教授
	塚本 真也	岡山大学教授
	時松 孝次	東京工業大学教授
	中川 克彦	新居浜工業高等専門学校教授
	中島 正貴	豊田工業高等専門学校教授
	宮田 克正	秋田工業高等専門学校教授
	村田 圭治	近畿大学工業高等専門学校教授
渡辺 博	福島工業高等専門学校教授	
(第2部会)		
委 員	○ 蕪木 豊	啓明学園中学校・高等学校校長
	○ 高木 不折	名古屋大学名誉教授
専門委員	◎ 徳田 昌則	東北大学名誉教授
	野澤 庸則	大学評価・学位授与機構教授
	石川 清	愛知産業大学教授
	井上 欣三	神戸大学教授
	潮 秀樹	東京工業高等専門学校教授
	岡田 正	津山工業高等専門学校教授
	奥崎真理子	函館工業高等専門学校教授
	小幡 常啓	群馬工業高等専門学校教授
	河添 久美	米子工業高等専門学校教授
	米谷 正	富山工業高等専門学校教授
	谷 順二	財団法人機器研究会理事長
	中野 涉	苫小牧工業高等専門学校教授
	廣山 信朗	サレジオ工業高等専門学校教授
	吉田 茂美	東京都立産業技術高等専門学校教授
(第3部会)		
委 員	青木 恭介	大学評価・学位授与機構教授
	◎ 椿原 治	社団法人日本工学教育協会専務理事
専門委員	○ 牧島 亮男	北陸先端科学技術大学院大学理事（副学長）
	○ 松爲 宏幸	豊橋技術科学大学理事（副学長）
	加藤康志郎	鶴岡工業高等専門学校教授
	國井 洋臣	詫間電波工業高等専門学校教授
	倉光 利江	明石工業高等専門学校教授
	香林 利男	金沢工業高等専門学校教授
	後藤 敏	早稲田大学教授
	佐藤 和秀	長岡工業高等専門学校教授
	佐藤 勝俊	八戸工業高等専門学校教授
	島田 弁	小山工業高等専門学校教授
	高野 光男	東京都立産業技術高等専門学校教授
	寺田 博之	財団法人航空宇宙技術振興財団理事
	土居 正信	高松工業高等専門学校教授
	古川 睦久	長崎大学教授
(財務専門部会)		
委 員	○ 小島 勉	サレジオ工業高等専門学校副校長
	◎ 長浜 邦雄	東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス担当校長 兼東京都立航空工業高等専門学校校長
専門委員	柿本 静志	多摩美術大学総務部参与
	神林 克明	公認会計士，税理士，社会保険労務士

北村 信彦	公認会計士
杉浦 哲郎	放送大学学園監事

(◎=部会長, ○=副部会長)

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会名簿 (平成18年6月23日現在)

蕪木 豊	啓明学園中学校・高等学校校長
小島 勉	サレジオ工業高等専門学校副校長
高木 不折	名古屋大学名誉教授
椿原 治	社団法人日本工学教育協会専務理事
徳田 昌則	東北大学名誉教授
◎ 中島 尚正	産業技術総合研究所理事
長島 重夫	株式会社日立製作所教育企画部シニアコンサルタント
長浜 邦雄	東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス担当校長 兼東京都立航空工業高等専門学校校長
牧島 亮男	北陸先端科学技術大学院大学理事 (副学長)
松爲 宏幸	豊橋技術科学大学理事 (副学長)
丸山 久一	長岡技術科学大学理事 (副学長)
安田 國雄	奈良先端科学技術大学院大学長
○ 四ツ柳隆夫	宮城工業高等専門学校長

(◎=主査, ○=副主査)

② 平成19年度評価における評価者の確保等

平成19年度評価実施のため、専門委員について平成18年11月に高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成19年2月16日開催の専門委員選考委員会において、「高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会及び専門部会の編成について」に基づき、対象高等専門学校の学科等の状況に応じて各分野の専門家及び有識者を選考し、3月23日開催の運営委員会の議を経て、専門委員63人を選考した。

これを受けて平成19年度開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において、評価者として高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会及び財務専門部会を設置する予定である。

(2) 評価体制等の見直し

平成19年度実施の評価に向け、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校機関別認証評価基準について、より分かりやすい内容となるよう表現や字句等を見直し、高等専門学校関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

(3) 評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が高等専門学校機関別認証評価の目的、内容及び方法等について、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、平成18年6月22日～23日の2日間にかけて研修会を実施した。

本研修会では、評価基準、実際の評価作業等について、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど具体的な事例をもとに説明を行い、活発な質疑応答や意見交換等が行われ、評価担当者の共通認識を深めることができた。

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会（運営小委員会）の開催状況

第1回 平成18年5月31日

- ・評価部会及び専門部会の編成等、評価担当者に対する研修の検討

（第1回 運営小委員会）平成18年9月8日

- ・「書面調査による分析結果」及び「訪問調査時の確認事項」（案）の調整

第2回 平成19年1月17日（第2回 運営小委員会）

- ・評価結果（案）、評価部会の体制等の検討

第3回 平成19年3月5日

- ・評価結果（案）への意見の申立て及び評価結果、専門委員の選考、自己評価実施要項等の検討

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会の開催状況

第1回 平成18年6月23日（全評価部会、財務専門部会）

- ・役割分担（担当高等専門学校）の決定

第2回 平成18年8月4日（第1部会）、8月8日（第3部会）、8月11日（第2部会、財務専門部会）

- ・書面調査による分析結果及び訪問調査時の確認事項の検討

第3回 平成18年8月22日（第2部会）、8月24日（第3部会）、8月29日（第1部会）、

9月22日（財務専門部会）

- ・「書面調査による分析結果」及び「訪問調査時の確認事項」（原案）、訪問調査スケジュール等の検討

第4回 平成18年12月6日（財務専門部会）、12月12日（第2部会）、12月14日（第1部会）、

12月20日（第3部会）

- ・評価結果（原案）について

2 評価と課題

高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価部会3部会及び財務専門部会1部会をそれぞれ設置した。評価者となる専門委員については、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い、評価部会においては、対象高等専門学校の学科構成等を踏まえた各専門分野の専門家及び有識者など適切な評価者を得ることができた。また、財務専門部会においても、財務会計分野の専門家など適切な評価者を得ることができた。

平成19年度評価の実施に向けて、高等専門学校機関別認証評価実施大綱及び高等専門学校評価基準の見直しを行い、意見照会（パブリックコメント）を経て改訂した。また、自己評価実施要項及び評価実施手引書についても併せて改訂を行った。

評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も、高等専門学校機関別認証評価の目的、内容及び方法等に関して、共通認識を深めるべく、研修内容の一層の充実を図る。

I-1-(1)-3) 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価

(高等専門学校機関別認証評価)

② 評価の実施

平成17年度に申請を受け付けた高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象高等専門学校 (18校 (国立18校))

(国立) 一関工業高等専門学校, 木更津工業高等専門学校, 長野工業高等専門学校, 岐阜工業高等専門学校, 鳥羽商船高等専門学校, 舞鶴工業高等専門学校, 奈良工業高等専門学校, 松江工業高等専門学校, 呉工業高等専門学校, 徳山工業高等専門学校, 宇部工業高等専門学校, 弓削商船高等専門学校, 久留米工業高等専門学校, 北九州工業高等専門学校, 佐世保工業高等専門学校, 熊本電波工業高等専門学校, 八代工業高等専門学校, 鹿児島工業高等専門学校

1) 書面調査の実施

平成18年6月末に各対象高等専門学校から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、各評価部会では1校について5～6人、財務専門部会では1校3人の委員及び専門委員が、それぞれ評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会及び財務専門部会各2回を訪問調査実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査での調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象高等専門学校の自己評価書とその根拠資料・データ等の分析に当たり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、事務局から共通のサーバーの導入により常にすべての委員に連絡し情報共有や共通理解を図り、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心に、平成18年10月上旬から11月下旬にかけて、対象18校に対してそれぞれ3日間の日程で実施した。

訪問調査の実施に当たっては、対象校の特性に応じて、1校当たり評価部会の委員及び専門委員6～9人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象校に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、3～4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象校との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時刻	事項
13:00～	(高等専門学校到着) ミーティング①
13:30～	高等専門学校関係者(責任者)との面談
15:30～	休憩
15:45～	一般教員及び支援スタッフ等との面談
17:45～	休憩
18:00～	卒業(修了)生との面談
19:20～	休憩
19:25～	ミーティング②
第2日目	
時刻	事項
9:30～	(高等専門学校到着) ミーティング③
10:00～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
12:00～	昼食・休憩
13:00～	学生との面談
14:20～	休憩
14:35～	根拠となる資料・データ等の補完的収集
16:35～	移動・休憩
17:35～	ミーティング④
第3日目	
時刻	事項
9:30～	(高等専門学校到着) ミーティング⑤
10:00～	学校関係者(責任者)への訪問調査結果の説明及び意見聴取
12:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定、公表

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果(案)を決定し、平成19年1月に意見の申立ての手続のため、各対象校に通知し、すべての対象校から意見の申立てがない旨の回答があった。その後、平成19年3月開催の高等専門学校機関別認証評価委員会において評価結果を確定し、平成19年3月28日に各対象校及びその設置者に対して当該高等専門学校の評価結果を通知した。

また、平成18年度に実施した評価結果を「平成18年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成18年度の認証評価に申請があった18校について、予定どおり評価を実施した。

評価は、評価担当者間の情報の共有や共通認識を図りつつ、対象校が作成した自己評価書等に基づく書面調査と、その書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。また、訪問調査においては書面調査等の結果を対象校に伝え、その状況等に関し対象校との共通理解を図りながら実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめ、評価結果を確定した。

評価結果は、平成19年3月に対象校及びその設置者に通知するとともに、「平成18年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として取りまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。

平成19年度以降も、引き続きより良い評価システムの構築に努めつつ、適切に評価を実施する。

I-1-(1)-3 高等専門学校の研究等の総合的状況に関する評価

(高等専門学校機関別認証評価)

③ 評価の受付

平成19年度に実施する評価について、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

(1) 評価の申請の受付

平成19年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のため、平成18年7月28日付けで依頼文書「平成19年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていないすべての国公私立高等専門学校に送付した。

なお、受付に先立って、平成18年6月に高等専門学校機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。

また、各高等専門学校の認証評価に対する動向を把握するため、平成18年5月に各高等専門学校に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。

(2) 受付状況

平成19年度高等専門学校機関別認証評価は、次の20校の申請を受け付けた。

(国立) 函館工業高等専門学校, 苫小牧工業高等専門学校, 秋田工業高等専門学校,
鶴岡工業高等専門学校, 福島工業高等専門学校, 小山工業高等専門学校,
群馬工業高等専門学校, 東京工業高等専門学校, 長岡工業高等専門学校,
富山工業高等専門学校, 石川工業高等専門学校, 豊田工業高等専門学校,
米子工業高等専門学校, 津山工業高等専門学校, 大島商船高等専門学校,
高松工業高等専門学校, 詫間電波工業高等専門学校, 新居浜工業高等専門学校,
大分工業高等専門学校

(私立) 近畿大学工業高等専門学校

2 評価と課題

平成19年度に実施する高等専門学校機関別認証評価については、20高等専門学校の申請を受け付けた。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、認証評価の円滑な実施に努める。

④ 評価結果の検証等

平成17年度に評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な調査を実施する。

1 実施状況

（1）検証の実施内容等

① 実施体制

平成17年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行った。

② 検証の実施方法

検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。

〈対象校〉

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成18年3月27日付けで全対象校（18校）に送付した。これに対して、18校すべてから回答があった。

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容について
 - （1）自己評価について
 - （2）書面調査、訪問調査について
 - （3）意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （1）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - （2）評価作業に費やした労力
 - （3）評価のスケジュールについて
4. 評価全般について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

また、対象校のうち4校を抽出し、実際に対象校を訪問し、評価全般にわたって苦勞した点や評価を受けたことによる影響などについてインタビュー調査を行った。

インタビュー対象校は、アンケート調査において具体的・積極的な意見の提案があったものや、具体的な改善の取組が示されているものなどを中心に選定した。

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成18年3月27日付けで評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（54人）に送付した。これに対して30人から回答があった。（回収率56%）

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュールについて
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

(2) 検証の結果等

アンケート調査及びインタビュー調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、

- ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
- ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
- ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、主要科目の常勤職員を採用し充実させた、シラバスの形式を統一し評価基準や評価方法について明確化した、などの改善の取組が行われていること

などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。一方で、課題となる点として、

- ① 評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくこと
- ② 認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことにより社会からの理解、支援を得ていくこと

などが確認され、さらに努力が必要であることが明らかになった。

なお、これらの検証結果については、平成19年3月に「平成17年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。

当該報告書については、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校及び評価担当者に送付する予定である。

2. 評価と課題

今回の検証により、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらにその内容を深化させていくこととしている。

また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であり、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

I-1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

1 実施状況

(1) 評価体制の整備等

法科大学院認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき対象法科大学院の書面調査及び訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成することを任務とした評価部会（法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成）をこれまでの2部会から6部会にするなど整備を図った。また、各評価部会の評価内容等を調整するため、運営連絡会議を設置した。

(2) 評価の実施

評価部会は、平成18年6月末に対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書等を分析の上、慎重に審議し意見を集約した。この書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして訪問調査を実施した後、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議の上、平成19年1月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果（案）を決定し、意見の申立ての手続を経た上で、平成19年3月開催の法科大学院認証評価委員会において評価結果を確定し、平成19年3月28日に対象法科大学院を置く大学に対して評価結果を通知した。

(3) 評価の受付

平成19年度に実施する法科大学院認証評価（本評価及び予備評価）のため、平成18年7月28日付けで依頼文書「平成19年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」及び「平成19年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（予備評価）の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に申請要項等の案内を送付し、11大学から本評価の申請を、3大学から予備評価の申請を受け付けた。

(4) 評価結果の検証等

平成17年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針を策定した上で、対象校及び評価担当者に対してアンケート調査を行い、その内容をもとに検証を行った。

(5) 専門職大学院認証評価に関する検討会議における評価基準等の検討状況及び検討結果の公表

法科大学院以外の専門職大学院の評価基準について、「専門職大学院の分野の種類に係わらない共通的な事項」、「分野固有の事項」の両面から検討を行い、「専門職大学院の評価基準モデル」を作成し、専門職大学院を置く大学及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表した。

2 評価と課題

(1) 法科大学院認証評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を設置し、評価担当者となる専門委員について、法科大学院認証評価（本評価及び予備評価）の申請状況に応じて、適切な評価担当者を委嘱するなど、評価体制の整備を図った。平成19年度は11法科大学院の本評価及び3法科大学院の予備評価を実施することとしている。

平成19年度実施の評価に向け、法科大学院評価基準要綱について見直しを行い、意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また、対象法科大学院及び評価担当者にアンケート調査を実施するなど、評価の実施内容等の見直しを行った。

(2) 評価担当者に対する研修については、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど研修内容の工夫を図り、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。

(3) 評価の実施については、平成18年度の法科大学院認証評価（予備評価）に申請のあった13法科大学院について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、対象法科大学院からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成19年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。

(4) 平成19年度実施の法科大学院認証評価については、11大学から本評価、3大学から予備評価の申請を受け付けた。評価申請に先立って実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各大学への訪問説明等を行い、機構への評価申請について検討を依頼した。

平成18年度に開催した認証評価委員会において、本評価については、教員組織調査専門部会を設置して教員の授業科目適合性の調査を行うことを決定し、平成19年1月に実施方法等を対象法科大学院を置く大学に通知した。

(5) 平成17年度に予備評価を実施した法科大学院及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、

機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度中においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

これらの検証結果については、「平成17年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。

(6) 法科大学院以外の専門職大学院の評価基準等を検討するに当たり、各分野の専門職大学院等に出向き情報収集を行い、これまでに機構が策定した機関別認証評価基準や法科大学院評価基準等を参考に、評価基準の構成等について検討を重ね、専門職大学院認証評価に関する

検討会議において、それぞれの専門の立場からの有用な意見を得ながら、「専門職大学院の評価基準モデル」を作成し、公表した。

今後とも、専門職大学院の認証評価機関の創設を検討している関係団体等の参考に資するよう、「専門職大学院の評価基準モデル」の周知に努めていきたい。

I-1-(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

① 評価体制の整備等

法科大学院の教育研究活動に関する評価について、大学からの予備評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。

この他、適宜評価体制等の見直しを図る。

評価担当者の研修を適切に実施する。

1 実施状況

(1) 評価体制の整備及び評価者の確保の状況

① 平成18年度評価における評価部会の設置

平成18年5月、法科大学院認証評価委員会の下に、同委員会が決定する基本的方針に基づき、平成18年度評価を実施し、評価報告書原案を作成することを目的として、法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会を6部会設置した。また、各評価部会の評価内容等を調整するため、運営連絡会議を設置した。

専門委員については、平成17年10月に法科大学院を置く各国公私立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く候補者の推薦依頼を行い、平成17年11月28日開催の専門委員選考委員会において、「法科大学院認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会の編成について」に基づき、対象法科大学院の状況に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い、その後、平成18年3月15日及び6月19日開催の運営委員会の議を経て35人を委嘱し、計50人とした。

○ 法科大学院認証評価委員会委員名簿（平成19年3月28日現在）

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
荒 川 正 昭	大学入試センター理事長
安 西 祐一郎	慶應義塾長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 田 良	慶應義塾大学教授
稲 葉 威 雄	早稲田大学教授
井 上 正 仁	東京大学教授
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
金 井 康 雄	司法研修所教官
木 藤 繁 夫	牛島総合法律事務所弁護士
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
小 島 武 司	桐蔭横浜大学大学院法学研究科長・法学部長
◎ 佐々木 毅	前東京大学総長
佐 藤 幸 治	近畿大学教授
館 昭	桜美林大学教授
○ 田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
中 森 喜 彦	京都大学理事
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
濱 田 道 代	名古屋大学教授
松 尾 龍 彦	司法評論家

三井誠	同志社大学教授
諸石光熙	住友化学株式会社特別顧問
山口幹生	法務省法務総合研究所総務企画部付

(◎=委員長, ○=副委員長)

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会委員名簿 (平成19年3月28日現在)

(第1部会)		
委員	松尾龍彦	司法評論家
専門委員	石川敏行	中央大学教授
	井上直哉	司法研修所教官
	今田幸子	労働政策研究・研修機構統括研究員
	上野泰男	早稲田大学教授
○	河上正二	東北大学教授
	笠井治	東京リベルテ法律事務所弁護士
	小林量	名古屋大学教授
	椎橋隆幸	中央大学教授
◎	曾根威彦	早稲田大学大学院法学研究科長
	中山充	香川大学大学院連合法務研究科長
○	野坂泰司	学習院大学教授
	濱田毅	京都大学教授
	山中至	熊本大学大学院法曹養成研究科長
(第2部会)		
委員	岡田ヒロミ	消費生活専門相談員
専門委員	天野佳洋	駿河台大学教授
	猪俣尚人	上智大学教授
	田中宏	田中宏法律事務所弁護士
	藤田久一	関西大学教授
	丸山雅夫	南山大学副学長
○	棟居快行	大阪大学教授
◎	安永正昭	神戸大学教授
(第3部会)		
委員	○ 磯村保	神戸大学教授
	◎ 三井誠	同志社大学教授
専門委員	秋山仁美	慶應義塾大学教授
	稲葉馨	東北大学大学院法学研究科長
	勝方信一	読売新聞社編集委員
	官澤里美	官澤法律事務所弁護士
	平覚	大阪市立大学教授
	山田明	司法研修所教官
(第4部会)		
委員	中森喜彦	京都大学理事
専門委員	◎ 碓井光明	東京大学教授
	遠藤邦彦	司法研修所教官
	関敏彦	法政大学教授
○	滝澤正	上智大学法科大学院長
	武井康年	広島総合法律会計事務所弁護士
	森田衛	株式会社福寿園取締役副社長
(第5部会)		
委員	磯部力	立教大学教授
専門委員	麻生利勝	大東文化大学教授
	笠原慎一	笠原総合法律事務所弁護士
○	長沼範良	上智大学教授
	浜川清	法政大学大学院法務研究科長
	村田斉志	司法研修所教官
	山川隆一	慶應義塾大学教授

	◎	山本和彦	一橋大学教授
		吉田克己	北海道大学教授
(第6部会)			
委員		磯部力	立教大学教授
専門委員		岩井宜子	専修大学教授
		片山典之	シティニューワ法律事務所弁護士
		佐藤光代	横浜国立大学教授
		高見勝利	上智大学教授
	○	棚村政行	早稲田大学教授
	◎	深田三徳	同志社大学大学院司法研究科長
		前田純博	前田特許事務所弁理士

(◎=部会長, ○=副部会長)

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議委員名簿（平成19年3月28日現在）

委員		磯部力	立教大学教授
		磯村保	神戸大学教授
	○	井上正仁	東京大学教授
		加藤哲夫	早稲田大学教授
		舘昭	桜美林大学教授
	◎	田中成明	関西学院大学教授
		中森喜彦	京都大学理事
		三井誠	同志社大学教授
専門委員		石川敏行	中央大学教授
		碓井光明	東京大学教授
		曾根威彦	早稲田大学大学院法学研究科長
		滝澤正	上智大学法科大学院長
		棚村政行	早稲田大学教授
	*	土井真一	京都大学教授
	*	中川丈久	神戸大学教授
	*	長谷部恭男	東京大学教授
		深田三徳	同志社大学大学院司法研究科長
		安永正昭	神戸大学教授
		山本和彦	一橋大学教授

(◎=主査, ○=副主査, *=運営連絡会議のみの専門委員)

② 平成19年度評価における評価担当者の確保等

平成19年度評価実施のため、専門委員について、平成17年10月に行った法科大学院を置く各国公私立大学への候補者の推薦依頼に対する回答に基づき、平成18年12月7日開催の専門委員選考委員会において、「法科大学院認証評価委員会専門委員の選考方針について」及び「評価部会の編成について」に基づき、対象法科大学院の状況に応じて各分野の専門家及び有識者の選考を行い、平成19年3月23日開催の運営委員会の議を経て、平成18年度に委嘱した35人を含む専門委員62人を選考した。

これらを受けて平成19年度開催の法科大学院認証評価委員会において、法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員で構成される評価部会7部会を設置する予定である。

(2) 評価体制等の見直し

平成19年度実施の評価に向け、法科大学院評価基準要綱について、各法科大学院の現状を踏まえ一部の解釈指針について「望ましい。」とする条件を「努めていること。」とする条件等に改正するなど見直しを行い、法科大学院等の関係団体への意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。また、対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査

を実施した。これにより得られた意見等を踏まえ、「法科大学院認証評価に関するQ&A」を更新し、機構のウェブサイトに掲載する予定である。

なお、平成19年度から実施する本評価においては、教員組織（教員の資格と評価）に関する評価をより適切なものとするため、教員組織調査専門部会を設置し、教員の授業科目適合性の調査を行うことを平成18年9月28日開催の法科大学院認証評価委員会（第2回）において決定し、平成19年1月25日開催の同委員会（第3回）において、実施方法についてさらに検討し、調査に係る資料の作成方法や様式等を平成19年1月31日付で平成19年度評価対象大学に通知した。

（3）評価担当者に対する研修の実施

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、平成18年6月26日に法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施した。

本研修会では、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど研修内容の工夫を図り、活発な質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めることができた。

○ 法科大学院認証評価委員会の開催状況

第1回 平成18年5月25日

- ・評価部会の編成、評価の実施方法等について審議・決定

第2回 " 9月28日

- ・書面調査による分析結果、第8章（8-1：教員の資格と評価）に係る取扱い等について審議・決定

第3回 平成19年1月25日

- ・評価報告書原案、平成19年度の評価部会編成等について審議・決定

第4回 " 3月8日

- ・評価結果、専門委員の選考等について審議・決定

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議の開催状況

第1回 平成18年9月28日

- ・書面調査による分析結果、第8章（8-1：教員の資格と評価）に係る取扱い等について審議

第2回 平成19年1月25日

- ・評価報告書原案、平成19年度の評価部会の編成等について審議

第3回 " 3月8日

- ・評価結果、専門委員の選考等について審議

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会の開催状況

第1回 平成18年6月26日

- ・評価部会の編成等について審議

第2回（第1部会） 平成18年8月21日

（第2部会） " 8月21日

（第3部会） " 8月23日

（第4部会） " 8月23日

（第5部会） " 8月18日

（第6部会） " 8月25日

- ・基準ごとの分析・調査結果等について審議

第3回（第1部会） 平成18年9月12日

(第2部会)	〃	9月14日
(第3部会)	〃	9月15日
(第4部会)	〃	9月14日
(第5部会)	〃	9月14日
(第6部会)	〃	9月15日

・訪問調査スケジュール，書面調査による分析結果等について審議

第4回 (第1部会)	平成18年12月18日
(第2部会)	〃 12月26日
(第3部会)	〃 12月19日
(第4部会)	〃 12月22日
(第5部会)	〃 12月22日
(第6部会)	〃 12月25日

・評価報告書原案等について審議

2 評価と課題

(1) 法科大学院認証評価委員会の下に置く評価部会を，これまでの2部会から6部会にするなど整備を図った。評価担当者については，国公私立大学，法曹三者及び関係団体等に対し広く候補者の推薦依頼を行い，適切な評価担当者を得ることができた。

(2) 平成19年度は11法科大学院の本評価と，3法科大学院の予備評価を実施することとしている。

平成18年度に開催した認証評価委員会において，本評価については，教員組織調査専門部会を設置して教員の授業科目適合性の調査を行うことを決定し，平成19年1月に実施方法等を対象法科大学院を置く大学に通知した。

平成19年度実施の評価に向け，法科大学院評価基準要綱について見直しを行い，意見照会（パブリックコメント）を経た上で改訂した。

また，適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てに対しては，意見申立審査専門部会を置いて審議を行うこと，また平成20年度以降は，適格認定を受けられなかった法科大学院を置く大学が追評価を申請する可能性があることや適格認定を受けた法科大学院を置く大学から提出される「年次報告書」に基づき，教育課程又は教員組織に重要な変更があると判断した場合には，当該大学の申請に基づいてそれぞれ評価を実施する必要があることから，今後，これら評価の実施方法や実施体制を適切に整備する。

このほか，書面調査・訪問調査での評価内容・方法，自己評価書の記入方法等について，対象法科大学院を置く大学及び評価担当者を実施したアンケートの結果を踏まえ，見直しを図ることとした。

(3) 評価担当者に対する研修については，「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど研修内容の工夫を図り，参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど，評価担当者の共通認識を深めることができた。今後も法科大学院評価の目的，内容及び方法等に関して，共通認識を深めるべく，平成17・18年度に実施した予備評価の経験を踏まえ，評価業務を行う際に使用するマニュアルを作成するなど，研修内容の一層の充実を図る。

I-1-(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

② 評価の実施

各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施し、評価報告書を当該大学に提供する。

1 実施状況

(1) 評価の実施

○ 評価対象大学

(国立) 北海道大学, 東北大学, 千葉大学, 東京大学, 金沢大学, 名古屋大学, 京都大学, 大阪大学, 神戸大学, 広島大学, 香川大学
 (私立) 専修大学, 近畿大学

1) 書面調査の実施

平成18年6月末に法科大学院を置く各対象大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、評価部会では1法科大学院当たり7～10人の委員及び専門委員がそれぞれ10章54基準で構成される評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。この分析結果を踏まえ、評価部会2回を訪問調査実施前の9月までに開催し、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容等について、慎重に審議を行った。

なお、対象法科大学院の自己評価書とその根拠資料、データ等の分析に当たり、書面調査期間中に各委員及び専門委員から寄せられた疑問点及びその対応等については、専用の情報共有サーバ等を利用して委員の情報共有や共通理解を常に行い、書面調査の円滑化を図った。

2) 訪問調査の実施

訪問調査は、書面調査の結果を踏まえ、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして、平成18年10月から12月にすべての対象法科大学院に対しそれぞれ2日間の日程で実施した。

訪問調査の実施に当たっては、対象法科大学院の特性に応じて、1法科大学院当たり評価部会の委員及び専門委員4～6人に加え、機構の教職員若干名が同行した。

なお、対象法科大学院に対しては、訪問調査の1ヶ月前までに訪問調査スケジュール、面談対象者の属性等及び視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を通知し、4週間前までに書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項を送付した上で、対象法科大学院との共通理解を図りつつ訪問調査を行った。

○ 訪問調査のスケジュール（例）

第1日目	
時刻	事項
13:00～	対象法科大学院到着後、訪問調査ミーティング①
14:00～	法科大学院関係者（責任者）との面談
15:00～	休憩
15:10～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認①
	教育現場の視察及び学習環境の状況調査①
17:30～	休憩

17:40～	学生との面談
19:00～	訪問調査ミーティング②
第2日目	
時刻	事項
8:30～	対象法科大学院到着後、訪問調査ミーティング③
9:30～	法科大学院の一般教員との面談
10:50～	休憩
11:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認② 教育現場の視察及び学習環境の状況調査②
12:00～	昼食・休憩
13:00～	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認③
15:00～	訪問調査ミーティング④
16:00～	法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
17:00	訪問調査終了

3) 評価結果の確定, 通知

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）を決定し、平成19年1月に意見の申立て手続のため、各対象大学に通知した。その後、意見の申立てのあった3法科大学院について、その内容について再度確認を行い、平成19年3月開催の法科大学院認証評価委員会で申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定し、平成19年3月28日に各対象大学に対して当該法科大学院の評価結果を通知した。

なお、意見の申立てのあった3法科大学院については、申立ての内容や、その対応を記載した評価結果を送付した。

2 評価と課題

- (1) 平成18年度の法科大学院認証評価（予備評価）に申請のあった13法科大学院について、予定どおり評価を実施し、平成19年3月に評価結果を通知した。

この予備評価は、各法科大学院が本評価に先立って教育研究活動等の改善を図っていくことや、機構の認証評価に対する理解を深めていくことを目的として実施するものである。

評価の実施に当たっては、対象法科大学院が作成した自己評価書等に基づく書面調査及び書面調査の結果を踏まえた訪問調査により実施した。書面調査は、委員の情報共有や共通理解を図るとともに、訪問調査においては、書面調査結果を対象法科大学院を置く大学に通知し、対象法科大学院の状況について、当該大学との間で共通理解を図りながら評価を実施した。

書面調査、訪問調査とも計画どおりのスケジュールで評価結果を取りまとめ、対象法科大学院からの意見の申立てについて再度審議を行い、評価結果を確定した。

- (2) 平成17年度に予備評価を実施した4法科大学院及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の意見等を踏まえ、平成18年度以降の実施に係る評価基準の内容、書面調査・訪問調査での評価内容・方法等についての見直しを図った。また、平成18年度においても評価を実施した13法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これらによって得られた意見等を踏まえ、今後、書面調査・訪問調査での評価内容・方法等について見直しを図ることとしている。

I - 1 - (2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

③ 評価の受付

平成19年度に実施する評価（本評価及び予備評価）について、法科大学院を置く大学から評価の申請を受け付ける。

1 実施状況

(1) 評価（本評価及び予備評価）の申請の受付

平成19年度に実施する法科大学院認証評価（本評価及び予備評価）のために、平成18年7月28日付けで依頼文書「平成19年度に実施する大学機関別認証評価，選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」及び「平成19年度に実施する大学機関別認証評価，選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（予備評価）の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付した。

なお、受付に先立って、平成18年6月に法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構が行う認証評価についての周知に努めた。その結果、説明会に参加した法科大学院関係者より説明会後においても機構の評価基準及び評価の実施方法等について、電話、メール等による問い合わせや相談があった。

また、各大学の認証評価に対する動向を把握するため、平成18年5月に法科大学院を置く各国公私立大学に対し認証評価の実施予定年度等についての意向調査を実施した。平成19年度実施の評価の受付に当たっては、意向調査の状況も踏まえ、機構の評価を受けることを検討している大学を訪問（13大学）し、評価基準の内容や自己評価の方法等についてより詳細な説明を行ったほか、法科大学院協会シンポジウム等機構外で行われる関連講演会等に積極的に参加することにより、機構への申請について検討を依頼した。

(2) 受付状況

平成19年度法科大学院認証評価は、次の14大学から本評価及び予備評価の申請を受け付けた。

－本評価－

（国立）北海道大学，千葉大学，一橋大学，新潟大学，金沢大学，香川大学，九州大学，
熊本大学

（私立）上智大学，専修大学，明治大学

－予備評価－

（国立）筑波大学，信州大学，静岡大学

2 評価と課題

平成19年度に実施する認証評価（本評価及び予備評価）について、14大学から申請を受け付けた。

説明会の後、申請を受け付けるまでの間において、意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなど申請を促すための取組を行った。

今後も引き続き、機構の認証評価の趣旨の周知等に一層努めるとともに、評価の実施年度の前年度に申請を受け付け、認証評価の円滑な実施に努める。

I - 1 - (2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

④ 評価結果の検証等

平成17年度に予備評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。

1 実施状況

(1) 検証の実施内容等

① 実施体制

平成17年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果の取りまとめを行った。

② 検証の実施方法

検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。

〈対象校〉

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成18年3月27日付けで全対象校（4校）に送付した。これに対して、4校すべてから回答があった。

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容について
 - (1) 自己評価について
 - (2) 書面調査、訪問調査について
 - (3) 意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力
 - (3) 評価のスケジュールについて
4. 評価全般について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成18年3月27日付けで評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（30人）に送付した。これに対して、18人から回答があった。（回収率60%）

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュールについて
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

(2) 検証の結果等

アンケート調査の結果から、平成17年度に実施した認証評価について評価できる点として、

- ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
- ② 対象校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
- ③ 自己評価の実施や機構からの評価結果を受けたことにより、休業期間中の開講科目、履修登録可能条件単位数の見直し、法律実務基礎科目のカリキュラムの体系化、授業内容の見直し、などの改善の取組が行われていること

などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。

一方で、課題となる点として、評価に係る対象校や評価担当者の負担を軽減していくことなどが確認され、さらに努力が必要であることが明らかになった。

なお、これらの検証結果については、平成19年3月に「平成17年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」として取りまとめた。

当該報告書については、機構のウェブサイトに掲載するとともに対象校等に送付する予定である。

2 評価と課題

今回の検証により、機構の実施した法科大学院認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができたが、平成17年度については認証評価を行った法科大学院が少なかったことから、平成18年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。

また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成18年度においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。

I-1-(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価（専門職大学院認証評価）

⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

大学関係者及び有識者等の参画を得て、法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価のための評価基準等について検討を行い、検討結果を公表する。必要に応じて、認証評価機関としての認証を受けるべく準備を進め、文部科学大臣に認証評価機関としての認証の申請を行う。

1 実施状況

(1) 専門職大学院認証評価に関する検討会議における評価基準等の検討状況

平成17年度に設置された「専門職大学院認証評価に関する検討会議」の下に、比較的多数の専門職大学院が設置されている「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」の3分野について分野別検討グループを設置し、各分野固有の事項について検討を行った。

上記、分野別検討グループの検討結果及び平成17年度中に検討を行った専門職大学院の分野の種類にかかわらず共通的な事項をもとに、「専門職大学院の評価基準モデル（案）」を取りまとめ、これについて、平成18年8月下旬から9月下旬にかけて、専門職大学院を置く大学及び関係団体に対して、意見照会を行った。

この意見照会の結果を踏まえつつ、平成18年12月開催の検討会議において、「専門職大学院の評価基準モデル」を審議決定した。

○ 専門職大学院認証評価に関する検討会議委員名簿（平成19年1月19日現在）

	縣 公一郎	早稲田大学教授
	有信 睦弘	株式会社東芝執行役常務
	磯部 力	立教大学教授
○	伊藤 文雄	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
	江川 雅子	ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長
	圓川 隆夫	東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科長
	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	亀岡 秋男	北陸先端科学技術大学院大学特任教授
	菊地 敦子	人事院事務総局審議官
	佐竹 正幸	日本公認会計士協会常務理事
◎	杉山 武彦	一橋大学長
	高田 敏文	東北大学教授
	高橋 伸夫	東京大学教授
	土肥 一史	一橋大学教授
	永野 則雄	法政大学教授
	中原 俊隆	京都大学教授
	中村 研一	北海道大学教授
	山田 礼子	同志社大学教授

(◎=主査, ○=副主査)

○専門職大学院認証評価に関する検討会議の開催状況

第3回 平成18年7月31日

- ・専門職大学院の評価基準モデル（案）について

第4回 平成18年12月18日

- ・専門職大学院の評価基準モデル（案）について

○専門職大学院認証評価に関する検討会議の分野別検討グループの開催状況

第1回 「ビジネス・MOT」 平成18年5月23日

「会計」 平成18年5月26日

「公共政策」 平成18年5月15日

- ・分野別検討グループでの検討の進め方について
- ・専門職大学院評価基準について

第2回 「ビジネス・MOT」 平成18年6月21日

「会計」 平成18年6月12日

「公共政策」 平成18年6月12日

- ・専門職大学院評価基準について

○情報収集のために訪問した専門職大学院

(国立) 神戸大学大学院経営学研究科

九州大学大学院医学系学府

(私立) 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科

中央大学大学院国際会計研究科

徳島文理大学大学院総合政策研究科

(2) 専門職大学院認証評価に関する検討会議における検討結果の公表

専門職大学院認証評価に関する検討会議において作成した「専門職大学院の評価基準モデル」については、専門職大学院の認証評価機関の創設を促すことを目的として、平成19年1月に専門職大学院を置く大学及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表した。

○「専門職大学院の評価基準モデル」の通知先

専門職大学院を置く大学 49大学, 関係団体・機関 8機関, 経済団体等 6機関 計63件

2 評価と課題

専門職大学院の評価基準等を検討するに当たり、各分野の専門職大学院等に出向き情報収集を行い、これまでに機構が策定した機関別認証評価基準や法科大学院評価基準等を参考に、評価基準の構成等について検討を重ね、専門職大学院認証評価に関する検討会議において、それぞれの専門の立場からの有用な意見を得ながら、「専門職大学院の評価基準モデル」を作成し、これを専門職大学院を置く大学及び関係団体に通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表することができた。

今後とも、専門職大学院の認証評価機関の創設を検討している関係団体等の参考に資するよう、「専門職大学院の評価基準モデル」の周知に努めていきたい。

I-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価

(国立大学法人等の教育研究評価)

1 実施状況

(1) 評価方法の検討

① 国立大学教育研究評価委員会における審議

文部科学省国立大学法人評価委員会第5回総会（平成16年5月11日開催）での審議の状況を踏まえ、「国立大学教育研究評価委員会」を設置した。（平成16年9月設置）

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価について審議した。

② 国立大学教育研究評価委員会における審議状況

平成18年4月に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（中間まとめ）」を取りまとめ文部科学省国立大学法人評価委員会に報告した。

文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について（平成18年6月19日）」を踏まえ、「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」を平成19年1月に取りまとめ、文部科学省国立大学法人評価委員会に報告するとともに、機構のウェブサイトで公表した。

文部科学省国立大学法人評価委員会での審議状況及び文部科学省主催の「国立大学法人評価実務担当者連絡会」並びに国立大学協会の支部会議等での意見を踏まえ、さらに検討を行い、「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」の修正を行った。

(2) 評価体制の整備等

文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について（平成18年6月19日）」を踏まえて、平成19年1月に取りまとめた「実績報告書作成要領（案）」の中で、教育・研究水準の分析に当たって根拠となると考えられる資料・データ例を示した。

これらの検討に当たっては、文部科学省が2月に開催した「国立大学法人評価実務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等において、参加した国立大学法人関係者等から出された意見を踏まえて、「実績報告書作成要領（案）」への修正を行った。

2 評価と課題

(1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価に関しては、国立大学教育研究評価委員会の委員（大学関係者や各界からの有識者）から、それぞれの専門の立場での有用な意見を得ることができ、国立大学法人等における教育研究活動の質の向上等に資する評価方法等の検討を行った。

平成19年4月に開催が予定されている文部科学省国立大学法人評価委員会総会に報告する

とともに、平成19年度に予定されている機構の評価担当者に対する研修会及び国立大学法人等の評価担当者に対する説明会に向けて、機構において評価を行うに当たっての具体的な評価実施方法等の検討を進める。

- (2) 平成20年度に予定されている国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価の実施に向け、評価時に必要となる情報・データの内容の整理や大学情報データベースの収集したデータの分析等に係る機能の整備を行い、検討状況について国立大学法人関係者等に対して情報提供を行った。

平成19年度は、評価に当たって必要となる資料・データ例など実績報告書の作成方法等について説明するとともに、大学情報データベースにより収集するデータや提供する指標・データを確定し、指標・データの提供を行う予定である。

① 評価方法の検討

国立大学教育研究評価委員会において、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動等の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法の検討を行い、評価の実施内容・手順等について、文部科学省国立大学法人評価委員会と連携・調整の上、整理する。

1 実施状況

(1) 国立大学教育研究評価委員会における審議

文部科学省国立大学法人評価委員会第5回総会（平成16年5月11日開催）での「評価の基本的な方向性も含め、大学評価・学位授与機構に教育研究の状況についての評価方法等の専門的な検討を依頼し、その結果を踏まえて評価委員会において検討を行う」という審議の状況を踏まえ、「国立大学教育研究評価委員会」を設置した。（平成16年9月設置）

国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価について、第11回国立大学教育研究評価委員会（平成18年10月2日開催）において、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に作成を求める実績報告書の作成要領及び機構における教育研究評価の基本方針や基本的な内容・手順等を示した評価実施要項の原案を取りまとめることを目的としてワーキンググループを設置し、同委員会において審議した。

(2) 国立大学教育研究評価委員会における審議状況

国立大学教育研究評価委員会を5回、同ワーキンググループを6回開催し、

- ① 文部科学省国立大学法人評価委員会における審議に供するため、これまでの国立大学教育研究評価委員会において検討を行った教育研究評価の基本的な方向性等を平成18年4月に「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（中間まとめ）」として取りまとめた。
- ② 文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について（平成18年6月19日）」を踏まえ、評価を受ける国立大学法人及び大学共同利用機関法人だけでなく評価者の負担や評価スケジュールを考慮した教育研究水準及び質の向上度の具体的な評価方法や、中期目標の達成状況の具体的な評価方法等の検討を行い、「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」を平成19年1月に取りまとめた。
- ③ 評価方法の検討に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動等の水準の向上等に資することができるよう、厳正なる自己評価を行うこととし、水準については、「関係者の期待に込んでいるか」という基準で判断するとともに、個々の研究業績については、「第三者による評価結果」や「客観的指標」等をもとに判断するなど、客観的視点

からの分析を行うこととした。

これらの審議状況については、機構のウェブサイトで公表した。

上記で取りまとめた「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」について、文部科学省国立大学法人評価委員会へ報告するとともに、文部科学省が平成19年2月に国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価実務担当者を対象として開催した「国立大学法人評価実務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等で機構から説明を行った。

文部科学省国立大学法人評価委員会及び「国立大学法人評価実務担当者連絡会」等での意見を踏まえ、国立大学教育研究評価委員会において、「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」の修正を行った。

○ 委員会及びワーキンググループの開催状況

第9回 平成18年4月7日

- ・教育水準に関する評価について
- ・質の向上度を踏まえた評価について
- ・国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について
- ・ワーキンググループの設置期間の延長について

第10回 平成18年8月23日

- ・教育研究評価の実施方法について

第11回 平成18年10月2日

- ・今後の検討の進め方について
- ・ワーキンググループの設置について

第12回 平成18年12月15日

- ・「実績報告書作成要領」について
- ・「評価実施要項」について

第13回 平成19年3月26日

- ・「実績報告書作成要領」「評価実施要項」について
- ・評価の実施体制について
- ・評価の実施に関する規則の制定について
- ・評価者の選考方針について

※ワーキンググループの開催：平成18年6月30日、7月24日、8月10日、10月20日、11月14日、12月5日

2 評価と課題

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価に関して、文部科学省国立大学法人評価委員会と連携を密にとりつつ、随時、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の関係者に検討状況の情報提供を行いながら、国立大学教育研究評価委員会において検討を行った。国立大学教育研究評価委員会の委員（大学関係者や各界からの有識者）から、それぞれの専門の立場での有用な意見を得ることができ、国立大学法人等における教育研究活動の質の向上等に資する評価方法等の検討を行うことができた。

今後は、国立大学教育研究評価委員会において、「国立大学法人評価実務担当者連絡会」等での意見や文部科学省国立大学法人評価委員会での審議状況を踏まえ「実績報告書作成要領（案）」及び「評価実施要項（案）」について修正を行い、平成19年4月に開催が予定されている文部科学省国立大学法人評価委員会総会に報告する。

平成19年度に予定されている機構の評価担当者に対する研修会及び国立大学法人等の評価担当者に対する説明会に向けて、機構において評価を行うに当たっての具体的な評価実施方法等の検討を進める。

② 評価体制の整備等

評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める準備を行う。

1 実施状況

文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について（平成18年6月19日）」を踏まえて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に提出を求める基礎資料の内容について検討を行い、平成19年1月に取りまとめた「実績報告書作成要領（案）」の中で、教育・研究水準の分析に当たって根拠となると考えられる資料・データ例を示した。

これらの検討に当たっては、文部科学省が2月に開催した「国立大学法人評価実務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等において、参加した国立大学法人関係者等から出された意見を踏まえて、「実績報告書作成要領（案）」への修正を行った。

2 評価と課題

平成20年度に予定されている国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価の実施に向け、評価時に必要となる情報・データの内容の整理や大学情報データベースの収集したデータの分析等に係る機能の整備を行い、また、検討に当たっては、国立大学法人関係者等から出された意見を踏まえて、「実績報告書作成要領（案）」への修正を行った。

平成19年度は教育研究評価に係る「実績報告書作成要領」等が確定後、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の関係者に対して、評価に当たって必要となる資料・データ例など実績報告書の作成方法等について説明するとともに、大学情報データベースにより国立大学法人から収集するデータや国立大学法人及び機関の評価担当者に提供する指標・データを確定し、国立大学法人に対して当該大学に係る指標・データの提供を行う予定である。

I 業務の質の向上

I-2 学位授与

1 実施状況

(1) 機構の学位授与制度

機構の学位授与制度は、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の学部卒業生、大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して学位を授与するもので、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関である。

機構が授与する学位には、①短期大学や高等専門学校卒業及び文部科学省の定めた一定の要件を満たす専門学校の修了等を基礎資格として、その後大学等の高等教育機関で学修を積み重ねて一定の単位を修得した者に授与する学位（学士）と、②機構が大学の学部、大学院の修士課程及び博士課程に相当する教育を行っているとして認定した省庁大学校の修了者に授与する学位（学士・修士・博士）の2種類があり、いずれも厳正な審査を行った上で学位を授与している。

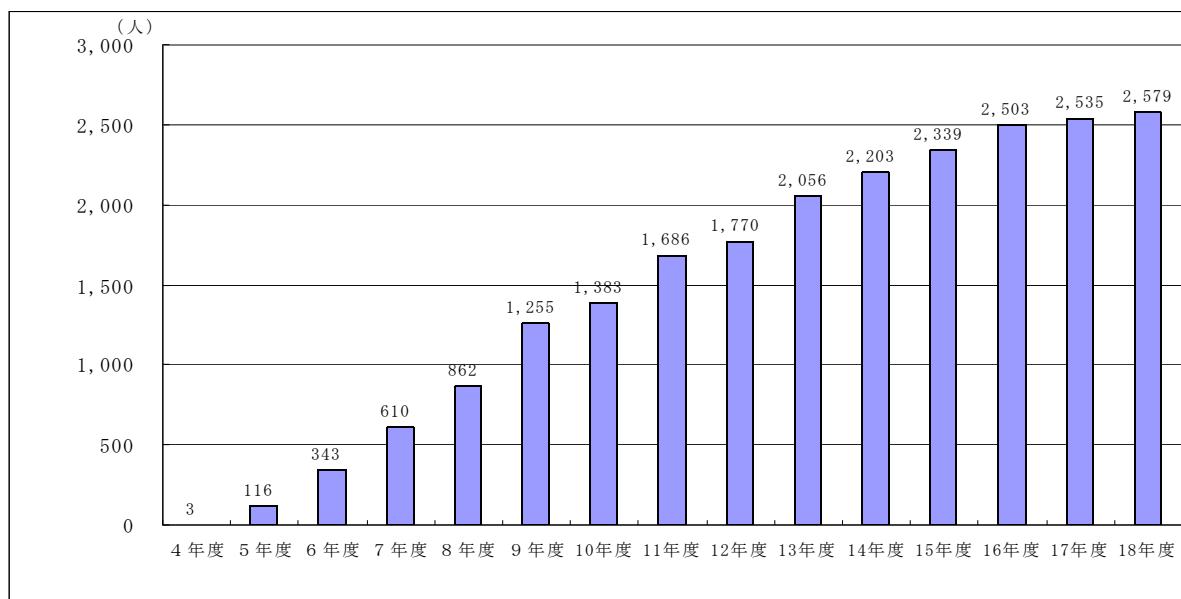
これらの学位審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成される学位審査会を設置して審査に当たっている。

(2) 学位授与事業の実施状況

① 短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等への学位授与（学士）

短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等については、平成4年度に初めて学位を授与してから年々増加してきている。平成18年度においても、4月期と10月期の2回、学位授与申請を受け付け、厳正な審査を行った上で、2,579人に対して規則どおり申請後6月以内に学士の学位を授与した。これにより、平成4年度に初めて学士の学位を授与してからの合計は22,243人となった。

○ 短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等の学位取得者数



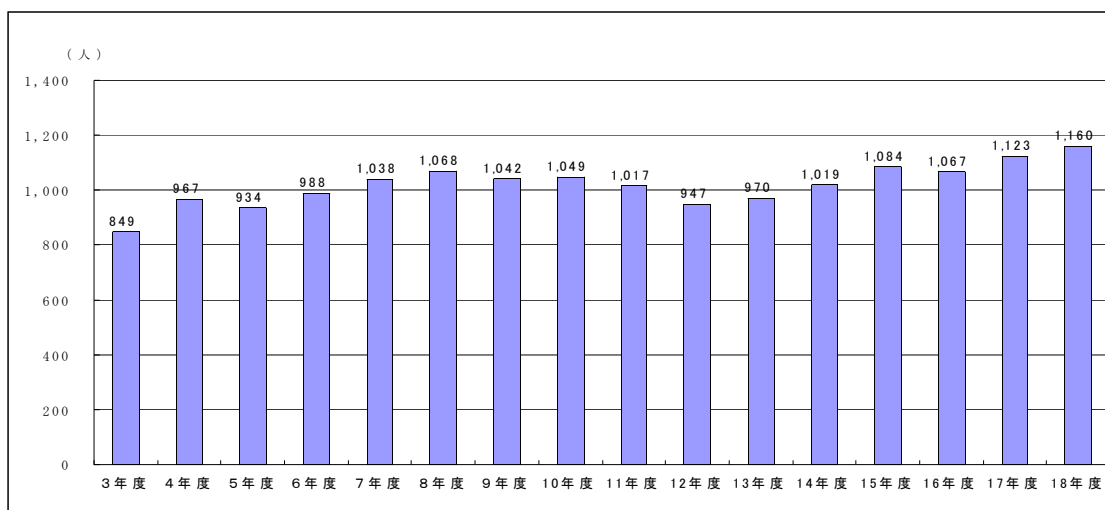
なお、平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校等の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものwの学位記については、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて受け取ることができる制度を新たに設け、申請者に対する一層の便宜を図った。

また、学位授与事業においては、短期大学・高等専門学校等を卒業して基礎資格を取得した後に、大学で修得した単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科で修得した単位を用いて学位授与を申請することができる。この専攻科の認定について、平成18年度は、短期大学6専攻（4校）、高等専門学校1専攻（1校）の計7専攻（5校）を新たに認定し設置者に通知した。これにより、平成18年度まで（平成19年4月1日現在）の認定専攻科の合計は、短期大学120専攻（77校）、高等専門学校139専攻（60校）の計259専攻（137校）となった。

② 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位授与（学士・修士・博士）

機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者についても同様に厳正な審査を行った上で学位を授与しており、平成18年度においては、学士については1,024人に対して規則どおり申請後1月以内に、修士及び博士については、修士109人、博士27人に対して規則どおり申請後6月以内に学位を授与した。これら1,160人に対して新たに学位を授与したことにより、平成3年度に初めて学位を授与してからの合計は、学士は14,498人、修士は1,537人、博士は287人の計16,322人となった。

○ 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位取得者数



また、平成18年度は、新たに課程の認定を申し出た教育施設（各省庁大学校）はなかったが、これまで（平成19年4月1日現在）に、大学の学部に対応する教育を行う課程は7課程（7大学校）、大学院の修士に相当する教育を行う課程は5課程（4大学校）、大学院の博士課程に対応する教育を行う課程は2課程（2大学校）を認定している。

2 評価と課題

平成18年度も、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、短期大学・高等専門学校卒業生等を対象とする学士の学位授与の申請者の審査・学位授与、短期大学・高等専門学校等の専攻科の認定、教育施設（各省庁大学校）の課程認定及び認定課程修了者の審査・学位授与などの審査及び認定は、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成される学位審査会及びその下に置かれる分野別の専門委員会・部会に、総勢300人以上の専門家の参画を得て厳正に行った上で学位を授与しており、学習者の機会の拡大と同時に機構が授与する学位の質を確保した。

今後も、生涯学習体系への移行、多様な高等教育機関の発展に伴い、学位授与事業の重要性は増大し、申請者数は増加傾向にあると考えられるため、引き続き厳正な審査と学位の質の確保に努め、学位授与事業の円滑な遂行に努める。

I-2 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

1 実施状況

(1) 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況

短期大学・高等専門学校卒業生等の単位積み上げ型の学習者に対して、毎年度、4月期と10月期の2回、学位授与申請を受け付け、厳正な審査を行った上で、学士の学位を授与している。平成18年度においても、次のとおり実施した。

また、平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものについては、これまでの申請者本人への学位記の直接送付に加え、申請者本人の希望により、修了式の際などに在学機関を通じて学位記を受け取ることができる制度を新たに設けた。

さらに、平成19年度4月期申請から、従来、3月の専攻科修了者にのみ認めていた10月期における見込申請を、商船高等専門学校専攻科の「商船学」に関する専攻などを9月に修了する者に対しても、4月期における見込申請を可能とするための規則改正を行った。

① 申請受付

申請受付期間は、4月期、10月期とも7日間で、申請書類到着後、4月期申請で約2週間、10月期申請で約3週間をかけて、多岐にわたる項目について申請書類等の検査を行った。

② 審査

学位審査会の下に、専攻区分ごとに49の専門委員会・部会を設置し、各申請者の修得単位が、機構が定める基準を満たしているかの審査を行った。

また、提出された学修成果（レポート・作品）の内容が申請者の学力として定着しているか、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するため、4月期申請は6月に、10月期申請は12月に小論文試験及び面接試験を全国4か所で実施した。

③ 判定及び学位の授与

学位審査会に置かれる分野別の専門家で構成される各専門委員会・部会による審査の判定案を取りまとめ、4月期申請は8月開催の第2回学位審査会で、10月期申請は2月開催の第4回学位審査会で合否を判定し、合格と判定された2,579人に対して規則どおり申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。

なお、平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものの学位記については、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて学位記を受け取ることができるよう、これまでよりも早期に学位記を送付するための体制を整備して対応した。この結果、短期大学においては84校中26校が、高等専門学校では60校中36校がこの制度の利用を希望し、実際に学位記を機関に送付した合格者は、短期大学が297人、高等専門学校が719人であった。

(2) 審査組織の整備状況

平成18年度も前年度同様に、学位審査会の下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家309人（専門委員281人・臨時専門委員28人）の協力を得て、49の専門委員会・部会を設置した。

また、特に時代に即応した、よりの確な審査を行うため、理学専門委員会に新たに総合理学部会を設置するとともに、新たな専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」に対応するための専門委員会・部会として、口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置して、平成19年度から専門委員の委嘱を行うこととした。ただし、申請者に対する新たな専攻分野・専攻区分の周知や申請に係る具体的な準備等が必要となるため、申請受付は平成20年度4月期からとした。

なお、専門委員の安定的な確保などを図るため、平成17年度に、これまで1年であった委員の任期を2年に改正し、平成18年度から適用した。

(3) 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査の実施状況

機構の実施する学位授与事業においては、基礎資格取得後に単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科の単位を用いることができる制度となっており、認定の申出のあった専攻科に対して、学位審査会及び専門委員会・部会で、大学設置基準に準じて機構が定めた規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、平成18年度は、短期大学6専攻（4校）、高等専門学校1専攻（1校）の計7専攻（5校）を認定し設置者に通知した。これにより、平成19年4月1日現在における認定専攻科は、259専攻（137校）となった。

(4) 認定等を受けた専攻科の水準維持についての審査の実施状況

認定した専攻科に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっており、平成18年度は、平成3年度、平成8年度及び平成13年度に専攻科の認定を行った38専攻（25校）に対して、認定同様に大学設置基準に準じて機構が定めた規則に基づき教育の実施状況等の審査を行い、38専攻（25校）を「適」と判定し設置者に通知した。

2 評価と課題

引き続き平成18年度も申請者数は増加したが、それぞれの段階の業務を円滑に遂行し、規則に定めるとおり、申請後6月以内に学位を適切に授与した。

また、学士の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。

さらに、平成18年度10月期申請から、これまでの申請者本人への学位記の直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて学位記を受け取ることができる制度を新たに設け、申請者に対する一層の便宜を図った。

また、理学専門委員会に新たに総合理学部会を設置するとともに、新たな専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」に対応するための専門委員会・部会として、口腔保健学

専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、時代に即応した、よりの確な審査を行うための体制を整備した。

加えて、商船高等専門学校専攻科の「商船学」に関する専攻を9月に修了する見込の者からの申請を可能とするため、10月期のみにも認めていた見込申請を、4月期にも認めるための規則改正を行うとともに、実施のための体制整備を行った。

今後も、増加傾向にある申請者に対し、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切な実施に努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

① 学士の学位授与申請者に対する学位授与審査の実施状況

当該年度2回（4月期と10月期）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者にその学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。

1 実施状況

短期大学・高等専門学校卒業等者等の単位積み上げ型の学習者に対して、毎年度、4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行い、審査、判定を経た後、申請後6月以内に学位を授与している。平成18年度においても、次のとおり実施した。

また、平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものについては、これまでの申請者本人への学位記の直接送付に加え、申請者本人の希望により、修了式の際などに在学機関を通じて学位記を受け取ることができる制度を新たに設けた。

(1) 申請の受付

① 申請受付期間

申請書類の重要性にかんがみ、申請者には書留で郵送することを求めている。申請書類到着後、すぐに郵便局の配達証の書留番号と申請書類の書留番号との照合を行った。

受付期間は、次のとおり、4月期申請及び10月期申請とも7日間としており、全国一律に公平性を確保するため、受付期間最終日までの消印を有効としている。

・4月期申請：平成18年4月1日（土）～4月7日（金）（消印有効）

・10月期申請：平成18年10月1日（日）～10月7日（土）（消印有効）

なお、申請者の便宜のため、学位審査手数料は、申請受付期間の1か月前から、郵便局又は銀行等の金融機関で払い込めるようにしている。

② 申請書類到着通知

申請書類を開封した日に、申請者に「到着お知らせはがき」を発送し、申請書類が無事に到着したかどうかという申請者の不安を払拭している。

③ 申請書類の内容の検査

申請書類開封後、直ちに内容の検査を行う。検査項目は非常に多岐にわたるため、「基礎資格確認」、「基本基準・専攻基準確認」、「学修成果確認」、「修得単位照合」、「不備処理」、「再確認」の6段階に分け、各段階で正確性に重点をおいた検査を行っている。

④ 不備書類の処理・申請書類の受理

申請書類に不備又は不明な点のあった申請者には、電話等で連絡を取り、内容の確認又は不足書類の追加請求を行っている。平成18年度は、申請受付期間の終了から、一連の検

査を経て、4月期申請は141件、10月期申請は275件の不備又は不明な点を解消し、4月期申請は5月9日（火）、10月期申請は11月2日（木）に、次表のとおり申請書類の受理数を確定した。

これらの作業と並行し、試験場の設定、試験問題の作成、審査・判定資料の作成等に係る基礎データを作成するため、申請者1人につき36項目にわたる申請者データの入力作業を業務委託により行った。

○ 申請書類の到着数・受理数

(単位：件)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度				
	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期			
到着数	2,758	458	2,300	2,759	466	2,293	2,819	457	2,362
受理数	2,732	443	2,289	2,738	451	2,287	2,790	445	2,345

(2) 審査

① 修得単位の審査

申請のあった専攻区分ごとに、次表のとおり専門委員会・部会を開催し、各申請者の修得単位の審査を行った。この修得単位の審査は、各申請者が単位を修得した個別の履修科目について、各大学のシラバス等を基に、それぞれ「専門科目」、「関連科目」、「専攻外科目」のいずれかに分類し、機構が定める修得単位の基準を満たしているかを判定する。

また、これらの判定を行った科目については、再度審査する手間を省き、また、審査にぶれがないようデータベース化しており、平成18年度は3,717件入力し、年度末で27,711件が検索できるよう管理されている。

○ 専門委員会・部会開催数

申請時期	開催月	開催期間	開催数(回)
4月期	5月	平成18年5月18日(木)～5月31日(水)	6
	7月	平成18年7月10日(月)～7月28日(金)	31
10月期	11月	平成18年11月13日(月)～11月30日(木)	19
	1月	平成19年1月15日(月)～2月2日(金)	31

② 学修成果・試験の審査

提出された学修成果(レポート・作品)の内容が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即した小論文試験及び面接試験を、次のとおり全国4か所〔北海道地区・東京地区・大阪地区・福岡地区〕で実施した。

- ・4月期申請：小論文試験・面接試験 平成18年6月18日(日)
- ・10月期申請：面接試験 平成18年12月10日(日)
- 小論文試験 平成18年12月17日(日)

なお、4月期申請では、視覚障害(視野狭窄)を有する申請者1人に対して、試験場への乗用車での入構、作品・資料等を提示する際の補助など、障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を行った。また、10月期申請では、小論文試験直前に鎖骨(左)を骨折し

た申請者1人に対して、「解答用紙を押さえるための文鎮の貸与・使用許可」の受験上の特別措置を行うとともに、「低血糖の申請者1人に対する糖分（アメ）の摂取許可」や「高熱の申請者1人に対する父親の介添え許可」などの試験当日に急遽申出のあった受験上の特別措置についても、試験実施本部と協議しながら各試験場において適切に対応した。

（3）判定及び学位の授与

学位審査会に置かれる分野別の専門家で構成される各専門委員会・部会による審査の判定案を取りまとめ、4月期申請は8月開催の第2回学位審査会で、10月期申請は2月開催の第4回学位審査会で可否を判定し、合格と判定された2,579人に対して、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。

なお、平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものの学位記については、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて受け取ることができるよう、これまでよりも早期に学位記を送付するための体制を整備して対応した。この結果、短期大学においては84校中26校が、高等専門学校では60校中36校がこの制度を利用した。これにより、短期大学の認定専攻科修了者297人、高等専門学校の認定専攻科修了者719人の計1,016人が本制度の利用を希望し、在学機関の修了式などにおいて学位記を受け取った。

2 評価と課題

引き続き平成18年度も申請者数は増加したが、それぞれの段階の業務を円滑に遂行し、規則に定めるとおり、申請後6月以内に学位を適切に授与した。

なお、4月期申請においても10月期申請においても、試験当日に急遽申出のあったものを含め、受験上の特別措置については、いずれも適切に対応した。また、平成18年度については特になかったが、平成17年度に起きたような大雪による交通機関の乱れなど、不測の事態が生じた場合でも適切に対応できるよう体制を整備した。また、学士の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。

さらに、平成18年度10月期申請から、これまでの申請者本人への学位記の直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて学位記を受け取ることができる制度を新たに設け、申請者に対する一層の便宜を図った。

また、理学専門委員会に新たに総合理学部会を設置するとともに、新たな専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」に対応するための専門委員会・部会として、口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、時代に即応した、よりの確な審査を行うための体制を整備した。

加えて、商船高等専門学校専攻科の「商船学」に関する専攻を9月に修了する見込の者の申請を可能とするため、10月期のみ認めていた見込申請を、4月期にも認めるための規則改正を行うとともに、実施のための体制整備を行った。

今後とも、増加傾向にある申請者に対し、学位授与事業の適切な実施に努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

② 専攻区分の見直し及び改正

我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また、必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める修得単位の審査の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。

1 実施状況

(1) 専攻基準の改正

申請者の専攻に係る修得単位の審査は、専攻区分別の審査基準に則して行われており、平成4年度に「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」で審査基準が定められて以来、適宜、専攻区分の追加及び見直しを図ってきた。

平成18年度は、専攻区分「音楽」において、関連科目に「美術に関する科目」を追加するとともに、「専門科目の例」に「ポップス」、「舞踊」などの例示科目を追加した。これらの改正は、当該科目の取扱いを変更するものではなく、あくまで申請者が科目を分類しやすいように明示したものであり、この改正によって申請者が不利益を被るものではないため、特に周知期間を設けずに平成19年度から適用することとした。

また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加した。ただし、申請者に対する新たな専攻分野・専攻区分の周知や申請に係る具体的な準備等が必要となるため、申請受付は平成20年度4月期からとした。

(2) 専攻基準の改正に対する周知

申請予定者は、専攻基準に基づき学修を重ねるため、専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」の追加については、申請者が不利益を被ることがないように、申請受付は平成20年度4月期からではあるが、平成19年3月には機構のウェブサイトに掲載して周知を図った。

2 評価と課題

平成18年度においても、申請者が科目を分類しやすいように、専攻区分「音楽」において、関連科目に「美術に関する科目」を追加するとともに、「専門科目の例」に「ポップス」、「舞踊」などの例示科目を追加した。

また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加し、申請受付は平成20年度4月期からではあるが、平成19年3月には機構のウェブサイトに掲載して周知を図った。今後とも、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に適切に対応するため、必要に応じて専攻基準を改正する。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

③ 審査組織の整備

申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

1 実施状況

(1) 学位審査会

平成18年度も前年度同様に、申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。

① 第1回学位審査会（平成18年5月17日開催）では、主に、「4月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託」及び「認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の審査の付託」について審議し、申請者個々の専攻に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

また、認定課程に係る教育の実施状況等の審査に関し、専門委員の業務量の平準化を図るため、7月の専門委員会・部会から審査を開始することが了承された。

② 第2回学位審査会（平成18年8月25日開催）では、主に、第1回で付託された事項について審議するとともに、「認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査の付託」及び「認定課程に係る教育の実施状況等の審査の付託」について審議し、それぞれの専門に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

また、平成18年度10月期申請から、申請者本人の希望により、これまでの申請者本人への学位記の直接送付に加え、修了式の際などに在学機関を通じて学位記を受け取ることができる制度を新たに設けること、商船高等専門学校専攻科の「商船学」に関する専攻を9月に修了する見込の者の申請を可能とするため、10月期のみ認めていた見込申請を4月期にも認めることが了承された。

③ 第3回学位審査会（平成18年11月10日開催）では、主に、「10月期申請に係る学士の学位授与の審査の付託」及び「認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託」について審議し、申請者個々の専攻に係る専門委員会・部会に審査を付託するとともに、「短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る認定の審査の付託」について審議し、それぞれの専門に係る専門委員会・部会に審査を付託した。

④ 第4回学位審査会（平成19年2月16日開催）では、主に、第2回及び第3回で付託された事項について審議するとともに、「平成19年度審査スケジュール」について審議した。

また、時代に即応した、よりの確な審査を行うため、理学専門委員会に新たに総合理学部会を設置すること、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加するとともに、これに関連して、口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置することが了承された。

○ 学位審査会審査委員名簿（平成18年5月1日現在）

	井上 智子	東京医科歯科大学教授
◎	岩村 秀	日本大学教授
	瓜生 敏之	帝京科学大学教授
	大塚 讓	お茶の水女子大学教授
	川島 一彦	東京工業大学教授
	北川 暁子	東京芸術大学教授
	北住 炯一	名古屋大学教授
	木村 一郎	早稲田大学教授
	白井 良明	立命館大学教授
	瀧田 佳子	大学評価・学位授与機構教授
○	田中 正人	大学評価・学位授与機構教授
	富山 太佳夫	青山学院大学教授
	長澤 泰	東京大学教授
	中司 利一	帝京大学教授
	中原 一彦	大学評価・学位授与機構教授
	西村 清和	東京大学教授
	仁田 旦三	東京大学教授
	野坂 泰司	学習院大学教授
	橋本 弘信	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
	六車 正章	大学評価・学位授与機構教授

(◎=委員長, ○=副委員長)

(2) 専門委員会・部会

学位審査会の下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家309人（専門委員281人・臨時専門委員28人）の協力を得て、49の専門委員会・部会を設置し、5月に6回、7月に31回、11月に19回、1月に31回の計87回開催して審査を行った。

専門委員は、任期2年で、申請者数及び専門委員の分野間のバランス並びに認定を行う専攻科の教員組織の構成を勘案し選考している。なお、小論文試験の試験問題作成に係る委員1人当たりの業務量の平準化を図るため、平成19年度から、看護学部会、機械工学部会、土木工学部会及び建築学部会においては専門委員数を増員した。

また、時代に即応した、よりの確な審査を行うため、理学専門委員会に新たに総合理学部会を設置するとともに、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加したことに伴い、口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、平成19年度から専門委員の委嘱を行うこととした。

なお、専門委員の安定的な確保などを図るため、これまで1年であった委員の任期を平成17年度に2年に改正し、平成18年度から適用した。

(3) 委員会開催数

専門委員会・部会は、原則として、学修成果・試験の審査も併せて申請時期ごとに2回開催している。専攻区分ごとの申請者数等によっては、適正な審査が担保されることを前提に1回のみ開催し、業務の効率化を図っている。平成18年度においても、次表のような開催パターンで、専門委員会・部会を開催し審査を行った。

○ 通常の開催パターン

審査内容	1回目	2回目	3回目	4回目
申請者に係る 審査	4月期修得単位の 審査	4月期学修成果・試験 の審査及び総合判定	10月期修得単位の 審査	10月期学修成果・試験 の審査及び総合判定
専攻科の認定 等	—	—	教員組織等の審査	教員組織等の補正審査

2 評価と課題

平成18年度も、前年度同様、学位審査会の下に、申請者に係る修得単位の審査及び学修成果・試験の審査並びに専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家で構成される専門委員会・部会を設置した。

なお、時代に即応した、よりの確な審査を行うため、理学専門委員会に新たに総合理学部会を設置するとともに、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」を追加したことに伴い、口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、平成19年度から専門委員の委嘱を行うこととした。

また、申請者数は増加傾向にあり、平成18年度においても2,700人を超え、また、専攻科の認定等に関して約650人の教員審査を行ったが、これらの審査を行うに当たっては、適宜、専門委員を追加したり、また、申請者数並びに申請者及び専攻科の認定等に係る専門分野に応じて臨時専門委員を新たに委嘱し、適切な審査を行うための体制を整備した。

なお、また、平成18年度同様に平成19年度においても、小論文試験の試験問題作成等に係る業務量が膨大である旨の委員からの意見を受け、専門委員会・部会ごとの委員数を調整して、小論文試験の試験問題作成に係る委員1人当たりの業務量の平準化を図ることとした。

今後も、学位授与事業の適切な実施のため、申請者数及び専門分野の動向を踏まえ、必要に応じ組織・運営の見直し・改善を図る。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

④ 不合格者に対する不合格理由の通知

学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する。

1 実施状況

(1) 現状

学修成果（レポート）・試験の結果が「不可」である場合には、次の4種類の不可判定理由から一つを選んで申請者に通知している。

- イ 学修成果のテーマの設定が適切でない。
- ロ 学修成果の内容が水準に達していない。
- ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない。
- ニ 試験を受けていない。

このうち、不可判定理由が「イ」又は「ロ」の場合、再申請する際には、学修成果の書き直しが必要となるが、不合格者にとって直すべき点が明確でなかった。

そこで、このような不合格者に伝えるべき内容について、専攻区別の専門委員会・部会において検討した結果、学位授与申請者のための手引書である「新しい学士への途」の申請に当たっての留意事項に記載している①学修成果のテーマ、②学修成果の内容、③学修成果の書き方に係る項目の中から選択することが適切であるとの結論を得て、再度、平成17年度4月期申請で試行を行い、一部修正の上平成17年度10月期申請から不可判定理由が「イ」又は「ロ」で不可となった申請者に、学修成果書き直しの際の留意事項を伝えており、平成18年度においても、これまでの見直し・改善点に基づいて一部修正を行い、4月期及び10月期ともに該当する申請者に対して通知した。

2 評価と課題

「イ 学修成果のテーマ設定が適切でない。」又は「ロ 学修成果の内容が水準に達していない。」という理由で学修成果・試験の結果が不可となった申請者に対して、平成17年度からは、この不可判定理由に加えて学修成果を書き直す際の留意事項も併せて伝えることにした。その結果、申請者にとっては、不可となった理由がより明確となり、再度申請を考える上での一助となった。また、申請者からの一方向の情報にのみ基づき判定を行っていた専門委員にとっても、部分的ではあるが、申請者に対して教育的な配慮を施すことができるようになった。

今後においても、必要に応じてその内容、伝達方法等について検討を行い、申請者等に対して、学修成果を書き直す際の留意事項が適切に伝えられるよう努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑤ 「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」の改善

本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。

1 実施状況

(1) 基本的な考え方・改善状況

学位授与申請を受け付ける上で、機構が行う学位授与制度の十分な周知・理解が不可欠であるとともに、具体的な申請方法等が分かりやすいものであることが重要である。このため、「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」において、機構の学位授与の仕組みや基礎資格、修得すべき単位数といった申請要件について詳しく紹介するとともに、申請受付期間、学修成果等の必要書類、試験といった具体的な事項についても具体例を示しながら解説している。これらの申請関係書類は、申請者の利便性にかんがみ、また、広く一般に理解されるよう、毎年度印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにしている。

これらの申請関係書類は、申請者等からの質問・要望も参考に、より理解しやすいように毎年度改善を行っているところであるが、特に平成18年度においては、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をより理解してもらえよう、制度の概要説明を充実させるなど、大幅な改訂を行い、平成19年度版に反映させ、申請者等への周知を図ることとしている。

- ① 制度の概要説明を充実させた。
- ② 全面的に用字用語について見直しを行った。
- ③ 専攻区分ごとに、当該専攻区分に係る学習の意味付けを行ってもらうため、当該専攻区分で求める学習内容、単位修得要件を設定する理由などを記述した。

(2) 配付先・配付部数等

- ① 「新しい学士への途」12,000部及び「学位授与申請書類」7,500部を作成し、平成19年2月下旬から個人請求者、短期大学・高等専門学校等に配付した。
- ② これらの申請関係書類は、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。

2 評価と課題

「新しい学士への途」については、これまでも毎年度改訂を行っているところではあるが、平成18年度においては、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をより理解してもらえよう、制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加するなど、大幅な改訂を行い、平成19年度版に反映させ、申請者等への周知を図ることと

している。

今後も、申請者等が理解しやすいよう、また、申請受付時における不備が減少し、より正確な審査ができるよう、申請者等の意見も参考に、より一層の改善に努める。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑥ 電子申請システムの構築

電子申請システムについてはそのプロトタイプに基づき、学位授与を支援する他の2システムとの連携を図りつつ、システムを構築する。他の2システムについても、科目審査支援システムは試行的に運用して問題点等が発生した場合は改善し、試験問題作成支援システムは運用を開始する。

1 実施状況

(1) 「①電子申請システム」の進捗状況

現在、学位授与申請は、郵送のみで受け付けているが、インターネットを利用した本格的な電子申請を平成20年度から導入するための準備を進めている。平成16年度には、電子申請システムのプロトタイプを構築し、平成17年度には、このプロトタイプを内部的に運用して、画面のレイアウトや入力方法等について問題点を把握した。平成18年度には、平成19年度からの仮運用を目指し、プロトタイプを基に本システムを構築したところである。

この「①電子申請システム」は、学位授与と事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、「②科目審査支援システム」や「③試験問題作成支援システム」との連携を前提に構築を進めているもので、これらのシステムが本格稼動することにより、申請から学位授与までの大幅な合理化が可能となる。

○ 学位授与業務支援システム

システム名		概要
①	電子申請システム	(ウェブ入力部分) 申請者がウェブを利用して申請することを可能とするシステム
		(データベース部分) 申請内容を電子情報として蓄積するシステム
②	科目審査支援システム	申告された修得単位と単位の要件の対応を電子情報として蓄積し、審査時の利用に供するシステム
③	試験問題作成支援システム	専門委員による試験問題の担当割付、作成及び機構への送付をウェブ上で可能とするシステム

(2) 「学位授与業務支援システム」の進捗状況

平成18年度には、「学位授与業務支援システム」のうち、単体でも機能する「②科目審査支援システム」については、仮システムで試行を行ったところで、平成19年度からは運用を開始することとしている。

また、「③試験問題作成支援システム」についても単体でも機能するため、平成18年度から運用を開始した。

(3) 効果

① 電子申請システム

電子申請システムが運用されることにより、ウェブサイト画面上で各種入力支援機能(プルダウンメニューや単位数の自動計算等)を用いることができ、申請者にとっては従来の郵送による申請に比べ申請の際の労力が軽減されるとともに、誤記入が減少するなどの利点がある。

また、現行では、申請書類に記載されている申請者個人のデータや申請者が大学等で修得した単位等の各種の膨大な申請データを、職員が入力しているが、この電子申請システムが実用化されれば、申請データを申請者自身がウェブを通じて入力することとなるため(図1参照)、データを入力するための労力が軽減できるとともに、関係経費が削減できる。

(図1 申請者の個人データ等の入力画面)

学位授与申請書の作成

*と表示されている項目は必ず記入してください。

【申請情報】

申請年月日*	平成19年 3 月 13 日		
見込・再申請*	<input checked="" type="radio"/> 該当なし <input type="radio"/> 見込 <input type="radio"/> 見込継続 再申請(<input type="radio"/> 前回単位可 <input type="radio"/> 前回成果・試験可)		
基礎資格を有する者の区分*	<input checked="" type="radio"/> 第1区分 <input type="radio"/> 第2区分 <input type="radio"/> 第3区分		
専攻分野の名称*	工学	専攻の区分*	電気電子工学
受験希望地区*	東京		

【申請者情報】

氏名(漢字)*	姓 小平 名 (旧姓) 大博
(カナ)	セイ 小平イラ メイ (全角カナ)
性別*	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
生年月日*	昭和 50 年 7 月 17 日
本籍*	東京都
(住所)郵便番号*	187 - (半角数字) 住所検索
都道府県*	東京都
郡市区町村丁目・番地*	小平市学園西町
団地・棟・号室・方等	
連絡先電話番号*	自宅: 内線 <input type="checkbox"/> 昼 <input checked="" type="checkbox"/> 夜 携帯: <input type="checkbox"/> 昼 <input checked="" type="checkbox"/> 夜 勤務先: 内線 <input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夜 通学先: 内線 <input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夜 FAX: <input type="checkbox"/>
メールアドレス*	
メールアドレス(確認)*	

【その他情報】

納付書No.	1901234
入金日	平成19年 3 月 13 日

【レポートの要旨】

キーワード科目	電子工学に関する科目
テーマ名	デジタル回路

キャンセル 入力確認

② 科目審査支援システム

科目審査支援システムの導入によって、データベースとの照合、科目審査表の作成、審査後の単位計算・データベースへの登録などの作業の大半が自動化されるため、大幅に労力が軽減される。

(図2 科目審査支援システム)

学校名	学部名	科目名	科目区分	授業の方法	単位数	ページ	備考
東京大学	法学部	マクロ経済学	社会学	講義	2		
東京大学	法学部	国際関係史	国際関係	講義	2		
東京大学	法学部	国際社会学	国際関係	講義	2		
東京大学	法学部	国際政治学	国際関係	講義	4		
東京大学	法学部	法	法学	講義	2		
東京大学	法学部	法	法学	講義	2		
東京大学	法学部	憲法論1部	法学	講義	4		
東京大学	法学部	憲法論2部	法学	講義	2		
東京大学	法学部	裁判法	法学	講義	2		
東京大学	法学部	特別講義1-10コマ	法学	講義	2		
東京大学	法学部	日本近代法史	法学	講義	2		
東京大学	法学部	法学生	法学	講義	2		
東京大学	法学部	法社会学	法学	講義	4		
東京大学	法学部	法社会学実習	法学	実習	2		
東京大学	法学部	民法論1部	法学	講義	4		
東京大学	法学部	民法論2部	法学	講義	4		
東京大学	法学部	政治1	政治学	講義	2		
東京大学	法学部	政治2	政治学	講義	2		
東京大学	法学部	日本の政治	政治学	講義	2		
東京大学	法学部	ヨーロッパ政治史	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	行政学	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	政治学概論	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	政治学	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	特別講義現代東	政治学	講義	4		
東京大学	法学部	特別講義現代東	政治学	講義	2		
東京大学	法学部	経済学概論	経済学	講義	2		
東京大学	法学部	現代経済学	経済学	講義	4		
東京大学	法学部	経済学原理	経済学	講義	4		
筑波大学	教育学部	コミュニティ論①②	社会科学に	講義	2		
筑波大学	教育学部	産業社会と労働	社会科学に	講義	2		
筑波大学	教育学部	都市社会の人間	社会科学に	講義	2		
筑波大学	教育学部	東洋の社会と文化	社会科学に	講義	2		
東京大学	法学部	比較社会学	比較文化	講義	2		

③ 試験問題作成支援システム

試験問題作成支援システムの導入によって、専門委員が試験問題を作成する際のセキュリティが強化でき、また、数式や上付き・下付き文字、イタリック体などの特殊文字の入力を可能にするなどの機能強化を図ることができる。さらに、これまで別々に管理されていた当該システムに係る各種データベースの一元化も図ることができる。

(図3 試験問題作成支援システム)

2 評価と課題

平成17年度は、当初の計画どおり、平成16年度に構築した電子申請システムのプロトタイプを内部的に運用して、画面のレイアウトや入力方法等について問題点を把握した。

平成18年度には、平成19年度からの仮運用を目指し、プロトタイプを基に本システムを構築したところである。

この「電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、「科目審査支援システム」や「試験問題作成支援システム」との連携を前提に構築を進めているもので、これらのシステムが本格稼動することにより、申請から学位授与までの大幅な合理化が可能となる。

なお、「学位授与業務支援システム」のうち、単体でも機能する「科目審査支援システム」については、仮システムで試行を行ったところで、平成19年度からは、「試験問題作成支援システム」に続き、運用を開始することとしている。

今後は、平成20年度の運用開始に向けて、学位授与業務支援システム全体の連携を考慮に入れた電子申請システム（ウェブ入力部分）を仮運用し、本格実施に備えることとしている。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑦ 試験場の増設等の必要性の検討

申請者数の動向等を踏まえつつ、試験場増設等の必要性の有無について検討する。

1 実施状況

平成4年10月に学位授与に係る最初の試験が東京地区1か所で実施された。また、平成5年度からは4月期と10月期の2回試験が実施され、小論文試験については、東京地区に加え、新たに大阪地区でも実施された。その後、平成14年度10月期からは福岡地区に、平成16年度4月期からは北海道地区に新たに試験場が設置され、現在に至っている。

この福岡地区及び北海道地区の試験場の設置は、機構の学位授与制度を利用して学位を取得する申請者は全国に及んでいるため、これらの申請者の利便と経済的負担の軽減を考慮するとともに、全国的な試験場の配置及び申請者の現住所等を考慮して決定されたものである。

平成18年度においても、試験場増設等の必要性については、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、平成16年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断した。

○ 試験地区別申請者数等一覧

(単位：人)

試験地区	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期	4月期	10月期
北海道地区	—	—	27	109	11	158	17	134
東京地区	257	1,116	241	1,073	258	1,065	199	1,038
大阪地区	115	597	125	645	122	671	72	733
福岡地区	60	393	43	444	49	383	56	435
合計	432	2,106	436	2,271	440	2,277	444	2,340

2 評価と課題

平成16年度4月期から試験場を増設したが、今後も、申請者の利便と経済的な負担の軽減並びに全国的な試験場の配置及び申請者の現住所等を考慮しつつ、受験予定者数と実施経費との費用対効果等を勘案し、試験場増設等の必要性の有無について検討を行っていく。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑧ 身体に障害のある者への特別措置

身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。

1 実施状況

(1) 受験場の特別措置

学位授与審査の一環として実施する試験においては、身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。

受験上の特別措置の具体的な内容については、試験の公平性及び公正な試験の実施に配慮しつつ、「身体に障害のある学士の学位授与申請者に対して行う特別措置に関する取扱要領」に基づき決定している。また、受験上の特別措置を決定する上で不明な点などが生じた場合には、「調査研究協力者」として委嘱している当該障害の専門家の意見を聴取した上で措置内容を決定している。

なお、受験上の特別措置を希望する申請者には、その対応に時間を要することもあるため、申請前に申し出るよう求めているが、申請後、あるいは試験直前の申出に対しても、可能な限り申請者の希望にそえるよう対処している。

また、近年、精神的な理由などにより、受験上の特別措置が必要な申請者もおり、このような者に対しても、審査の上、受験上の特別措置を講じている。

(2) 平成18年度における実施状況

① 4月期申請

4月期申請においては、次のとおり障害を持つ申請者（1人）に対して、受験上の特別措置を行った。

【面接試験】

ア 視覚障害（視野狭窄）（1人）

- ・ 試験場への乗用車での入構
- ・ 受験者控室までの付添者の同伴
- ・ 作品・資料等の展示の際の補助

② 10月期申請

10月期申請においては、次のとおり障害を持つ申請者（3人）に対して、受験上の特別措置を行った。

【小論文試験】

ア 鎖骨（左）骨折（1人）

- ・ 文鎮の貸与、使用許可

イ 蕁麻疹（1人）

- ・ 監督者が塗り薬を確認後、試験時間中に使用することを許可
- ウ 低血糖（1人）
- ・ 試験時間中に糖分（アメ）の摂取を許可

○ 過去3年間の受験上の特別措置の実施状況

	特別措置者数	障害等の種類	主な措置内容
平成16年度4月期 (小論文)	1	視覚障害	・ 試験時間の延長（1.5倍） ・ 音声ソフト内蔵パソコンの持参使用 ・ フロッピーディスクによる解答の提出 ・ 別室の設定
平成16年度10月期 (小論文)	1	循環器疾患	・ 試験室内への内服薬及び飲料水の携行・摂取・試験室の座席を出入口近くに設定
平成17年度10月期 (面接)	1	聴覚障害	・ 質問等を一部口話で対応 ・ 質問等を行う際、口を大きく、はっきりと動かして対応 ・ 別日程・別会場（高等専門学校）の設定
(小論文)	1	肢体不自由	・ 試験会場への車での入構 ・ 試験室入口までの介護者の同伴 ・ 車椅子の持参使用 ・ 特性機の準備 ・ 解答の際のボールペン・ペンホルダーの使用及び二重線での修正 ・ パソコンによる解答
(小論文)	1	利き腕骨折	・ 別室の設定
平成18年度4月期 (面接)	1	視覚障害	・ 試験場への乗用車での入構 ・ 受験者控室までの付添者の同伴 ・ 作品・資料等の展示の際の補助
平成18年度10月期 (小論文)	1	鎖骨(左)骨折	・ 文鎖の貸与、使用許可
	1	蕁麻疹	・ 監督者が塗り薬を確認後、試験時間中に使用することを許可
	1	低血糖	・ 試験時間中に糖分(アメ)の摂取を許可

2 評価と課題

試験においては、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、障害の種類・程度に応じて適切に受験上の特別措置を講じてきている。なお、この特別措置については、取扱要領を定めて統一的に対処しており、また、特別措置を決定する上で疑義があれば、その障害に関する専門家の意見を聴取した上で措置内容を決定している。また、試験当日の体調不良など、各試験場において急遽申出のあった受験上の特別措置についても、試験実施本部と協議しながらその措置内容を決定した。

平成18年度も、これらの基本的な考え方にに基づき、試験当日に急遽申出のあった受験上の特別措置を含め、きめ細かな措置を講じたことにより、円滑に試験を実施することができた。

今後も、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう障害の種類・程度に応じて適切に対応するとともに、試験直前の申出にも柔軟に対応していく。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定審査

短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成18年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

1 実施状況

機構の実施する学位授与事業においては、基礎資格取得後に単位を修得し学位授与を申請する際、大学の単位のほかに、機構が認定する短期大学又は高等専門学校の専攻科の単位を用いることができる制度となっている。

平成18年度は、平成19年度からの専攻科の認定を希望する短期大学又は高等専門学校の専攻科7専攻（5校）から認定の申出があり、機構が定めた「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」に基づいて教育課程及び教員組織等の審査（教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格であるかなど）を行った。その結果、7専攻（5校）を認定し、平成19年2月16日付けで設置者に通知した。

(1) 認定の申出に係る事前相談

専攻科の認定の申出を予定する短期大学及び高等専門学校の参考となるよう、専攻科の認定の申出に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「専攻科認定申出書類作成の手引」を作成し配付した。

また、認定の申出を予定する5校に対して、1校当たり平均2、3回事前相談に応じて、提出書類の作成の詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、申請の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

なお、平成18年度から、平成19年度の専攻科認定の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能とした。

さらに、学校教育法及び大学設置基準の改正に伴う教員組織の整備（「准教授」、「助教」の新設）に対応するため、平成17年度に機構の関係規則を整備した。

(2) 認定申出の受付

平成18年9月30日の締切日までに、平成19年度からの専攻科の認定を希望する専攻科を置く短期大学6専攻（4校）及び高等専門学校1専攻（1校）から認定の申出を受理した。その際、申出書に加えて各専攻科の教育の実態に関する書類の提出を受けた。

(3) 認定審査

認定の申出を受けて、第3回学位審査会（平成18年11月10日開催）において、機構長から学位審査会に対して認定申出専攻科の認定の可否の審査を付託した。学位審査会では、各認定申出専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

(4) 専門委員会・部会での審査

- ① 第3回学位審査会での決定を受けて、平成18年11月13日から30日にかけて専門委員会・部会を開催し、認定申出専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行った。必要に応じて、この審査の経緯を当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。
- ② 認定申出専攻科による提出書類の補正の後、平成19年1月15日から2月2日にかけて専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

(5) 認定の可否の通知

第4回学位審査会（平成19年2月16日開催）において審査の結果、7専攻（5校）を認定し、同日付けで設置者に通知した。

2 評価と課題

短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定は、学士の学位につながる高等教育段階の学習の機会を多様化する上で重要な役割を負っており、機構の学位授与制度による学位と大学の学位の等質性を保証する観点から、厳正な審査が求められる。

平成18年度も、学位審査会及び専門委員会・部会において、規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査（教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格であるかなど）について審議を行い、7専攻（5校）を認定し、短期大学又は高等専門学校の専攻科という大学以外の高等教育機関における学習機会の多様化の推進と質の保証を確保することができた。

今後も、申請予定校のために、専攻科の認定の申出に係るマニュアルを整備・改善するとともに、事前相談において、提出書類の作成、教育課程及び教員の配置等について分かりやすい説明を行っていく。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑩ 認定等を受けた専攻科の水準維持についての審査

平成3年度、平成8年度及び平成13年度に認定等を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するために、当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

1 実施状況

短期大学又は高等専門学校認定専攻科の質の保証を確保するため、認定した専攻科に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっている。平成18年度は、平成3年度、平成8年度及び平成13年度に専攻科の認定を行った短期大学の専攻科15専攻（15校）及び高等専門学校の専攻科23専攻（10校）に対して、機構が定めた「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号）」に基づいて教育の実施状況等の審査を行った。その結果、審査対象の38専攻（25校）すべてを「適」と判定し、平成19年2月16日付けで設置者に通知した。

(1) 教育の実施状況等の審査に係る事前相談

審査対象の専攻科の参考となるよう、教育の実施状況等の審査に係る提出書類、提出時期、審査スケジュール等を記載した「教育の実施状況等の審査に関する書類作成の手引」を作成し、配付した。

また、審査対象となる38専攻（25校）に対して、1校当たり平均2、3回郵送等による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、提出書類等の準備が円滑に進められるよう必要に応じて助言を行った。

なお、平成18年度から、平成19年度の教育の実施状況等の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能とした。

(2) 教育の実施状況等の審査

機構の定めるところにより、教育の実施状況等の審査の対象となる専攻科に通知を行い、5月末までに対象専攻科から関係書類を受け付けた。この関係書類の提出を受けて、さらに、専攻科の授業科目を担当する専任教員が専攻科の認定時又は教育の実施状況等の審査時から原則として半数以上が変更していると認められた短期大学7専攻（7校）及び高等専門学校17専攻（7校）の計24専攻（14校）に対して、専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書）の提出を求める通知を8月に行い、10月末までに所定の書類の提出を受けた。

第2回学位審査会（平成18年8月25日開催）において、機構長から学位審査会に対して教育の実施状況等の適否の審査が付託され、学位審査会では、各認定専攻科の教育課程及び教員組織等の審査を行う専門委員会・部会を指定した。

(3) 専門委員会・部会での教育の実施状況等の審査

第2回学位審査会での決定を受けて、平成18年11月13日から30日にかけて専門委員会・部会を開催し、24専攻(14校)について専任教員の個人審査を含め教員組織等の審査を行った。この審査の過程で意見等があった場合には、このことを当該校に伝達し、提出書類の補正を受けた。

提出書類の補正の後、平成19年1月15日から2月2日にかけて専門委員会・部会を開催し、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

なお、平成18年度には、これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果(教育課程の審査結果及び教員組織の審査結果)をデータベース化した認定専攻科審査支援システムを試行的に運用することにより、審査事務の省力化を図った。

(4) 教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会(平成19年2月16日開催)において審査の結果、今年度審査の対象となった38専攻(25校)すべてを「適」と判定し、同日付けで設置者に通知した。

(5) 平成19年度の教育の実施状況等の審査の予告

平成19年度に教育の実施状況等の審査対象となる短期大学22校(25専攻)及び高等専門学校9校(22専攻)の設置者に対して、平成18年9月27日付けで、機構長から審査実施予告の通知を行った。

2 評価と課題

専攻科を認定する際に審査した教育課程及び教員組織等の状況が維持されることは、機構の学位授与事業において、認定専攻科の単位を大学の単位と同等に用いることができる制度にとっての前提となる重要な事項である。このため、認定した専攻科に対して、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことは、当該専攻科が教育水準を維持していることを保証する上で重要な機能を果たしている。

平成18年度は、学位審査会及び専門委員会・部会における慎重な審議により、5年間で経過した38専攻(25校)の質の保証を確保することができた。

また、これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果(教育課程の審査結果及び教員組織の審査結果)をデータベース化した認定専攻科審査支援システムを試行的に運用することにより、審査事務の省力化を図った。

今後も、対象校のために、書類作成に係るマニュアルを整備・改善するとともに、認定専攻科の教育水準の維持を図るため、原則5年経過時の審査を適切に実施していく。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

- ⑪ 専攻科認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供
専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

1 実施状況

専攻科の認定申出等に関して、申請機関側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構のウェブサイトからダウンロードできるようにし、電子媒体等での提供を開始した。

(1) 認定申出

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 専攻科認定申出についての連絡先
- ⑥ 判定カード
- ⑦ 審査対象教員一覧
- ⑧ 専攻科認定に係る補正一覧

(2) 教育の実施状況等の審査

- ① 専攻科等の概要を記載した書類
- ② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（専攻科の全授業科目）
- ④ 専攻科の授業科目を担当する専任教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況等の審査についての連絡先
- ⑦ 判定カード
- ⑧ 審査対象教員一覧
- ⑨ 教育の実施状況等の審査に係る補正一覧

2 評価と課題

専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成18年度は、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにした。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。

今後も、専攻科の認定等を予定する機関のために、申請書類等のフォーマットについては整備・改善を行っていく。

I-2-(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

⑫ 学士の学位取得者等に対するアンケート調査の実施

学士の学位授与業務について、自己点検及び外部検証を次年度に行うため、学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

1 実施状況

(1) 実施の趣旨

アンケート調査は、単位積み上げ型により学士の学位を取得した者を対象に、機構による学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見などを調査し、その結果を分析することによって得られた知見を用いて学位授与業務の改善に資することを目的としている。

(2) 具体的な実施方法

アンケート調査票は、学位取得者に学位記を送付する際に同封し、記入の上、学位記受領書の返送の際に、同封するよう求めている。回収したアンケート調査票については、記入事項を確認し、データを入力した上で、学位審査研究部で分析を行い、得られた知見を学位審査業務の改善に役立てるとともに、学位に関する調査研究に反映している。

○ アンケート回収率

	学位取得者数 (人)	返送者数 (人)	回収率 (%)
平成16年4月期	373	280	75.07
平成16年10月期	2,130	1,145	53.76
平成17年4月期	398	264	66.33
平成17年10月期	2,137	1,130	52.88
平成18年4月期	384	311	80.99

(注) 平成18年度10月期は、アンケート回収中のため、計上していない。

(3) 効果

アンケート調査から得られた学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見の分析に基づき、これまでも「新しい学士への途」、「学位授与申請書類」などを適宜修正している。

特に平成18年度においては、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をより理解してもらえるよう、制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加したりするなど、大幅な改訂を行い、平成19年度版に反映させ、申請者等への周知を図ることとしている。

2 評価と課題

平成18年度には、アンケート調査の分析により得られた知見に基づき、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をより理解してもらえるよう、「新しい学士への途」に制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻区分ごとに学習の意味付けを行ってもらうための記述を追加したりするなど、大幅な改訂を行った。

特にアンケート調査については、機構の制度を利用して学位を取得した者から、直接意見を聴取できる貴重な機会であり、今後も、結果の分析によって得られた知見を学位授与事業に有効に活用する。

I-2 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

1 実施状況

(1) 省庁大学校の教育課程の認定審査の実施状況

課程認定を希望する省庁大学校からの申出を受け、課程、修了要件、教員組織、施設設備等について、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規程に照らして審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程と同等の教育水準にあると認められる課程の認定を行っている。

平成18年度においては、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、国立看護大学校が研究課程部（博士相当課程）の設置を検討していたことから、必要に応じて助言を行うとともに、専門的な事項に係る相談に応じるため、平成18年7月に、看護学部会に看護学の各分野を専門とする専門委員で構成されるワーキング・グループを設置した。

(2) 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査の実施状況

課程認定を行った省庁大学校に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっており、平成18年度には、審査対象となる2校4課程に対して、認定同様に大学設置基準及び大学院設置基準に準じて機構が定めた規則に基づき審査を行い、すべての課程を「適」と判定し、各所管省庁及び省庁大学校に通知した。

なお、平成19年度は6大学校8課程の審査を行うこととなっている一方で、平成20年度は審査対象がないなど、年度によってかなり審査対象数が偏っている状況にある。そこで、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、同時に、大学校における業務の負担軽減を図るため、審査対象の一部について、当該省庁大学校の了承を得た上で審査年度を変更した。

(3) 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況

① 学士の学位授与状況

平成19年3月に省庁大学校7校を修了した者から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき学位審査会で審査の結果、合格と判定された1,023人に対して規則どおり申請後1月以内に学士の学位を授与した。

また、平成18年9月に独立行政法人水産大学校から学位授与の申請があり、大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で合格と判定された1人に対して規則どおり申請後1月以内に学士の学位を授与した。

② 修士の学位授与状況

平成18年3月に防衛大学校理工学研究科前期課程修了者59人及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者12人、職業能力開発総合大学校研究課程修了者27人及び独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者11人から学位授与申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき審査を行うとともに、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された者（109人）に対して規則どおり申請後6月以内に修士の学位を授与した。

③ 博士の学位授与状況

平成18年3月に防衛大学校理工学研究科後期課程修了者6人から、また、平成18年10月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者21人から学位授与申請があり、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された者(28人)に対して規則どおり申請後6月以内に博士の学位を授与した。

また、平成19年度の防衛大学校理工学研究科後期課程からの申請予定者1人に対しては、審査過程で行う教育的な助言の効果を高めるため、正規の審査に先立って、予備的な審査を9月に実施し、進捗状況の確認、研究内容に関する助言等を行った。

(4) 審査組織の整備状況

平成18年度も前年度同様に、学位審査会の下に、①申請者に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。なお、特に修士及び博士の審査に当たっては、専門性が高いため、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

2 評価と課題

平成18年度も、省庁大学校修了者に対して、規則に定めるとおり、学士は申請後1月以内、修士、博士は申請後6月以内と短期間で学位を授与することができた。特に、修士、博士の学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が論文審査及び口頭試問を実施し、それぞれの学位の水準を確保すべく判定を行った。

これにより平成18年度は、新たに3,739人に対して学位を授与し、平成3年度からの総計では、38,565人に対して学位を授与した。

今後も、申請の受付、審査、判定業務のより一層の効率化を図り、学位授与事業の適切な実施に努める。

I - 2 - (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

① 省庁大学校の教育課程の認定審査

省庁大学校の教育課程の認定申出については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成18年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。

1 実施状況

平成18年度においては、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、国立看護大学校が研究課程部（修士相当課程）の上に研究課程部（博士相当課程）の設置を検討していたことから、必要に応じて助言を行うとともに、専門的な事項に係る相談に応じるため、平成18年7月に、看護学部会に看護学の各分野（精神、成人、母性、基礎、地域、小児）を専門とする専門委員で構成されるワーキング・グループを設置した。

2 評価と課題

平成18年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、国立看護大学校からの専門的な事項に係る相談に応じるため、看護学部会にワーキング・グループを設置して検討を行うなど、柔軟に対応した。今後とも、申出側の要請を十分に踏まえつつ、認定審査の適切な実施に努める。

I-2-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

② 認定等を受けた教育課程の水準維持についての審査

平成3年度、平成8年度及び平成13年度に認定等を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。

1 実施状況

課程認定を行った大学校に対しては、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うこととなっているため、平成3年度及び平成13年度に課程認定を行った防衛大学校の本科及び理工学研究科（前期課程・後期課程）、国立看護大学校看護学部看護学科の2校4課程に対して、機構が定める「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規則」（平成16年規則第31号）に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて教育の実施状況等の審査を行った結果、「適」と判定し、平成19年2月16日付けで、各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。

(1) 教育の実施状況等の審査に係る事前相談

審査対象となる2校からの電話及び郵送による事前相談に応じて、提出書類の作成に関する詳細な説明、教育課程及び教員の配置等の確認を行うとともに、書類等の準備が円滑に進められるように必要に応じて助言を行った。

なお、平成18年度から、平成19年度以降の教育の実施状況等の審査を円滑に進めるため、また、提出書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードを可能とした。

(2) 教育の実施状況等の審査

例年であれば、5月末までに関係書類を受け付け、第2回学位審査会（平成18年8月25日開催）で審査を専門委員会・部会に付託し、11月の専門委員会・部会において教育の実施状況等の審査を行うところであるが、平成18年度においては、専門委員会・部会の業務の負担の平準化を図るため、第1回学位審査会（平成18年5月17日開催）で、あらかじめ審査を取り進めることのできることを得て、7月及び9月の専門委員会・部会において審査を行った。

(3) 専門委員会・部会での教育の実施状況等の審査

第1回学位審査会でのあらかじめ取り進めることのできることを得て、平成18年7月10日から28日までの期間と、9月12日及び25日に専門委員会・部会を開催し、2校4課程の教育課程及び教員組織等の審査を行った。この審査の過程で意見等があった場合は、その旨を該当校に伝達し、提出書類の補正を受け、平成19年1月15日から2月2日までの期間に開催した専門委員会・部会において、補正された提出書類に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、その結果を学位審査会に報告した。

(4) 教育の実施状況等の適否の通知

第4回学位審査会（平成19年2月16日開催）における審査の結果、今年度の審査対象となった2校4課程すべてを「適」と判定し、同日付けで各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。

(5) 平成19年度の教育の実施状況等の審査の予告

平成19年度に教育の実施状況等の審査対象となる大学校4校（5課程）の教育施設の長に対して、平成18年9月27日付けで、機構長から当該所管省庁を経由して審査実施予告の通知を行った。

2 評価と課題

大学校の課程を認定する際に審査した教育課程及び教員組織等の状況が維持されることは、大学校修了者に対して審査の上で学位を授与するという機構の学位授与制度にとっての前提となる重要な事項である。このため、課程認定した大学校に対して、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査を行うことは、当該大学校が教育水準を維持していることを保証する上で重要な機能を果たしている。

平成18年度は、学位審査会及び専門委員会・部会における慎重な審議により、5年間に経過した2校4課程の質の保証を確保することができた。

今後も、対象校のために、書類作成に係るマニュアルを整備・改善するとともに、認定課程の教育水準の維持を図るため、原則5年経過時の審査を適切に実施していく。

I-2-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

③ 審査組織の整備

申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。

1 実施状況

(1) 学位審査会

平成18年度も前年度同様に、申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。(63ページ表及び本文参照)

(2) 専門委員会

学位審査会の下に、①申請者に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型による学士の学位授与に係る審査と同一の専門委員会・部会で行っているが、社会科学専門委員会及び医学・薬学専門委員会のうち医学部会並びに工学・芸術工学専門委員会のうち応用物理学部会、航空工学部会、福祉工学部会は、省庁大学校修了者に対する修士及び博士の学位授与に係る審査のみを行う独自の専門委員会・部会となっている。

また、修士及び博士の審査に当たっては、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

平成18年度において、専門委員のうち、省庁大学校修了者の修士及び博士の学位授与に係る論文審査及び口頭試問等の審査に携わった委員数は、専門委員135人、臨時専門委員21人であった。

2 評価と課題

平成18年度も、前年度同様、学位審査会の下に、申請者に係る論文審査及び口頭試問並びに課程認定等に関し教員組織等の審査を行う分野別の専門家で構成される専門委員会・部会を設置した。また、修士及び博士の論文審査及び口頭試問を行うに当たっては、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を適宜委嘱するなど、審査体制の整備を図った。

なお、今後も、学位授与事業の適切な実施のため、必要に応じ組織・運営の見直し改善を図る。

I-2-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

- ④ 教育課程認定申出等に関する書類の電子媒体等での提供
教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。

1 実施状況

大学校の課程認定申出等に関して、申請機関側の申請手続に係る事務省力化に資するため、平成18年度から、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構のウェブサイトからダウンロードできるようにし、電子媒体等での提供を開始した。

(1) 課程認定申出

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑤ 設備の概要を記載した書類
- ⑥ 校地等の概要を記載した書類
- ⑦ 校舎その他の建物の概要を記載した書類
- ⑧ 附属病院を置く場合には、当該附属病院の概要を記載した書類
- ⑨ 課程の認定の審査についての連絡先
- ⑩ 判定カード
- ⑪ 審査対象教員一覧
- ⑫ 課程の認定の審査に係る補正一覧

(2) 教育の実施状況等の審査

- ① 教育施設等の概要を記載した書類
- ② 教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ③ 講義要目（課程の全授業科目）
- ④ 教育施設の長及び教員の現況等を記載した書類
- ⑤ 教育施設の長及び教員の個人調書（履歴書、教育研究業績書、担当授業科目に係る講義要目）
- ⑥ 教育の実施状況の審査についての連絡先
- ⑦ 前回の審査における判定について
- ⑧ 判定カード
- ⑨ 審査対象教員一覧

2 評価と課題

大学校の課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成18年度は、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるように掲載した。このことにより、課程の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。

今後も、教育課程の認定等を予定する機関のために、申請書類等のフォーマットについて整備・改善を行っていく。

I-2-(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対する学位授与審査の実施状況

当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。

1 実施状況

(1) 学士の学位授与状況

① 省庁大学校7校を平成19年3月に修了した者から学位授与の申請があり、これらの大学校長の発行する証明書に基づき、学位審査会で単位修得及び課程修了を審査し、合格と判定された1,023人に次の学士の学位を授与した。

- ・「学士（人文科学）」(24人) ・「学士（社会科学）」(49人) ・「学士（理学）」(51人)
- ・「学士（医学）」(58人) ・「学士（看護学）」(94人) ・「学士（工学）」(546人)
- ・「学士（水産学）」(168人) ・「学士（海上保安）」(33人)

② 独立行政法人水産大学校を平成18年9月に修了した者から学位授与の申請があり、大学校長の発行する証明書に基づき、学位審査会で単位修得及び課程修了を審査し、「学士（水産学）」(1人)の学位を授与した。

○ 学士の学位取得者数の推移

(単位：人)

認定課程名	学士の学位取得者数			
	H16	H17	H18	H3～H18合計
防衛大学校本科	337	380	421	6,197
防衛医科大学校医学教育部医学科	54	46	58	977
独立行政法人水産大学校本科	184	197	169	2,732
海上保安大学校本科	40	41	33	626
気象大学校大学部	16	9	15	217
職業能力開発総合大学校長期課程	206	212	234	3,466
国立看護大学校看護学部看護学科	89	100	94	283
合計	926	985	1,024	14,498

(2) 修士の学位授与状況

① 修士の学位取得者数

平成18年3月20日に防衛大学校理工学研究科前期課程修了者59人及び防衛大学校総合安全保障研究科修了者12人、平成18年3月28日に職業能力開発総合大学校研究課程修了者27人、平成18年3月29日に独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者11人から学位授与申請があり、第2回学位審査会(平成18年8月25日開催)で合格と判定された者(107人)、

第3回学位審査会（平成18年11月10日開催）で合格と判定された者（1人）、第4回学位審査会（平成19年2月16日開催）で合格と判定された者（1人）に対し、修士の学位を授与した。

- ・「修士（理学）」（12人）
- ・「修士（工学）」（74人）
- ・「修士（安全保障学）」（12人）
- ・「修士（水産学）」（11人）

○ 修士の学位取得者数の推移 （単位：人）

認定課程名	修士の学位取得者数			
	H16	H17	H18	H4～H18合計
防衛大学校理工学研究科（前期課程）	61	54	59	959
防衛大学校総合安全保障研究科	15	20	12	137
職業能力開発総合大学校研究課程	30	28	27	341
独立行政法人水産大学校水産学研究科	11	8	11	100
合 計	117	110	109	1,537

② 審査方法

申請者個々の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し、論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し、修士の水準を有しているかどうかの審査を行い、その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告する。専門委員会・部会では、修得単位の審査を行い、論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は、その報告に基づいて修士の学位授与の可否について審査を行い、その結果を受けて修士の学位を授与する。

また、留学生11人については、3月末の大学校修了後、本国に帰国することが求められており、日本に在留することが困難なため、例年どおり特例として、修了前の平成18年3月中に論文審査及び口頭試問を実施した。

(3) 博士の学位授与状況

1) 博士（理・工学）の学位授与

① 博士（理・工学）の学位取得者数

平成18年3月20日に防衛大学校理工学研究科後期課程修了者6人から学位授与申請があり、8月の第2回学位審査会で合格と判定された者（6人）に対し、博士の学位を授与した。

- ・「博士（工学）」（6人）

② 審査方法

申請者個々の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し、論文審査及び2時間程度の面接による口頭試問を実施し、博士の水準を有しているかどうかの審査を行い、その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告する。専門委員会・部会では、修得単位の審査を行い、論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は、その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い、その結

果を受けて博士の学位を授与する。

なお、来年度の申請予定者1人に対して、審査過程で行う教育的な助言の効果を高めるため、正規の審査に先立って、予備的な審査を9月に実施し、進捗状況の確認、研究内容に関する助言等を行った。

2) 博士(医学)の学位授与

① 博士(医学)の学位取得者数

平成18年10月2日に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者21人から学位授与申請があり、第4回学位審査会(平成19年2月16日開催)で合格と判定された者(21人)に対し、「博士(医学)」の学位を授与した。

② 審査方法

申請者個々の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し、論文審査及び1時間程度の面接による口頭試問を実施し、博士の水準を有しているかどうかの審査を行い、その審査結果を専門委員会・部会に文書で報告する。専門委員会・部会では、修得単位の審査を行い、論文審査及び口頭試問の結果と併せて学位審査会に報告する。

学位審査会は、その報告に基づいて博士の学位授与の可否について審査を行い、その結果を受けて博士の学位を授与する。

○ 博士の学位取得者数の推移

(単位:人)

認定課程名	博士の学位取得者数			
	H16	H17	H18	H3～H18合計
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	19	23	21	271
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	5	5	6	16
合計	24	28	27	287

(4) 学位の授与方法

省庁大学校修了者が取得した学位は、それぞれの大学校を通じて本人に授与している。なお、機構では、修士及び博士の学位伝達の機会に大学校関係者と懇談し、主に学位審査研究部から審査の経過、問題点などを説明して、大学校における今後の指導に資するようしている。

2 評価と課題

平成18年度も、大学校修了者に対して、規則に定めるとおり、学士は申請後1月以内、修士、博士は申請後6月以内で学位を授与するなど、申請者の便宜等も考慮し、計画どおり適切に実施した。

また、学士・修士・博士のそれぞれの学位の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が判定を行うなど、今後も、きめ細かな審査を行い、学位授与事業の適切な実施に努める。

I 業務の質の向上

I - 3 調査及び研究

1 実施状況

機構が行う調査研究には、機構が実施する大学評価及び学位授与の両業務の遂行に資すること、両事業の結果に基づいて新しい高等教育像を構築することが求められている。これらの使命を果たすために、機構では「大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究」及び「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究」という、大別して2つのテーマで調査研究を推進している。

これらのテーマのもと、大学・高等教育機関の質的向上を支援促進し、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすための効率的な評価システムの構築を目的とした大学等の評価に関する調査研究と、生涯学習教育において高等教育レベルの多様な学習の成果を適切に評価するシステムなど、学習の評価に関わる問題についての調査研究を実施している。これらの調査研究の成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表している。また、調査研究にかかわる国際交流も精力的に行っている。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

機構は、高等教育に関する制度の中で重要な役割を持ち、認証評価制度の担い手として、わかりやすく、透明性のある評価を実施していくことが重要であることを充分認識している。機構の認証評価を受けた大学等が、教育研究水準をより向上させることができるような評価を行う使命を機構は担っている。平成18年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術（IT）の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は、大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価システムの構築と大学評価事業に有効に活用されている。また、大学等への大学評価の普及のために、調査研究により得られた結果の積極的な公表に努めており、その結果として中間的成果ではあるが多くの学術論文誌への掲載、学会発表等を行うなど成果があがっている。

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

平成18年度事業計画に基づき、本項目に係る以下の4つのプロジェクトについて調査及び研究を実施した。

- ① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究 [(1-ア) 学位・単位制度のあり方及び通用性に関する研究, (1-イ) 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究]
- ② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究 [(2-ア) 高

等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究、(2-イ) 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位認定方法に係る研究]

実施に当たっては、客員教員、研究協力者、研究会委員ほか、多数の外部機関の専門家の協力を得ている。これらの調査研究は学位授与事業と緊密な関連を有しており、各プロジェクトで得られた成果の学位授与事業の適切な実施への寄与は大変大きい。また、学位のあり方及び高等教育の多様化に関して得られた知見は、高等教育関係者のみならず、広く関心を持たれる課題であることから、学術論文への掲載、学会発表、公開シンポジウム、研究会等での情報発信を行うほか、ウェブサイト上への掲載も行っている。

(3) 調査研究成果の公表等

大学評価及び学位授与を中心として、これらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を平成18年度に1号(第5号)を発行した。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果の集積及び公表が行われ、高等教育研究の発展と普及に貢献している。

また、調査研究に関して協力関係にある海外研究者の来日時にはシンポジウムや公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信をするほか、機構関係者も外国の大学や関係諸機関を訪問する際に機構の研究成果の発信を行っている。開催した公開研究会、シンポジウム、フォーラムについては以下の項目で詳述する。また、訪問した外国大学や関係諸機関については「I-5-(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力(P.172)」で記述する。

2 評価と課題

平成18年度は機関別認証評価の実施及び国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動に関する評価の検討が進められるなど評価事業が本格的に実施された時期であったが、大学等の評価に関する調査研究プロジェクトの成果は、それら評価事業に有効に活用されている。また、これらの成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画どおり遂行された。さらに平成18年度の調査研究結果の成果をフィードバックして、大学等機関別認証評価事業の実施と検証に伴い、評価基準の観点等の表現方法を一部変えるなど、次年度の評価事業の実施に向けて有効に活かすことができた。

学位授与に関する調査研究のプロジェクトについては、高等教育のユニバーサル化、グローバル化の変革期における学位の在り方、大学単位認定の在り方についての研究とともに、機構の学位授与事業の実施状況を把握し改善を図る実践的な研究を実施し、中期計画及び年度計画どおり遂行された。

研究成果の公表等については、機構の広報委員会や平成17年度に再編した研究成果刊行物編集委員会の主導の下に、学術誌『大学評価・学位研究』の発行、公開シンポジウム等の開催、研究活動支援など中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

今後の課題として、高等教育の自律的な発展に貢献する大学評価及び学位授与に関して、調査研究で得られた知見を国内外の専門家と共有し、一層の協力関係を構築すること、及び基礎的な研究により得られた成果を基盤にして大学評価事業、学位授与事業の一層の充実に資する具体的な方策を提案し、着実に実施することを目指す。

I-3 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1 実施状況

高等教育の質の保証という観点から、国際的信頼を得ることが大きな使命である機構では、その目的である「大学等の質的向上、及び社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）の支援促進」を実現するため、大学等の教育研究活動等の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査及び研究を行い、その成果を積極的に公表した。

(1) 調査研究プロジェクト

平成18年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の大学評価への活用研究、④大学評価における情報技術（IT）の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価事業に有効に活用されている。また、研究成果は随時公表に努めており、その結果として、多くの論文、学会発表等の成果があがっている。

(2) 研究成果の公表等

機構からの研究成果の公表等については、大学評価及び学位授与を中心としてこれらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載する学術誌『大学評価・学位研究』第5号を発行した。機構内部の研究成果とともに機構外部からも関連する研究成果が数多く掲載された。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果を統一的に集積し、高等教育研究の発表と普及に貢献している。

また、調査研究に係る海外の研究者来日時には公開講演会等を開催し、調査研究成果を直接的に外部へ情報発信している。平成18年度は計5回の公開研究会、シンポジウム、フォーラムを開催した。

2 評価と課題

各調査研究プロジェクトについては、担当者が複数のプロジェクトや大学評価事業に深く関与しており、相互に緊密な連携を保ちながら実施された。平成18年度は機関別認証評価など各種事業が実施された時期であったが、各研究プロジェクトの成果はそれら事業に有効に活用された。また、成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

機構からの研究成果は、発行した学術誌『大学評価・学位研究』第5号に掲載し公表した。この学術誌を機構外の専門家の協力を得て、今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう充実に努める。

I-3-(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

1 実施状況

高等教育の質の保証という観点から、国際的信頼を得ることが大きな使命である機構では、その目的である「大学等の質的向上、及び社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）の支援促進」を実現するため、大学等の教育研究活動等の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査及び研究を行い、その成果を積極的に公表した。

① 大学評価の手法、評価指標の研究開発

平成18年度は前半期には、平成17年度までに実施していた第一期（平成16年度～平成17年度）の成果のとりまとめを継続して行い、論文として公表した（一部の成果は既に平成17年度中に公表済みである）。年度を通じて国内外の評価や評価指標の情報収集を行うことにより、本プロジェクト第二期（平成20年度まで）の調査計画の設計を行い、後半期にはそれを一部試行した。また、機構が開発してきた「大学情報データベース」の試行実施が行われたことを受けて、評価やデータベースの設計・運営にいつそう資する調査研究を第二期に実施することとし、平成18年度は大学情報データベースの試行協力校のデータを用いた分析を試行的に行った。

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

日英高等教育に関する協力プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」（平成19年1月～平成19年9月）を実施することとなった。これに基づき、日本側から参加する2大学の選定を行うとともに、日本側参加機関による英国へのビジット、英国側参加機関による日本へのビジット及び高等教育ポリシー・フォーラムに向けた準備を進めた。これら過去の実績を踏まえ、平成19年2月、英国のQAA（=Quality Assurance Agency for Higher Education：高等教育質保証機構）との間で高等教育質保証分野での連携に関する覚書（MoU）を締結し、大学評価及び高等教育質保証の分野における協力の推進を図ることとした。また、ファカルティ・ディベロップメントの専門家を招へいし、「授業評価で大学をどう変えるかーアメリカにおける取り組みと成果ー」という表題で講演会を開催した。さらに「授業評価の結果活用アンケート」を実施し、日本の高等教育機関における教育の改善のシステムの有効性についての現状を調査した。

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

平成17年2月に行った日本の高等教育機関に対する質問紙調査の分析を引き続き行うとともに、民間的発想の経営手法の大学評価への活用法に関するシミュレーション（実際に経営手法を適応する場合に生ずる問題等に関する検討）を行った。また、当該プロジェクトのメンバーは多くの高等教育機関を訪問する機会があり、その際の大学経営に携わる方々との意見交換は当プロジェクトの成果に反映されている。さらに、本年は限られた回数ではあるが大学を対象とした訪問調査も実施し、実際の大学の側の意見を取り入れるよう努めた。

④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究

大学情報及び情報化に関連する研究・開発動向の調査として、特に米国における高等教育情報の収集とその活用についての調査検討を行い検討結果の一部は学術誌に掲載される。いくつかの大学等においてインターネット等で公開されているもの及びCDで入手した電子的な教育を中心とした情報の収集と構造解析及びデータベース構築の再検討を行った。また評価事業支援に資することを目的とし試作した各種システムの検討と改良を実施した（例えばクラスタリングを用いたカリキュラム分析システムにおいては専門職大学院のカリキュラムを対象として専門教育課程間の比較分析を実施した）。得られた研究成果は、機構及び一般の学術誌等への掲載、学会学術講演会等での講演発表により公表した。

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

アンケート調査等の分析・研究の結果から平成17年度に実施した認証評価について全体として認証評価の目的に照らした成果があがっていることがわかった。一方で、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担を軽減していくことや認証評価制度等についての社会的認知度を高め各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより社会からの理解・支援を得ていくことが必要であることが明らかになった。なお、評価の負担軽減を図ることについては平成18年度は平成17年度認証評価の経験を活かし改善を図っている。また、高校業界が認識している情報発信に積極的な大学について予備校への質問紙調査、情報の発信状況並びに企業・高校が必要とする情報についての認識について大学へのヒアリング調査、高校の情報検索状況並びにニーズ傾向について予備校への予備ヒアリング、企業の情報検索状況並びにニーズ傾向について就職雑誌社への予備ヒアリングを実施した。

2 評価と課題

各調査研究プロジェクトにおいては、担当者が複数のプロジェクトや大学評価事業に深く関与しており、相互に緊密な連携を保ちながら実施された。平成18年度は機関別認証評価など各種事業が実施された時期であったが、各研究プロジェクトの成果はそれら事業に有効に活用され、また成果が学術誌及び学会等において公表されるなど、大学等の教育研究活動の状況についての有効かつ効率的な評価に関する調査研究が中期計画及び年度計画に基づき計画どおり遂行された。

I-3-(1)-1 調査研究プロジェクト

① 大学評価の手法，評価指標の研究開発

昨年度までに得られた知見を基に，国内外の大学等における評価やその指標の最新状況に係る調査をさらに実施するとともに，大学等の諸活動を示す指標の評価への活用の可能性と課題について具体的に検討する。

1 実施状況

平成18年度は前半期には，平成17年度までに実施していた第一期（平成16年度～平成17年度）の成果のとりまとめを継続して行い，論文として公表した（一部の成果は既に平成17年度中に公表済みである）。機構の学術雑誌『大学評価・学位研究』第5号には本プロジェクト調査研究協力者によるものも含めて7編の論文が掲載された。他にも海外の学術誌論文2編，国内の学術誌論文1編，国際会議1編などを発表した。

また，年度を通じて国内外の評価や評価指標の情報収集を行うことにより，本プロジェクト第二期（平成20年度まで）の調査計画の設計を行い，後半期にはそれを一部試行した。情報収集としては，米国の大学ア krediteーション協会(CHEA)のワークショップへの出席，2つの米国の大学研究管理専門職協会(SRA International, 及びNCURA)の総会への出席，米国科学技術振興協会(AAAS)の総会及びワークショップへの参加，米国科学財団(NSF)の評価担当者へのヒアリング調査，独国ベルリン日独センター開催のACQUIN (Accreditation Certification and Quality Assurance Institute)と「大学の質の管理，自己組織と外部管理の狭間における大学」会合に出席してのドイツの認証組織の大学評価手法に関する資料収集，仏国モンペリエのUMR5004 (CNRS/INRA/Agro-M/UM2) 研究所における外部評価プロセスに関するヒアリング調査などである。また，日本において教員評価に関する講演会を開催し，2大学における教員評価の手法と指標について調査を行った。

これらの国内外の状況を踏まえるとともに，機構が実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価の評価方法が定まり，機構が開発してきた「大学情報データベース」の試行実施が行われたことを受けて，評価やデータベースの設計・運営にいつそう資する調査研究を第二期に実施することとし，平成18年度は大学情報データベースの試行協力校のデータを用いた分析を試行的に行った。海外の評価事例などを踏まえて各種の指標を設定し，各指標の大学・学部の分布状況を示す図表を作成するなどし，実際に大学及び評価者に提供する資料の適切なデザインの検討を行った。この成果自体は非公開情報を含むために公表はしていないが，機構の開発している「大学情報データベース」における分析・提供機能の設計に直接的に反映されている。

(学術論文，報告書)

林 隆之，富沢 宏之(2007)

「日本の研究パフォーマンスと研究実施構造の変遷」『大学評価・学位研究』第5号，pp.55-73

本多 卓也(2007)

「中国における自然科学系大学の研究活動のグローバリゼーション」『大学評価・学位研究』第5号，pp.109-120

芳鐘 冬樹(2006)

「ビブリオメトリクスにおける標本量依存性の問題：論文生産性及び引用の集中度分析を事例として」『TP&D フォーラムシリーズ：整理技術・情報管理等研究論集.』 Vol.15, pp.29-39

岩田 未廣(2007)

「RAE2008 に向けて：UK における研究評価事業 一翻訳「下院科学技術委員会 再審議」

「RAE2008 申請の手引き」の解題と英国調査報告」『大学評価・学位研究』第5号, pp.135-253

中井 俊樹(2007)

「大学教育の質的向上のための教員・学生・大学組織の役割と相互関係—『ティップス先生からの7つの提案』を活用した教授学習支援」『大学評価・学位研究』第5号, pp.1-16

小湊 卓夫, 中井 俊樹(2007)

「国立大学法人におけるインスティテューショナル・リサーチ組織の特質と課題」『大学評価・学位研究』第5号, pp.17-34

吉本 圭一(2007)

「卒業生を通じた「教育成果」の点検・評価方法の研究」『大学評価・学位研究』第5号, pp.75-107

米谷 淳(2007)

「学生による授業評価についての実践的研究」『大学評価・学位研究』第5号, pp.121-134

T. Hayashi and H. Tomizawa (2006)

“Restructuring the Japanese national research system and its effect on performance” *Scientometrics*, Vol.68 pp. 241-264

F. Yoshikane, T. Nozawa, and K. Tsuji (2006)

“Comparative analysis of co-authorship networks considering authors' roles in collaboration: differences between the theoretical and application areas.” *Scientometrics*, Vol. 68, pp. 643-655

(口頭発表)

芳鐘 冬樹, 野澤 孝之, 渋井 進

「共著相手の特性が研究者の論文生産性に及ぼす影響に関する分析」『第54回日本図書館情報学会研究大会発表要綱』 pp. 113-116

H. Tomizawa and T.Hayashi

“Constructing a Multi-level Scientometric Indicators System”, *OECD Blue Sky II Forum 2006*, pp.25-27 September 2006

2 評価と課題

本年は、本プロジェクト第二期（平成18年度～平成20年度）の初年度であったため、第一期の成果のとりまとめと、第二期の調査デザインの精緻化のための情報収集・試行を行った。上述のように複数の論文が産出され、第二期の試行や評価事業との連携も行われたため、計画どおりに実施されたと考えられる。

プロジェクト第一期開始時点では大学評価への定量的データの活用については大学からの反発が大きかったため、第一期では各指標の収集・分析の課題を把握するための基礎研究を行ってきた。しかし、近年は評価へのデータ活用についての理解も増し、大学情報データベースも活用される状況となってきたことから、本調査でも機構が実際に行っている大学評価との関連性をいっそう強めて、評価方法やデータベース開発に資する調査研究を行っていく予定である。

② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

本年度は、日英高等教育に関する協力プログラムにおける研究成果を踏まえ、外国機関との協力による大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。

1 実施状況

(1) 日英高等教育に関する協力プログラム

1) 目的及び内容

① プログラムの経緯

本プログラムは、日本側推進委員会の委員長を機構の木村機構長が務めるとともに、日本側の事務局を機構が担当しており、下表のとおり日英両国でそれぞれ推進委員会を組織して検討・実施しているところである。

本プログラムの目的は、日英両国の高等教育改革に関して、既に大学の法人化が行われていた英国の経験を学ぶことをはじめ、日英双方の高等教育に関する知識や経験を交換することにより、両国の高等教育の発展に寄与することであり、フォーラムの実施や両国関係機関の議論の場を設けるなど具体的な協力関係についての話し合いがなされ、平成14年2月に「日英高等教育に関する協力プログラム」（平成14年3月から平成17年2月までの3年間）に合意した。平成17年1月には、日英両国の戦略的な関心領域に関して、さらなる関係強化に資するため、本プログラムの期間についてさらに2年間延長することが合意された。

この間、本プログラムの下、日英両国の大学が参加して、「新しい時代の大学の管理運営」、「Leadership Development－リーダーシップの向上－」のプロジェクトが実施された。

○ プログラムにおけるプロジェクト実施経緯

- ・平成14年3月～平成15年10月 第1フェーズ「新しい時代の大学の管理運営」
- ・平成16年1月～平成18年2月 第2フェーズ「Leadership Development－リーダーシップの向上－」

② 日英高等教育に関する協力プログラムの実施状況（平成18年度）

平成18年7月、日本側推進委員会を開催し、その結果について英国側とも調整を行った結果、プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」（平成19年1月～平成19年9月）を実施することとなった。これに基づき、日本側から参加する2大学の選定を行うとともに、平成19年5月に予定している日本側参加機関による英国へのビジット、平成19年6月に予定している英国側参加機関による日本へのビジット及び高等教育ポリシー・フォーラムに向けた準備を進めた。

このほか、平成18年12月、英国（エジンバラ）で開催された国際会議“Going Global 2 The UK’s International Education Conference”（ブリティッシュ・カウンシル主催）に機構から4人が参加し、機構長がこれまでの日英高等教育に関する協力プログラムの実

績について発表を行うとともに、引き続き開催された国際高等教育ポリシー・フォーラムにおいて、現状の二国間プログラムに加え、中国、インドなどとの多国間連携実施の可能性等について協議を行った。

○「日英高等教育に関する地域貢献プロジェクト」参加大学・機関

(日本側)

- ・広島大学
- ・北九州市立大学

(英国側)

- ・英国東部地域大学・機関

ハートフォードシャー大学
ケンブリッジ大学

Association of the Universities of the East of England
East of England Higher Education Regional Association
East of England Development Agency

- ・英国北東部地域大学・機関

ダラム大学
ニューカッスル大学
ノーサンブリア大学
サンダーランド大学
ティーサイド大学

One North East
Universities for the North East
North East of England Development Agency

2) 成果

機構では、日英高等教育に関する協力プログラムによる過去の実績を踏まえ、平成19年2月、英国のQAA (=Quality Assurance Agency for Higher Education: 高等教育質保証機構) との間で高等教育質保証分野での連携に関する覚書 (MoU) を締結し、大学評価及び高等教育質保証の分野における協力の推進を図ることとした。

また、この覚書に基づき、高等教育分野の質保証に関する日英の用語集作成など具体的な協力プロジェクトを実施していくこととし、QAAとの間で連絡調整を行うとともに、プロジェクト実施のための準備を進めた。

(2) 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

1) 目的及び内容

これまで実施されてきた日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、機関レベル双方の大学改革の知識・経験に関して相互理解が図られ、教育研究の質の向上に結びつける評価についての意見交換が行われた。その中でとりわけ高等教育における教育研究の質保証に関し、日本の文部科学省・英国の教育技能省・両国の大学関係者によるフォーラム・ワークショップでの議論及び実施調査による知見などの分析から、大学評価の枠組み及び実施に関して有用な素材を得た。さらに、この議論の過程で、本研究の目的でもある、評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法という観点から、特に教育改善のシステム及びその評価について調査研究を進めることとなった。例えば、学生による授業評価は今や全国の大学でほぼ100パーセント近い実施率となっており、「授業評価の実施」は自己評価書のエビデンスの一つとして位置づけられている。しかしながら、授業評価がその後の改善につながっておらず、形骸化が危惧されているという懸念がある。

そこで平成18年度は機構として教育改善のシステムが真に改善に寄与するための評価を追求すべく、国内外の情報収集、外国研究者の招へい及び調査活動を行った。

2) 成果

意見交換の分析から、特に研究評価の大学・評価機関の負担軽減・効率化の必要が確認され、それらは平成18年度末にほぼまとまった国立大学法人評価原案作成に反映された。

さらに、日英間の意見交換に際して、双方の評価用語のずれがみられたことから、将来の意見交換に向けて評価用語の日英対照リスト作成の要望が出され、その方向に向けた計画が確定した。

6月には高等教育の改善に関する国際学会である6th Conference International Consortium for Educational Development(6/11~14, Shffield Hallam University, UK)に参加し、各国の教育改善のシステム及びその評価方法についての知見を得た。

また、米国よりファカルティ・ディベロップメントに関して著名な専門家であるPeter Seldin氏を招へいし、東京及び京都において「授業評価で大学をどう変えるかーアメリカにおける取り組みと成果ー」という表題で講演会を開催した。講演会に関するアンケートを実施したところ高等教育機関におけるこの種の内容への非常に高い関心が寄せられていることが明らかになった。そして、認証評価機関としての機構が、こうしたシンポジウムを開催することに対して高い評価が得られ、「改善に資する評価」という機構の目的への理解が深まった。さらに「授業評価の結果活用アンケート」を実施し、日本の高等教育機関における教育の改善のシステムの有効性についての現状を調査した。このアンケートは前述の講演会出席者に対して行われ、大学においては授業評価の実施の現状には不満が高く、教育改善になかなか結びついていないことが示唆された。また、これらの授業評価活用の現状は、機構の評価基準9の「教育の質の向上及び改善のためのシステム」の評価のあり方を考える上で有効な資料となった。

なお、以上の成果に関しては、「評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究報告書」としてまとめられた。

また、シンポジストであったPeter Seldin氏はティーチング・ポートフォリオという教育業績の記録の権威であり、このアプローチが教育業績の評価にも大変有効であると判断されたことから、氏の著書である「the Teaching Portfolio (3rd Ed.)」(2004)の日本語版を出版する契約をかわすこととなった。本書籍は2007年度中に出版の予定である。

3) 学術論文, 口頭発表等

(報告書)

評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究会 (2007)

『評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究報告書』大学評価・学位授与機構

(著書)

栗田佳代子 (2007)

「授業評価とインターネット」山地弘起編『授業評価活用ハンドブック』玉川大学出版部

2 評価と課題

(1) 日英高等教育に関する協力プログラム

日英高等教育に関する協力プログラムの実施については、本プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」の検討及び実施準備を着実に実施するとともに、本プログラム第2フェーズまでの総括として機構長がこれまでの日英高等教育に関する協力プログラムの実績について発表を行うなど、本プログラムの実施に貢献した。

また、日英高等教育に関する協力プログラムの期間が平成19年度で終期を迎えることもあり、本プログラムの実績を踏まえた新たな取組の実施に向け、英国側の機構の対応機関であるQAAとの間で覚書（MoU）を締結することができた。今後も大学評価及び高等教育の質保証の分野において、英国との協力関係を維持し、協力プロジェクト等を具体化していくこととしたい。

(2) 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究

大学と高等教育関係官庁との意見交換を支援し、関連情報を得る活動は、ほぼその役割を果たした。今後は、それらの成果を日英双方の高等教育評価機関の協力活動の次元に引き継いでいくことが課題となる。

また、機構の評価対象でもある「教育改善」のシステムの一つとして授業評価をとりあげ、その改善に結びつく方法について学会出席、著名専門家招へい、講演会及びアンケート調査という方法で知見を深め、問題の所在について明らかにすることができた。こうした成果は高等教育機関に対しても講演会及び報告書という形で情報提供がなされ、機構においては「質の向上に結びつく評価」の実施に活用された。

I-3-(1)-1 調査研究プロジェクト

③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究

本研究は、民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。

本年度はその3年目であり、次の調査を行う。

- ・大学評価に可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の継続調査
- ・大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査結果を基にした、大学評価への適用可能性に関する取り纏め及び関連情報の蓄積及び公表

1 実施状況

(1) 目的及び内容

大学以外の組織の経営手法のうち、大学経営に活用可能な手法及びその活用の際の留意点を明らかにするとともに、大学評価での適用について、適切な手法の開発を含め調査研究を行う。

民間企業や、行政、非営利法人等においては、経営手法の一環として組織や個人を評価し、それを業績や質の向上へと結びつけている。それらの手法のうち、大学に活用可能なものは何か、どのようにすれば活用可能かを検討する。さらに、既にそのような試みを行っている組織についてケース・スタディを実施する。これらを通して、大学経営に有効な手法の開発を行うとともに、大学評価への活用の可能性について検討を行う。

(2) 成果

民間経営体の評価に関わる経営手法について継続調査を行い、大学経営及び大学評価への適用可能性についての検討を評価研究部及び学位審査研究部の教員の連携のもとに機構外の研究者を加え実施した。文献調査や意見交換を通じて検討を進めたが、大学経営及び大学評価への適用可能性という観点から、改めて大学を対象とした調査を行うことによって、従来の経営手法及び評価手法の問題点を明らかにした。

具体的には、年度計画に基づき、平成17年2月に行った日本の高等教育機関に対する質問紙調査の分析を引き続き行うとともに、民間的発想の経営手法の大学評価への活用法に関するシミュレーション（実際に経営手法を適応する場合に生ずる問題等に関する検討）を行った。また、当該プロジェクトのメンバーは多くの高等教育機関を訪問する機会があり、その際の大学経営に携わる方々との意見交換は当プロジェクトの成果に反映されている。さらに、本年は限られた回数ではあるが大学を対象とした訪問調査も実施し、実際の大学の側の意見を取り入れるよう努めた。

なお、これらの研究成果の一部は、既に学術論文あるいは口頭発表として公表されている。

(3) 学術論文、口頭発表等

(学術論文等)

本田寛輔, 井田正明 (2007 掲載予定)

「高等教育機関の戦略計画と大学情報—米国ニューヨーク州の事例—」『大学評価・学位研究』第6号

齊藤貴浩, 林隆之 (2007)

「大学評価・学位授与機構による試行的大学評価事業の評価」『日本評価研究』Vol. 7, No.1, pp.33-46

栗田佳代子 (2007 掲載予定)

「医療機関における第三者評価のしくみ—日本医療機能評価機構における評価事業—」『大学評価・学位研究』第6号

渋井進, 齊藤貴浩 (2007 掲載予定)

「企業格付け会社による大学法人の格付けについて—JCRにおける事例—」『大学評価・学位研究』第6号

(著書)

八尾坂修編 (2006)

『新たな教員評価の導入と展開』教育開発研究所

(学会発表)

齊藤貴浩 (2006)

「大学組織の評価：質的向上と説明責任の支援・促進」日本評価学会第7回全国大会，共通論題II 教育組織の評価，2006年12月2日，東洋大学白山キャンパス

Saito, T. (2006)

“Quality Assurance of E-learning in Higher Education -an Asian Perspective,” Proceedings for NIME (National Institute of Multimedia Education) International Symposium 2006: Development of Quality Assurance of e-Learning in Higher Education, pp.72-82. (Chiba, Japan, November 2006.)

Saito, T. (2007)

"Challenges to Transcend Traditional Boundaries, and Its Quality Assurance: Case Study in Japan," Asia Pacific Quality Network Conference and Annual General Meeting. (Kuala Lumpur, Malaysia, February 2007)

Saito, T. (2007)

"Quality Assurance of Distance Education and e-Learning," Asia Pacific Quality Network Conference and Annual General Meeting. (Kuala Lumpur, Malaysia, February 2007)

八尾坂修 (2007)

「大学における教員評価の特質と課題—学校段階での全国的人事評価を踏まえて」『第13回大学教育研究フォーラム発表論文集』2007年3月27日，(京都大学高等教育研究開発推進センター，小講演)，pp.26-27

2 評価と課題

年度計画に基づき，大学評価に可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の継続調査，大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査，民間的発想の経営手法の大学評価への活用法に関するシミュレーションを着実に遂行した。

来年度以降は大学外組織の評価として，組織の評価手法に焦点をより絞り，機構の評価体制，方法の向上に資する情報を収集及び蓄積することにより，他組織による組織評価あるいはプログラム評価から教訓を引き出す予定である。

④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究

本研究は、大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を行うものであり、平成16年度から平成18年度までの3年計画である。

本年度はその3年目であり、次の調査及び研究を行う。

- ・大学情報に関連する研究・開発動向の調査
- ・教育情報を主体とした大学情報に関するデータベースの構築
- ・大学評価におけるデータベース等の活用（支援システム構築）の検討

1 実施状況

(1) 目的及び内容

情報ネットワークの普及と機能の高度化に伴い大学等の教育研究活動において情報技術の活用が進む中、大学評価事業においても情報技術の評価への活用は重要である。本調査研究プロジェクトでは、大学等の教育研究活動等に関するさまざまな大学情報に関連する研究・開発動向の調査、教育情報を主体としていくつかの大学の電子的な大学情報の収集と収集された情報の解析によるデータベース構築の検討、及びその情報技術を活用した評価支援への応用に関する検討等を実施する。

(2) 成果

大学情報及び情報化に関連する最新の研究・開発動向の調査、及び検討中の情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する研究調査を実施した。特に米国における高等教育情報の収集とその活用についての調査、及び日本国内（大学評価・学位授与機構を含む）での高等教育機関の諸活動と情報技術（データベース）の活用について調査検討を行い検討結果の一部を学術誌に公表した。

いくつかの大学においてインターネット等で公開されているもの及びCDで入手した電子的な教育を中心とした情報から有用な情報の抽出を検討した。収集した情報の解析により教育等に関する大学情報の一般的なデータ形式及びデータベース構築の再検討を行った。

また評価事業支援に資することを目的とし試作したシラバスデータベース及び各種の支援システムの検討と改良、評価と情報に関する研究等を実施した。具体的には、シラバスデータのクラスタリングを用いたカリキュラム分析システムにおいては、ビジネス・MOT・会計、公共政策系専門職大学院のカリキュラムを対象として専門教育課程間の比較分析を実施した。また分析結果の解釈として、知覚的な印象を考慮したグラフを活用した解釈法を検討した。シラバスに基づく科目分類支援システムにおいては、その適用領域を人文科学、理学、工学の分野へと拡張させシステムの実用性の検証を行った。シラバス関連語検索システムにおいては、検索語の関連用語を考慮した検索語拡張及び関連用語の系列表示による検索利便性の向上を行った。

なお、得られた研究成果は、次のように『大学評価・学位研究』及び一般の学術誌等への論文掲載、また学会学術講演会等での講演発表により公表した。

(3) 学術論文, 口頭発表等

(学術論文等)

野澤孝之, 芳鐘冬樹, 井田正明, 宮崎和光, 渋井進, 喜多一, 川口昭彦 (2007)

「ビジネス・MOT・会計, 公共政策系専門職大学院のカリキュラム構成 —シラバスの文書クラスタリングを用いた比較分析—」『大学評価・学位研究』第5号, pp. 35-54

本田寛輔, 井田正明 (2007 掲載予定)

「高等教育機関の戦略計画と大学情報 —米国ニューヨーク州の事例—」『大学評価・学位研究』第6号
井田正明 (2007)

「拡張順序に基づく可能性評価」『日本知能情報ファジィ学会誌』Vol. 19, No. 1

芳鐘冬樹, 井田正明, 野澤孝之, 宮崎和光, 喜多一 (2006)

「キーワードの関連用語を考慮したシラバス検索システムの構築」『日本知能情報ファジィ学会誌』Vol. 18, No. 2, pp.299-308

(口頭発表)

井田正明, 野澤孝之, 宮崎和光, 芳鐘冬樹, 渋井進, 喜多一 (2007)

XML によるシラバスデータベース構築と Web サービスの検討, 情報処理学会全国大会,
2007年3月, 早稲田大学

野澤孝之, 渋井進, 芳鐘冬樹, 井田正明, 宮崎和光, 喜多一 (2007)

「シラバス内の専門用語間の関連に基づくカリキュラム構造可視化手法の検討」, 情報処理学会全国大会, 2007年3月, 早稲田大学

渋井進, 野澤孝之, 芳鐘冬樹, 井田正明 (2007)

「知覚的な印象を考慮した顔グラフの表示法の検討」, 日本視覚学会 2007年冬季大会, 2007年1月
宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 渋井進, 喜多一 (2007)

「例示科目を利用した学位授与事業のための科目分類支援システム」, 第34回知能システムシンポジウム, 2007年3月, 同志社大学

2 評価と課題

平成17年度に続き, 大学情報に関する調査として国内外での高等教育機関での評価に関連する情報技術活用の調査を行った。また評価事業支援に資することを目的とし試作した支援システムの検討と改良を実施した。なお, 得られた研究成果は, 機構及び一般の学術誌等への掲載, 学会学術講演会等での講演発表により公表した。これらが示すように, 機構事業に資するという観点のもとに年度計画を十分に履行し, 中期計画の達成に向かって着実に成果をあげた。

平成19年度以降は, これまでに収集した教育に関する情報に加え, さらに多くの教育課程に関連する情報を収集・整理し教育情報に関するデータベースの拡張を図る。収集する教育情報は主に公開されかつ内容が充実した分野からとする。またデータベース活用のためのインタフェースや各種分析システムの改良・統合等を行う。これにより教育課程の比較など大学評価を効果的に支援する情報システムの試作を大学評価事業(特に認証評価)と協調して実施する予定である。このように大学評価を効果的に支援する情報技術の具体的な活用を目指し, 大学等の教育研究活動等に関するさまざまな大学情報に関連する研究・開発動向の調査, 教育情報を主体としていくつかの大学の電子的な大学情報の収集と収集された情報の構造解析によるデータベース構築の検討, 及びその情報技術を活用した評価支援への応用に関する検討等を実施していく。

⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究

平成17年度の評価実施校等に対して実施した調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

本分析・研究の目的は機構が行う評価の機能及び有効性の検証にある。そのため評価実施校等に対する調査等と結果の分析・研究を行った。

はじめに平成17年度の評価実施校等に対する検証として実施すべきアンケート調査の検討を行い選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート様式で実施することにした。

評価実施校（評価を受けた大学4校、短期大学2校、高等専門学校18校、法科大学院4校）及び評価担当者に対して、アンケート調査を平成18年3月に実施し調査結果をとりまとめ、その内容をもとに分析・研究を行った。また、アンケートに追加の検証が必要と思われる意見を回答した一部の高等専門学校には直接訪問し、評価の機能及び有効性などについてのさらなる調査等をインタビュー形式で実施した。

(2) 結果と成果等

アンケート調査等の結果から、平成17年度に実施した認証評価については

- ① 評価基準等の構成・内容の設定や書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が概ね適切であったこと
- ② 評価実施校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会が有効に機能したこと
- ③ 今回の評価のために評価実施校が自己評価を行ったことや機構から評価結果を受けたことが、対象校の課題把握や評価の重要性の認識の浸透等に一定の効果・影響を及ぼし、またいくつかの改善の取組が行われていること

などが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。これらの結果はそれぞれの平成17年度に実施した機関別認証評価の検証結果報告書としてまとめられている。

一方、上述の結果とは対照的に、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担を軽減していくことや、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会からの理解、支援を得ていくためのさらなる改善が必要であるとの分析もなされた。

このようなアンケート調査の分析結果を受け、評価方法の改善に関する研究を行うとともに、やや長期的な展望のもとに、評価情報の公開手法の研究に着手することにした。

1) 評価方法の改善に向けた研究

アンケートの分析から明らかになった以下の事項について研究を行い、対策案を明らかにした。

- ① 基準・観点（解釈指針）のうち誤解を招きやすい表現については、指摘があったもの並びに新たに見いだされたものについて、よりわかりやすく改めるための検討を行った。
- ② 評価実施校向けの説明会、自己評価担当者等に対する研修会をより効果的なものとするための方法を検討し、基準・観点（解釈指針）等のねらいについてより明確に説明す

るために、実際の自己評価書の例を資料として使用するなど説明の充実を図ることを提案した。

- ③ 評価担当者に対する研修会をより効果的に実施することについて検討し、このことについてもそれまでの実例を交えた説明とより充実したシミュレーションが必要であることを提案した。
- ④ 評価担当者が書面調査を行う際に使用する書面調査票が記入しづらいという意見の内容を検討し、記入欄の変更を行うなどが望ましいことを提案した。
- ⑤ 検証の意見等に多くみられた評価情報の安全性を高めることを検討し、機構の評価担当者への連絡・資料の送付について、共通のサーバーを導入し、データ等のやりとりについての安全性・利便性を向上すべきことを提案した。

これらの提案に基づく改善策については、一部平成18年度に実施したそれぞれの機関別認証評価に取り入れられている。

2) 効果的な認証評価情報の公開手法に関する研究

本プロジェクトは一般公衆への効果的な認証評価情報(以下、情報とする)の公開手法の提案を目的としている。調査対象とする一般公衆の中でも特に認証評価情報を必要とする高校関係者と企業に特定する。平成18年度は本プロジェクトの平成20年度までの調査計画の設定を行い、その一部の以下の点について実施した。

- ① 高校業界が認識している情報発信に積極的な大学について、予備校への質問紙調査の実施
- ② 情報の発信状況並びに、企業、高校が必要とする情報についての認識について、大学へのヒアリング調査の実施
- ③ 高校の情報検索状況並びに、ニーズ傾向について、予備校への予備ヒアリングの実施
- ④ 企業の情報検索状況並びに、ニーズ傾向について、就職雑誌社への予備ヒアリング実施

なお、研究計画作成に当たり、研究委員会を実施し、ディスカッションを行った。平成18年度のヒアリング調査の分析結果は、INQUAAHE CONFERENCE 2007にて発表された。

(3) 学術論文等

齊藤貴浩, 林隆之 (2007)

「大学評価・学位授与機構による試行的大学評価事業の評価」『日本評価研究』Vol. 7, No. 1, pp. 33-46

2 評価と課題

平成17年度の評価経験を活かし、基準・観点(解釈指針)の改訂、評価実施校や評価担当者に対する評価実例を交えた説明の充実、書面調査における評価担当者の負担軽減など評価事業の改善に役立てることができた。

今後の課題として、評価実施校や機構の評価担当者に対するアンケート調査を継続し、調査内容の蓄積を図るとともに、評価の負担軽減に向けた評価方法の改善努力を引き続き行っていく必要がある。

また、各機関が社会からの理解と支援を得られるよう、認証評価制度の社会的認知度を高めていくための広報活動のより一層の充実を図ることを目的とした新しい取組については、調査

デザインの計画と、一部の実施を行い、大学へのヒアリング調査の結果を学会で発表できたことは計画が順調に進行していることを示すものと考えられる。これまでの大学へのヒアリング調査の実施により、大学が情報の社会的ニーズを把握したいと考えていたが、まだ把握は不十分であることがわかった。このため、来年度以降の高校、企業へのヒアリング調査の結果を、今後どのような形で大学へフィードバックしていくかを更に検討する必要がある。

I-3-(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。

また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

1 実施状況

(1) 学術誌等における調査研究成果の公表

① 学術誌による調査研究成果の公表

調査研究成果の公表については、機構の発行する学術誌『大学評価・学位研究』へ掲載することにより外部への公表を行った。

学術誌『大学評価・学位研究』においては、大学等の教育研究活動等の状況についての調査研究成果として、第5号に論文2編を掲載し公表した。

また、体裁について、機構の研究成果刊行物編集委員会の意見を踏まえ、第5号から新たに和文要旨及びキーワードを掲載することにより公表した研究成果の更なる理解の促進を図った。

なお、国公立大学、都道府県政令指定都市教育委員会等に配布するとともに、機構ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) に掲載し公開した。

② 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等にも着実に公表している。

③ 研究成果の公表状況

平成18年度内の研究成果の公表状況は以下のとおりである。

『大学評価・学位研究』掲載論文	2
学術論文等	6 (うち和文4, 英文2)
著書 (分担執筆)	1
口頭発表等	10 (うち和文6, 英文4)
報告書原稿等	1

(2) 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

機構では、大学評価に関連する調査研究について研究会等を開催し、外部への調査研究の情報発信を行うなどにより研究活動の公表等を支援しており、平成18年度は以下の研究会等を実施した。

○ 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の開催状況

平成18年8月8日	公開講演会「授業評価で大学をどう変えるかーアメリカにおける取組みと成果ー」(KKRホテル東京)(参加者173人)
平成18年9月28日	日本ーノルディック公開シンポジウム「大学評価をどう活かすかー北欧の成功から学ぶー」(国連大学ウ・タント国際会議場)(参加者273人)
平成18年11月30日	公開講演会「高等教育における中国の躍進」(KKRホテル東京)(参加者134人)
平成19年2月2日	大学評価シンポジウム「大学評価への期待」 (千里ライフサイエンスセンター)(参加者210人)
平成19年3月15日	評価研究部研究会「大学における教員評価制度の導入状況」 (大学評価・学位授与機構小平本館)(参加者43人)

(3) 研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、平成18年度は、機構から評価等に関する研究について、新規6件、継続2件の申請を行い、それぞれ新規3件、継続2件の採択を受け、科学研究費補助金690万円が交付された。また、平成19年度の申請に当たり、機構内で説明会を実施するなど申請件数の増加を図るよう努めた結果、新規7件、継続3件の申請があり、新規4件、継続3件の交付内定を受けた。

このほか、調査研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上を目的に、海外の教育研究等機関へ派遣する制度として平成16年度に制定した「海外派遣研究員制度」について、平成18年度は教員1人を米国に派遣した。なお、「海外派遣研究員制度」については、機構の中期計画の達成及び機構が行う大学評価の業務の推進のため、海外において特に調査、研究を必要とする事項から機構長が派遣テーマを定めた上、職員を派遣する制度に見直すこととしている。

2 評価と課題

学術誌『大学評価・学位研究』は単なる機構の研究成果を論文として発表する場としてだけでなく、海外の最新動向を「研究・ノート資料」で紹介することにより、最新かつ多様で厚みをもった研究成果等の蓄積に資することができた。また、ウェブサイトでも公表し、年間2万9千件余のアクセスがあったことから、広く国民に研究成果等の情報提供が図れた。

今後、査読体制等の充実により学術誌としての質の高さを保つとともに、機構外の専門家の協力を得て今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう充実に努める。

また、平成16年度に制定した海外派遣研究員制度は、平成18年度に初めて評価研究部から1人を派遣し、調査研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力向上に貢献した。

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1 実施状況

平成3年の学校教育法改正によって導入された機構の学位授与制度は、我が国における生涯学習社会の到来に対応し、また高等教育機関の多様な発展を図る観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して、大学・大学院の卒業生・修了者と同等の水準の学力を有すると認められる者に対して学位を授与する道を開くものである。大学のあり方、高等教育の位置付けが変化する時代にあつて厳正な学位審査の過程を運用するためには、関係する専門家の間で学位に関する情報及び意識の共有を常に図っていくことが必要である。

このため、我が国において大学以外で唯一学位の授与を行う機関である機構にとって、学位に関する調査研究とその成果の普及は極めて重要な役割をもつものであり、平成18年度は、より適切な学習の審査と学位の授与を行うために不可欠な調査及び研究を継続あるいは新たにスタートするとともに、それらの成果を外部に発信した。

(1) 調査研究プロジェクト

平成18年度計画に基づき、学位のあり方に関する理念の体系化、進化する理念を具体化する方策の提案（学位授与事業における理念の深化と具体化）、現行の審査過程の評価・改善などを目標又は具体的な目的として、以下に示す複数の課題（プロジェクト）別に、調査研究を実施した。

(2) 研究成果の公表等

調査研究の成果は、機構が発刊する学術誌『大学評価・学位研究』を含む学術誌での学術論文14編、著書・訳書2編、科学研究費補助金報告書3編、講演会・公開シンポジウム主催3件、研究会主催8件等によって公開したほか、ウェブサイトに掲載して広く情報提供を行った。

2 評価と課題

学位授与の実務に深く関わっている学位審査研究部の教員による調査研究は、単なるデータの収集、抽象論的研究に終始することなく、学位授与の判断基準の最適化、学位審査の改善に大いに貢献してきた。

平成18年度も引き続き、学位のあり方という高等教育の基本問題の調査研究と機構が行う学位授与制度の改善に繋がる研究を関連付けて実施し、専門家及び社会全体への情報提供を活発に行い、計画に沿った成果をあげた。

学位を取り巻く国際的な環境の変化は急であり、研究成果の国際的な発信を一層強めていきたい。

I-3-(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

1) 調査研究プロジェクト

1 実施状況

大学に通わずに高等教育水準の学習をする者への学位授与を適切に実施するためには、学位に関する国内外の現状を調査するとともに、学位授与に必要な審査方法について継続的に検討することが重要である。また、機構の学位授与制度による学位取得者へのアンケートや学習パターン調査によって、本制度の運用実態を把握・分析し、改善方策の企画に資することが重要である。これらの課題を2つの大項目に分けて、中期計画、平成18年度計画に従い次のプロジェクトを実施した。

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

(①-ア) 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

- ・ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究
- ・学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究
- ・機構の学位授与事業にかかわる諸外国の学位・単位制度調査
- ・学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

(①-イ) 機構での学位取得後1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

- ・取得直後、1年後、5年後アンケート調査
- ・新たな専攻分野「口腔保健学」、専攻の区分「口腔保健衛生学」設置のための調査
- ・学位授与制度の運用を改善・向上するための諸方策の検討と実施
- ・学位審査会専門委員協議会の開催

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習成果の評価に関する研究

(②-ア) 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究

- ・高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究
- ・科目等履修生制度に関する調査（全国大学、短期大学へのアンケート調査）

(②-イ) 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究

- ・電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究
- ・履修証書の展開状況調査
- ・コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

2 評価と課題

学位のあり方についての理念的問題の認識を深める研究活動の推進と、学位授与の実務への支援及び企画に資するとの観点から、各研究プロジェクトを計画に沿って着実に実施し、所期の成果をあげた。

調査研究の成果を大学において授与する学位の質保証に、ひいては機構の学位授与事業の新たな展開にどのように反映させうるのかという視点での取組が今後の1つの重要な課題である。

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

1 実施状況

次の二つのプロジェクトを設け、調査研究を進めた。

(ア) 学位・単位制度の在り方及びその通用性に関する研究

① ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

平成16年度に発足させた「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方に関する具体的な調査研究を着実に前進させた。学位は学位授与権を有する大学の根幹にかかわる問題であることから、学位システム研究会は高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員を構成員としている。

平成18年度には、前年度に確定した調査方法・項目に基づき、「学位システム研究会WG（調査作業グループ）」（平成17年度設置）において学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査（イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本）を継続して行った。調査結果は年度末の研究会で中間まとめとして報告するとともに、日本との比較の観点からより深く調査を要する項目について議論し、次年度に向けて研究計画を検討した。これと平行して、修士、博士の学位の質保証について検討するため、平成17年度に開始した工学系博士課程の制度と運用の実状に関する比較調査を継続し、新たに修士課程教育にかかわる予備調査に着手した。

② 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新動向の把握に努め、外国の関係者を招いてシンポジウムを1回、講演会を2回開催した。シンポジウムでは学生の機関間の移動に伴う学位・成績証明書の相互認証、単位認定などに関するアメリカの先駆的な取組について情報を得るとともに、パネル・ディスカッションを通じて国内の高等教育関係者に対して問題意識の喚起と情報発信に努めた。さらにオーストリア、ドイツ、フランスの大学への訪問調査を実施し、学位の質を保証する仕組みがどのように構築されているかという観点から、情報収集と意見交換を行った。

③ 機構の学位授与事業にかかわる諸外国の学位・単位制度調査

平成18年度には、外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資格）に関する照会が4件あり、いずれも研究部において調査研究協力者の協力も得て厳正に調査したのち、資格の有無を判定した。これは機構の学位授与制度が、申請に必要な基礎資格を外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めていることによるものであり、照会のあった外国の当該機関について調査し学位授与制度の適切な運用を支援した。さらに調査の過程で明らかになった中国高等教育の近年の変化を反映させ、機構内の申し合わせである「中国高等教育機関の専科卒業生の基礎資格取り扱いについて」を改正した。

④ 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

平成17年度に引き続き、すべての大学に対して学士、修士、博士の各学位、並びに専門職学位に付記される専攻分野の名称に関する調査を実施し、回収とデータ入力を終えた。また、平成18年10月1日から学校教育法の改正に伴い新たに「短期大学士」が授与されることになったことを受け、すべての短期大学に対する調査を開始した。これと平行して、平成17年度に実施した「学位に付記する専攻分野の名称の調査」の集計結果を機構のウェブサイトに掲載し、大学関係者をはじめ社会に広く公表した。さらに海上保安大学の学士学位に付記する名称を変更する可能性について大学側と協議を継続し、平成17年度の調査結果を考慮に入れて、専攻分野「海上保安」に対する英文の名称を「Bachelor of Science in Coast Guard Operations and Law Enforcement」に変更することで合意した。

(イ) 機構での学位取得後1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

① 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施

平成17年度に引き続き、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータの提供を目的として、単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、学位取得直後から1年後、5年後の3時点における追跡調査（アンケート）を実施した。平成18年度は、特に「新しい学士への途」改訂のための集計・分析を行い、現状の問題点の把握に努めた。前述の「直後調査」等の分析結果からは、①「新しい学士への途」は毎年度、小改訂を施しているにもかかわらず、「わかりやすかった」と回答する者の割合は過去10年間でほとんど変化していないこと、②特に単位の修得方法についての記述が難解であることを指摘する者が多いこと、③すでに学位を取得した者であっても、当該制度の趣旨、授与される「学士」の定義・意味等が必ずしも十分に理解されていないこと等の問題点が明らかになった。この分析結果に十分に配慮して、下記②に示す「新しい学士への途」改訂を行った。

② 「新しい学士への途」改訂のための調査研究

機構が学位授与申請の手引きとして毎年刊行している「新しい学士への途」を、申請者の視点から見直し、学士の学位取得に至る手順をより理解しやすい内容に改訂するための作業を行った。特に申請者の学修を支援する立場から、学位授与制度の理念・趣旨に関する説明を大幅に増やし、単位の修得方法についても、学修の体系的に配慮して記述を全面的に改めた。また専攻に係る単位の修得に関しては、各専門委員会（部会）の協力を得て、「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」に当該分野の学問的特徴と専門科目・関連科目の履修方針に関する説明文を追加し、それぞれの専攻の区分において専攻に係る授業科目を体系的に履修する意味を明示した。さらに「新しい学士への途」の全体を通じて、文中で使用する当該制度に特有の用語をより平易な表現に整理・修正する、等の改訂を行った。

③ 新しい専攻の区分の設置

近年、歯科衛生に関する学科が大学に新設されている状況にかんがみ、大学における歯科衛生学の一般的な教育課程の構成と開設授業科目、及び国による歯科衛生士養成校の指定規則について調査した。その内容を踏まえて当該分野を専門とする大学教員と討議を重ね、並行して学位審査研究部内でも既存の保健衛生学の各専攻の区分との比較検討を行った。その結果、機構が授与する学士の専攻の区分として新たに「口腔保健衛生学」を設置

し、学位に付記する専攻分野の名称を「口腔保健学」とすることが適当であると判断した。調査の過程で収集した情報は、当該専攻の区分における専門科目等の単位修得の基準（専攻基準）案の作成に活用し、平成19年度に基準を公開し20年度に申請受付を開始する準備を整えた。

④ 学位審査会専門委員協議会の開催等

平成17年度に引き続き、新任の専門委員を対象に機構が行う学位授与制度に関する説明会（研修）を4月に開催した。近年の申請者数の増加と高等教育の質保証に対する社会的要請の高まりを考慮したもので、機構の学位授与審査に協力いただく専門委員に包括的な説明を行い、従来の各専門委員会・部会での説明を補強することを意図している。専門委員協議会では学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて研究部の教員が資料を作成し、説明と質疑応答を行った。

さらに、審査を担当するすべての専門委員に対して、申請者が専攻に係る学士の水準の学力を有しているか否かを適切に審査できるよう作題時に留意すべき事項を明確に伝えることを目的として、「小論文試験作成のための考え方」を作成した。そのほかにも同様の研修活動として、機構が行う学位授与制度の理念／概要、単位の修得や学修成果（レポート）の作成に当たっての留意点などについて、外部の機関等において講演を行った。

2 評価と課題

各事項について計画に沿って着実に調査研究を実施した。学位審査研究部は平成3年の機構創設以来、学位・単位制度に関する調査研究に重点的に取り組んできた我が国唯一の組織であり、その調査研究は機構の学位授与業務を事例としつつも、広く我が国の高等教育システムに潜在する問題点を明らかにすることが可能である。この自覚のもとに、平成19年度以降も学位システム研究会を機軸に学位・単位制度の理論的基底と国際通用性に関する基礎的な調査を進め、主要な問題点の分析を継続し成果を出すこと、機構の学位授与制度の実状把握と調査研究を通じて明らかになった問題点を社会に発信していくことが課題である。

I-3-(2)-1)-① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究

学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め、学位の要件となる学習の体系的な構成と学位・単位制度のあり方及びその通用性を検討するための研究を行う。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

生涯学習システムへの移行、国際化、ユニバーサル化など高等教育をとりまく社会的環境が変化する中で、学位・単位制度のあり方とその通用性が国内のみならず国際的にも重要な課題となっている。こうした状況にかんがみ、学位の構造・機能に関する理論と国内外の最新状況を把握し、学位を取得するために求められる学習の構成と要件について研究すること、それにより機構の学位授与事業ばかりでなく、学位・単位制度のあり方とその通用性について検討する上で我が国の高等教育政策の参考に資することを目的とする。

1) ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

高等教育のマス型からユニバーサル・アクセス型への移行に象徴される高等教育の拡大は、個人には編入学、再入学など高等教育機関への再帰的な入学、あるいは機関間の流動性の拡大をもたらすとともに、高等教育機関についてはそうした学習行動を許容する柔軟な制度的対応が求められている。我が国においても近年、高等教育機関への入学、大学院への進学要件等、さまざまな形で規制緩和措置が行われ、また、大学の設置認可についても、事前の審査基準は著しく緩和され、代わりに認証評価機関による事後チェックによる質的保証を行うシステムへと移行しつつある。しかしながら、真に望ましいユニバーサル・アクセスを導くためには、個人の取得した学歴資格の質的な内容・水準を的確に保証し、そのための要件を明確にする透明で強固な枠組みがなければならない。以上の社会的な課題を念頭において、行政的な要請と呼応しつつ、機構における本格的な調査研究のための予備的な調査研究を行う。

2) 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

① 学位・単位制度に関する諸外国の最新動向調査

上記1)の調査研究に関連して、主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新情報の把握に努め、調査結果を機構の学術誌等に公表することによって情報を広く公開する。

② 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

機構の学位授与制度は、申請に必要な基礎資格を、外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めている。ただし、その教育が当該国で学位授与権を有する大学への編入学要件を満たしていることが条件となる。機構の制度は、このように他国で中等後教育を受けた者にも、我が国の学士の学位を取得する道を開くものである。学位審査研究

部では、外国の学校教育修了者から基礎資格の照会があった場合に、諸外国の教育について専門的知識を有する調査研究協力者の協力を得るとともに、諸外国の高等教育機関の学務担当者に直接メール等で問い合わせる情報収集及び必要な調査を行い、基礎資格の有無を判定して、学位授与制度の適切な運用を支援する。

3) 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

機構では、全国の大学を対象に毎年「学位に付記する専攻分野の名称の調査」を実施している。平成3年の大学設置基準大綱化により、それまで学位規則で定められていた学位の専攻分野の種類が廃され、かわりに各大学が自らの教育課程の内容に即して専攻分野の名称を決め、その名称が学位に付記されることになった（例：学士（〇〇））。これは各大学に大きな裁量を与える一方で、名称の多様化を招く措置であることから、我が国の大学卒業者の学位がどのような専攻分野の修了資格として授与され、付記名称にどの程度の多様性が見られるのか、その実態を明らかにすることは、我が国の学位の通用性を検討する上できわめて重要である。本調査は平成5年度から機構が継続的に実施しているものであり、平成18年度からは新たに「短期大学士」が授与されることになったことを受け、全国の大学並びに短期大学に調査対象を拡げて実施する。調査結果は数年ごとに機構の学術誌等に公表する。

(2) 成果

1) ユニバーサル高等教育時代における学位システムの現状と課題に関する調査研究

高等教育のユニバーサル化、国際化が進む中で、新しい学位システムを構築することが不可欠な課題となっていることは、中央教育審議会の答申「わが国の高等教育の将来像（平成17年1月28日）」にも指摘されたとおりである。我が国においては近年、高等教育機関への入学、あるいは大学院への進学要件等について、さまざまな形で規制緩和の措置が行われてきた。また、大学の設置認可に当たっても、事前の審査基準は著しく緩和され、代わりに認証評価機関による事後チェックによる質的保証を行う体制へと移行しつつある。しかし、一方で真のユニバーサル・アクセスを可能とし、他方で国際通用性を確保するためには、個人の取得した学歴資格の質的な内容・水準を的確に保証し、また、そのための要件を明確にする透明で強固な枠組みがなければならない。

この問題意識のもとに平成16年度に発足させた「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方（学位に付記する専攻分野名称の分析を含む）に関する具体的な調査研究を進めている。学位は学位授与権を有する大学の根幹に関わる問題であることから、学位システム研究会は高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員を委員として構成されている。

平成18年度には、前年度に確定した調査方法・項目に基づき、「学位システム研究会WG（調査作業グループ）」（平成17年度設置）において学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査（イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本）を継続して行った。各国の担当者間で適宜、調査の進行状況について情報を交換し合い、国際比較に適するよう調査項目を再構成して各国調査を進めた。調査結果は年度末の研究会で中間まとめとして報告するとともに、本研究会の目的である日本の「大学」、「学位」に関する政策議論に

資するとの観点から、より深く調査を要する項目について議論し、次年度に向けて研究計画を検討した。

これと平行して、博士の学位の質保証について検討するため、前年度に引き続き国内外の大学において特に工学系分野での学生選抜、研究指導・教育、学位論文審査に関する聞き取り調査を実施し、工学系博士課程の制度と運用の実状を調査した。また、修士課程教育の予備調査として、国内の大学における修士の学位審査に関する情報の収集と、国外の例としてドイツの大学における修士レベルの課程の学位審査規定等の資料収集及びその整理に着手した。

2) 学位・単位制度に関する諸外国の最新状況及び動向に関する調査研究

① 学位・単位制度に関する諸外国の最新動向調査

上記1)の調査研究に関連して、主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新情報の把握に努め、調査結果を公開シンポジウムや機構の学術誌等を通じて情報を広く公開することも当該調査研究プロジェクトの目的の一つである。平成18年度には、アメリカから全国的な職員団体、非営利機関、大学から関係者を招へいしてシンポジウム「ユニバーサル時代における学位と学習履歴」を開催した。このシンポジウムでは、学生移動に伴う諸問題（学位・成績証明書の相互認証、単位認定、学籍登録の管理など）にアメリカの高等教育機関がどのように対処し、学位の要件となる体系的な学習を保証しているか、その具体的な方策と仕掛けに関する情報を得るとともに、アメリカの経験を踏まえて続くパネル・ディスカッションにおいて日本の課題を議論した。

また、フィンランド・タンペレ大学、アメリカ・カリフォルニア大学ロサンゼルス校の高等教育研究者を招いて講演会を開くとともに、オーストリア・ウィーン工科大学、ドイツ・ダルムシュタット工科大学、フランス・ポアティエ大学への訪問調査を実施し、欧米の最新動向の把握と担当者との討論を行なった。特に、学位の質を保証する仕組みがどのように構築されているかに重点を置いて、高等教育の質保証に関する情報収集と意見交換を行った。

② 機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

機構の学位授与制度は、申請に必要な基礎資格を、外国において14年以上の学校教育の課程を終えた者にも認めている。ただしその教育が、当該国で学位授与権を有する大学への編入学要件を満たしていることが条件となる。機構の制度は、このように他国で中等後教育を受けた者にも日本の学士学位を取得する道を開くものである。学位審査研究部は、外国の学校教育修了者から基礎資格の照会がなされた場合に、諸外国の教育について専門的知識を有する調査研究協力者の協力を得るとともに、諸外国の高等教育機関の学務担当者に直接メール等で問い合わせて情報収集及び必要な調査を行ない、基礎資格の有無を判定して、学位授与制度の適切な運用を支援している。

平成18年度には、外国の学校教育修了者から機構の学位授与制度への申請資格（基礎資格）に関する照会が4件あった。米国のコミュニティカレッジと米国の大学での学修履歴を有する者が3件、中国の成人高等教育機関（普通専科班）の卒業生が1件であり、いずれも研究部において調査研究協力者の協力も得て厳正に調査したのち、資格の有無の判定を行った。

さらにこの調査に関連して、中国の成人高等教育機関に設けられている「普通専科班」（全日制）の卒業生は基礎資格を有する者に該当することが新たに明らかになったため、学位審査研究部と学位審査課との間の申し合わせとして平成14年に定めた「中国高等教育機関の専科卒業生の基礎資格取り扱いについて」（平成16年改正）にその点を盛り込み、調査研究協力者の承認を得て同申し合わせを改正した。

3) 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

機構では、学位審査課と学位審査研究部が協力して、全国の大学を対象に毎年「学位に付記する専攻分野の名称の調査」を実施している。平成18年度には、平成17年度に引き続き、すべての大学に対して学士、修士、博士の各学位、並びに専門職学位に付記される専攻分野の名称に関して調査を行った。また、平成18年10月1日から学校教育法の改正に伴い新たに「短期大学士」が授与されることになったことを受け、すべての短期大学に対する調査を開始した。回収率は平成18年度末の時点で大学（大学院大学を含む）については約90.7%であり、また短期大学については約79.3%であった。各大学、短期大学からの回答内容については平成18年度中にデータ入力を終えている。これと並行して、平成17年度に実施した「学位に付記する専攻分野の名称の調査」の集計結果については機構のウェブサイトに掲載し、大学関係者はじめ社会に広く公表した。

さらに海上保安大学校の学士学位に付記する名称を「海上保安」から変更する可能性について大学側と協議を継続し、平成17年度の調査結果を踏まえて英文の名称を「Bachelor of Maritime Safety」から「Bachelor of Science in Coast Guard Operations and Law Enforcement」に変更することで合意した。これは調査結果から明らかになった二つの要件、すなわち学位（及びその名称）は基本的に「(1)レベル（学士、修士、博士、専門職学位など）」、「(2)分野（学問分野、たとえば大学設置・学校法人審議会が採用している17種類の学位の分野）」、「(3)下位の専門（より詳細な専門分野）」という3つの基本的な要素から構成されること、英米の学位は原則として「(1) of (2) in (3)」という形で記載されていること、を満たすものである。

(3) 学術論文、口頭発表等

(口頭発表)

森利枝（2006）

「米国における営利大学のキャンパス展開と地域アクセシビリティ」、日本高等教育学会第9回大会，2006年6月4日，国立学校財務・経営センター

(シンポジウム開催)

シンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」，2007年3月27日，大学評価・学位授与機構

(講演会開催)

講演会「エラスムス・ムンドゥス・修士コースについて－フィンランドの観点から－」，2006年12月19日，大学評価・学位授与機構

講演会「アメリカにおける汎大学学生調査－その構造と調査結果－」，2007年3月1日，大学評価・学位授与機構

2 評価と課題

以上のとおり、平成18年度の年度計画「学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め、学位・単位制度のあり方及びその通用性を検討するための基礎となる研究を行う」ことは計画どおり実施された。学位が学生及び高度な専門労働者の能力証明として機能していることはいうまでもないが、グローバル化の進展と相俟ってその質と通用性がますます重要な課題となっている。学位審査研究部は平成3年の機構創設以来、学位・単位制度に関する調査研究に重点的に取り組んできた我が国唯一の組織であり、その自覚のもとに機構の学位授与事業はもとより日本の高等教育政策の参考に資する調査研究を行うことを目標としている。平成19年度以降も、学位システム研究会を機軸に、学位・単位制度の理論的基底と国際通用性に関する基礎的な調査を進め、主要な問題点の分析を継続し成果を出すこと、並びに学位授与事業に関連する調査研究を引き続き確実にこなうことが課題である。

イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究

機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者を対象に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

多様な学習履歴を有する機構での学位取得者の学習行動、意識、学位取得後の動態等を継続的に調査し、現行制度の現状及び機能の分析を通して業務の遂行並びに改善に資するデータを提供するとともに、単位累積加算制度の実現など将来的課題の検討に向けた基礎的データを蓄積する。さらに、これらの研究成果を踏まえて、教員として専門的な立場から、学位授与制度の運営・改善に貢献することを目的とする。

1) 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」の実施

単位積み上げ型の学士の学位取得者を対象に、学位取得直後、取得から1年後、5年後の3時点にわたる追跡調査（アンケート）を継続的に実施する。調査項目は、学位取得までの学習プロセス、申請の手続や審査に対する意見、学位取得の動機、学位取得に対する意識・満足度、取得した学位に対する社会的評価、学位取得前後での職業的地位の変化など多岐にわたり、多様な要因の影響を考慮しながら現行制度の意義や課題の検証を行う。

2) 「新しい学士への途」改訂のための調査研究

単位積み上げ型の学位授与制度の申請案内書である「新しい学士への途」は、単なる申請手続上の要項にとどまらず、大学等における単位の修得、学修成果（レポート等）の作成など、申請者が学士の学位取得に至るまでの学修全般のガイドとしての性格を有する。したがってその内容については、申請者が円滑に学修を遂行し、また十分な学修の成果を得られるよう、教育的な配慮が求められる。そこで、制度の趣旨・理念、これまでに実施した学位取得者に対するアンケート調査の結果等も踏まえて、「新しい学士への途」の内容の充実を図るための調査研究を行う。

3) 新しい専攻の区分の設置

学際的・複合領域的な専攻など、従来とは異なる審査上の区分（専攻の区分）での学士の学位取得の要請に対応することは、学位の取得機会を拡大するという制度の理念からも重要なことである。既存の専攻との整合性並びに「学士」としての学修の体系性を維持しつつ、どのような専攻を新たに設けるべきであるかについて、研究部の教員として専門的な立場から最新の状況を常に把握するための調査を行う。

4) 専門員協議会の開催

学位授与の審査を担当する専門委員会の新任委員を対象として、機構が行う学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて説明会を開催する。当該活動は、より円滑かつ適切に学位授与の審査を実施することが可能となることを目的として行うものであり、大学におけるいわばFD活動に相当するものである。したがって既存の調査研究の成

果及び審査の実績等に基づき、研究部教員が中心となって実施することが重要である。

(2) 成果

1) 「直後調査」及び「1年後・5年後調査」

「直後調査」については、平成17年度10月期学位取得者（2,137人）、18年度4月期学位取得者（384人）を対象にそれぞれ調査を行い、1,128人、310人から回答を得た。「1年後・5年後調査」は、4月末に平成16年度10月期（2,130人）、平成12年度10月期（1,432人）の学位取得者、10月末に平成17年度4月期（398人）、平成13年度4月期（459人）の学位取得者を対象として実施し、それぞれ34.6%、26.3%、49.7%、39.7%の有効回答を得た。

平成18年度は、下記(2)に示す「新しい学士への途」改訂のための集計・分析を行い、現状の問題点の把握に努めた。(分析結果の概要については、次の2)を参照)

2) 「新しい学士への途」改訂のための調査研究

研究部教員4人からなる「新しい学士への途」改訂のためのWGを設置し、計13回の検討会を実施した。その中で、前述の「直後調査」等の分析結果から、①「新しい学士への途」は毎年度、小改訂を施しているにもかかわらず、「わかりやすかった」と回答する者の割合は過去10年間でほとんど変化していないこと、②特に単位の修得方法についての記述が難解であることを指摘する者が多いこと、③すでに学位を取得した者であっても、当該制度の趣旨、授与される「学士」の定義・意味等が必ずしも十分に理解されていないこと等の問題点が明らかになった。

そこで、平成19年度版の「新しい学士への途」においては、①制度の理念・趣旨に関する説明を大幅に増やす。②単位の修得方法については、学修の体系的に十分配慮し、記述を全面的に改める。③専攻に係る単位の修得に関して、各専門委員会（部会）の協力を得て、専攻の区分ごとに単位修得の指針について説明文を追加する、④文中で使用する当該制度に特有の用語をより平易な表現に整理・修正する、等の改訂を行った。

3) 新しい専攻の区分の設置

近年の大学における学士の学位授与の実態にかんがみ、機構が与える学士の専攻の区分として新たに歯科衛生に関する専攻を設置することが適当と判断し、そのために必要な調査研究を行った。具体的には、大学における歯科衛生学の一般的な教育課程の構成や開設授業科目、及び国による歯科衛生士養成校の指定規則について調査した。さらに当該分野の大学教員の研究協力者としての参画を得て、平成18年10月から19年1月にかけて3回にわたって研究会を開催し、歯科衛生の分野の特質に関するヒアリングや、ありうべき単位修得の基準について討議を重ね、並行して学位審査研究部内でも既存の保健衛生学の各専攻の区分との比較検討を行った。その結果、専攻の区分として新たに「口腔保健衛生学」を設置し、学位に付記する専攻分野の名称を「口腔保健学」とすることが適当であると判断した。調査研究の過程で収集した情報は、当該専攻区分における専門科目等の単位修得の基準（専攻基準）案の作成に活用し、平成19年度に基準を公開し20年度に申請受付を開始する準備を整えた。

4) 学位審査会専門委員協議会の開催

近年の申請者数の増加、「高等教育の質保証」に対する社会的要請の高まりなどを受け、審査を担当する専門委員に対して、機構が行う学位授与制度について体系的な説明を行うことの必要性が認識され、平成17年度より新任の委員を対象とする説明会（研修）を開始した。

18年度は4月25日に、「学位審査会専門委員協議会」として開催し、研究部の教員4人が、学位授与制度の理念・意義、具体的な審査の手順・方法などについて資料を作成し説明を行った。さらに、学位授与のための審査の経験を積んだ機構の専門委員に対して退任直後にアンケート調査を実施し、学士、修士、博士の学位授与の審査における着眼点や他大学での経験との差異などについて意見を聴取することによって、機構が授与する学位の質の国内における相対化及びその維持に繋げた。

そのほかにも同様の研修活動として、東京工業大学同窓会、機構が認定する高等専門学校専攻科（3校）、言語聴覚士養成施設の教員研修会において、機構が行う学位授与制度の理念／概要、単位の修得や学修成果（レポート）の作成に当たっての留意点などについて講演を行った。

2 評価と課題

本調査研究プロジェクトは、他のプロジェクトとは異なり、機構が行う学位授与制度に直接的に関与するものであり、その成果は、現行制度の改善等として表れる場合が多く、必ずしも学術論文等として公表される性格のものではない。しかしながら、学位授与のための審査が機械的・形式的な手続に流れることなく、学術的な論理に貫徹されて実施されるためには、学位審査研究部が不断にこれらの調査研究課題に取り組むことは依然として重要であると考えます。

以下、個別の項目について評価と課題をあげる。(1)「直後調査」及び「1年後・5年後調査」について、過去5年以上にわたる調査結果を比較すると、多くの項目についてきわめて安定的に推移していることが明らかになった。このことは、機構の学位授与制度が一定の社会的評価を確立しつつあることを示しているとも言えるが、一方で制度や運用上の変更の影響が現れていないということでもある。その要因を分析するとともに、今後の改善点の発見に分析結果を活用することが必要である。(2)「新しい学士への途」改訂の成果を検証するためには、平成19年度以降の学位取得者に対する調査の結果を待つほかはない。18年度中に実施した改訂では、学修成果（レポート等）に関する記述については十分に検討することができなかつたため、19年度以降も継続して内容の改訂に努める必要があると考える。(3)新しい専攻の区分の設置（平成18年度は「口腔保健衛生学」）は必ずしも毎年度継続的に実施されるものではないが、今後とも他の調査研究プロジェクトの成果を踏まえつつ、当該分野での学士の学位取得に対する潜在的な需要の把握を行い、必要に応じて新たな専攻の区分の設置にかかる情報収集を行っていく必要がある。(4)学位審査会専門委員協議会は平成17年度より新たな試みとして開始したものであり、その成果を評価するには至っていない。説明の内容、技法等についてさらに充実させていくことが課題となる。同様のことは専門委員経験者へのアンケートに関しても指摘でき、アンケートの継続によりデータを蓄積し、結果を詳細に分析する必要がある。他方で、当該制度の社会的認知度については常に課題としてあげられているところであり、制度の正確な理解と普及のために、高等教育研究者としての立場から情報を社会に対して発信し続けることは今後とも重要と考える。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

1 実施状況

次の二つのプロジェクトの調査研究を進めた。

(ア) 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究

① 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

国内の学生の流動化に関する調査研究として、平成17年度（2006年）に実施したアンケート調査「学生の流動化と支援体制に関する調査（第2回）」の分析作業を進めたほか、平成19年2月に神戸市外国語大学と神戸研究学園都市大学交流推進協議会「大学共同利用施設（UNITY）」を訪問調査し、単位互換講座、高大連携講座、公開講座などの実施状況等について説明を受けるとともに質疑応答を行い、事業の実態の把握に努めた。

また、国際的な学生の流動化の実態と支援システムに関する調査研究として、平成18年12月に、フィンランド・タンペレ大学高等教育グループのリサーチディレクターによる講演会「エラスムス・ムンドゥス・修士コースについて－フィンランドの観点から－」を行った。さらに平成19年3月には、学生の機関間移動により生じる諸問題への対応に先駆的に取り組んできたアメリカから関係者を招へいして国際シンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」を開催し、アメリカにおける学生の機関間移動を支援する諸仕組みについて詳細な情報を得るとともに、アメリカの経験を踏まえて日本の課題を議論し、国内の高等教育関係者に対して問題意識の喚起と情報発信を行った。

② 科目等履修生制度に関する調査

前年度に引き続き、各大学における科目等履修生制度の開設状況に加えて、当該年度に科目等履修生を受け入れた実績（人数）を調査して、平成19年1月に「科目等履修生制度の開設状況一覧」を機構ウェブサイト上に公開し、制度の開設状況とともに平成16年度以来の科目等履修生の受け入れの実績を公表した。

また、平成19年3月には機構の認定専攻科を訪問調査し、専攻科に在学中の学生から、科目等履修を含め、機構の学士の学位を得るために行っている学修の実態を聴取した。

(イ) 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究の実施

① 電子化シラバスによる学位授与事業支援システムの構築

電子化シラバスの活用により機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援するシステムの構築を目指し、複数の専攻区分を対象としてその有効性の検証を行うなど、システムの実稼動を視野に入れた諸検討を行った。

② 履修証書の展開状況調査

我が国の大学における単位互換制度について、法令上の位置づけ等を整理した上で、当該制度の普及状況を2002、2005年度に学位審査研究部で実施した「学生の流動化と支援体

制に関する調査」の結果等を用いて提示するとともに、機構における業務の経験等を踏まえて、同制度の運用上の問題点を指摘した。

③ コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

神戸研究学園都市大学交流推進協議会の活動の中心施設である大学共同利用施設(UNITY)、及びその構成員の一つである神戸市外国語大学を訪問して、単位互換講座、高大連携講座、公開講座などの実施状況等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った。

2 評価と課題

各事項について計画に沿って着実に調査研究を実施した。平成19年度以降は、国内アンケート調査の分析結果を公表するとともに、18年度に新たに得られた国際的な高等教育レベルの学生の流動化に関する新たな知見をも踏まえて、新たな調査研究の成果に繋げることが課題である。また、電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究では、関連する諸システムの試作と検証をさらに進め、学位審査の重要項目である科目判定時における審査の負担軽減を目指すことが期待される。

I-3-(2)-1)-② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究
高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する調査のデータ入力、一次分析を行う。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

現代日本における高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化及び学生の流動化（転学、編入学、再入学等）の実態と潜在的需要について実証的研究を行うことを目的とする。

1) 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

高等教育のユニバーサル化は、個人については編入学、再入学など高等教育機関への再帰的な入学、あるいは機関間の流動性の拡大を意味するとともに、高等教育機関にとってはそのような学習行動を許容する柔軟な制度が要求される。従来の大学教育は、固有の教育理念と目標に基づいて構成されたカリキュラムを、一貫した在学期間中に履修することを前提としてきた。しかし学生の機関間移動が増えれば、大学は個々の学習履歴を評価し、カリキュラムの一部がすでに履修されたと認められるかを判断して認定（具体的には単位認定）しなければならない。その一方で大学は、断片化した学習履歴をもつ学生に対して、一貫した学士課程教育で培われるはずの能力をいかに補完して身につけさせるか、言い換えるならば学士の質保証という問題に直面することになる。

このように学習行動・学習機会の多様化が進む中で、学士課程全体としての体系性・一貫性を保持し、その修了資格である学士学位の質を保証する方途を検討するために、学生の流動化の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。

2) 科目等履修生制度に関する調査

高等教育レベルの学修を複数の高等教育機関で行い、その履修成果（修得単位）を機構の学位授与制度における学士学位の取得に結びつけるためには、各高等教育機関における科目等履修生制度の普及と整備及びそれらに関する情報提供が必須である。機構では、学位審査課と学位審査研究部の協力のもと、全国の大学と大学院大学を対象に毎年「科目等履修生制度の開設状況に関する調査」を実施している。調査結果は平成16年度までは冊子体のみ、平成17年度は冊子体とウェブサイト上での公開を行ってきたところである。平成18年度公開分（平成19年度版）より冊子体の刊行を廃してウェブサイト上のみで「科目等履修生制度の開設状況一覧」として公開している。

(2) 成果

1) 高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化と学生の流動化の実態に関する調査研究

① 国内の学生の流動化に関する調査研究

平成19年2月に神戸市外国語大学と神戸研究学園都市大学交流推進協議会「大学共同利用施設 (UNITY)」を訪問調査し、単位互換講座、高大連携講座、公開講座などの実施状況等について説明を受けるとともに質疑応答を行い、事業の実態の把握に努めた。

また、平成17年度(2006年)に実施したアンケート調査「学生の流動化と支援体制に関する調査(第2回)」の分析作業を進めた。この調査は科学研究費補助金による「学士取得課程の多様化に対応した単位認定と学士の質保証に関する日米欧の比較研究」(基盤研究(B)(2)平成16-18年度 研究代表者 吉川裕美子)の一部として全国の大学・学部の担当者に対して、学士課程における学生数、編入学者数、留学生数など学生の移動に関わる基本的なデータ、教育課程の科目構成と卒業要件、単位認定と単位互換、編入学者への支援措置を質問紙により調査したものである。

② 国際的な学生の流動化の実態と支援システムに関する調査研究

平成18年12月に、科学研究費補助金による「学士取得課程の多様化に対応した単位認定と学士の質保証に関する日米欧の比較研究」(基盤研究(B)(2)平成16-18年度 研究代表者 吉川裕美子)の一部として国際的な学生の流動化に関し、フィンランド・タンペレ大学高等教育グループ、リサーチディレクターであるティモ・アーッレヴァーラ氏(Dr. Timo Aarrevaara)の講演会「エラスムス・ムンドゥス・修士コースについてーフィンランドの観点からー」を行った。

また平成19年3月には、学生の機関間移動により生じる諸問題に先駆的に取り組んできたアメリカから関係者を招へいし、国際シンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」を開催した。このシンポジウムでは、(1)科目の等価性を判断し、単位認定を容易にするために大学職員協会が開発している仕組み(全米学籍登録・アドミッションオフィサー協会)、(2)学生・卒業生の取得学位、学習履歴、在籍記録の確認を可能にする総合的なデータバンク(全米学生クリアリングハウス)、(3)学籍登録の管理を支援する電子データ交換システム(テキサス州高等教育機関)について詳細な情報を得るとともに、アメリカの経験を踏まえて日本の課題を議論し、国内の高等教育関係者に対して問題意識の喚起と情報発信を行った。シンポジウムの成果は論文等として機構の学術誌『大学評価・学位研究』に発表するため、必要な作業を進めている。

2) 科目等履修生制度に関する調査

平成18年度には、前年度に引き続き各大学における科目等履修生制度の開設状況に加えて、当該年度に科目等履修生を受け入れた実績(人数)を調査した。この調査を基に、平成19年1月に「科目等履修生制度の開設状況一覧」を機構ウェブサイト上に公開し、制度の開設状況とともに平成16年度以来の科目等履修生の受け入れの実績を公表して科目等履修を希望する学修者に具体的な情報を提供した。

また平成19年3月には機構の認定専攻科を含む短期大学の専攻科を訪問調査し、専攻科に在学中の学生から大学の科目等履修生としての学修を含め、機構から学士の学位を得るために行っている学修の実態を聴取した。

(3) 学術論文, 口頭発表等

(口頭発表)

吉川裕美子

「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」, シンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」, 2007年3月27日, 大学評価・学位授与機構

2 評価と課題

以上のとおり, 平成18年度の年度計画「高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的な需要に関する調査のデータ入力, 一次分析を行う」は計画どおり実施された。平成19年度以降は, 国内アンケート調査の分析結果を公表するとともに, 平成18年度に新たに得られた国際的な高等教育レベルの学生の流動化に関する新たな知見をも踏まえて, 新たな調査研究の成果に繋げることが課題である。同時に, 学位授与事業に関連する高等教育レベルの学習の機会に関わる調査研究を引き続き確実にを行い, 広く社会に有用な情報を提供するとともに, 科目等履修生制度の潜在的なニーズの掘り起こしに資することも求められる。

I-3-(2)-1)-② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法にかかる研究
高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究を行うとともに、単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方について研究開発を行う。

1 実施状況

(1) 目的及び内容

高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を学位授与の要件の一部として評価・単位認定する方法について研究開発を行う。

1) 電子化シラバスによる学位授与事業支援システムの構築

シラバスの電子化並びにそこからの情報抽出方法を検討することにより、機構の学位授与事業における科目の分類を支援するシステムの構築を目指す研究を行う。

2) 単位互換制度の研究

我が国の大学における単位互換制度の現状について分析し、その制度の運用上の問題点を提示する。

3) コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

複数の大学がコンソーシアム方式により実施している単位互換等の各種連携事業の実態を調査する。

(2) 成果

1) 電子化シラバスによる学位授与事業支援システムの構築

電子化シラバスの活用により機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援するシステムの構築を目指し、複数の専攻区分を対象としてその有効性の検証を行うなど、システムの実稼動を視野に入れた諸検討を行った。

2) 単位互換制度の研究

我が国の大学における単位互換制度について、法令上の位置づけ等を整理した上で、当該制度の普及状況を2002、2005年度に学位審査研究部で実施した「学生の流動化と支援体制に関する調査」の結果等を用いて提示するとともに、機構における業務の経験等を踏まえて、同制度の運用上の問題点を指摘した。

3) コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査

近隣の5大学1高専が連携して各種事業を共同で企画・実施している神戸研究学園都市大学交流推進協議会の活動の中心施設である大学共同利用施設(UNITY)、及びその構成員の一つである神戸市外国語大学を訪問して、単位互換講座、高大連携講座、公開講座などの実施状況等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った。その結果、集積のメリットと地理的条件を積極的に活用して実施されている本事業の経緯と実態を把握することができた。

(3) 学術論文, 口頭発表等

1) 電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究

(学術論文)

野澤孝之, 芳鐘冬樹, 井田正明, 渋井進, 宮崎和光, 喜多一, 川口昭彦 (2007)

「ビジネス・MOT, 会計, 公共政策系専門職大学院のカリキュラム構成 — シラバスの文書クラスタリングを用いた比較分析—」『大学評価・学位研究』No.5, pp.35-54

芳鐘冬樹, 井田正明, 野澤孝之, 宮崎和光, 喜多一 (2006)

「キーワードの関連用語を考慮したシラバス検索システムの構築」『日本知能情報ファジィ学会誌』Vol.18, No.2, pp.299-309

(国内会議でのプロシーディングス掲載論文)

宮崎和光, 井田正明, 芳鐘冬樹, 野澤孝之, 渋井進, 喜多一 (2007)

「例示科目を利用した学位授与事業のための科目分類支援システムの評価」第 34 回知能システムシンポジウム, pp.95-98

野澤孝之, 渋井進, 芳鐘冬樹, 井田正明, 宮崎和光, 喜多一(2007)

「シラバス内の専門用語間の関連に基づくカリキュラム構造可視化手法の検討」情報処理学会第 69 回全国大会公演論文集, 4, pp.409-410

井田正明, 野澤孝之, 宮崎和光, 芳鐘冬樹, 渋井進, 喜多一(2007)

「XML によるシラバスデータベース構築と Web サービスの検討」情報処理学会第 69 回全国大会公演論文集, 4, pp.299-300

2) 単位互換制度の研究

(学術論文)

濱中義隆 (2006)

「単位互換制度の現状と課題」『大学と学生』第 33 号, 日本学生支援機構 pp.6-13

3) コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査研究

(報告書)

瀧田佳子, 六車正章 (2007 刊行予定)

「神戸研究学園都市大学交流推進協議会加盟大学・高専におけるコンソーシアム型単位互換制度」

2 評価と課題

多様な学習成果の評価と単位認定方法の改善を図る基礎としての調査研究を計画どおり着実に実施した。今後の課題として、電子化シラバスによる学位授与事業支援システム構築の研究では、関連する諸システムの試作と検証をさらに進め、学位審査の重要項目である科目判定時における審査の負担軽減を目指すことが期待される。また、コンソーシアム方式による単位互換等の実施状況の調査対象を増やして実態把握に努めるとともに、国内外における多様な学習の評価方法との比較を進め、機構が行う学位授与の今後の在り方の検討に資するよう努める。

I-3-(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

2) 研究成果の公表等

調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、公開シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。

1 実施状況

(1) 学術誌等における研究成果の公表

① 学術誌による調査研究成果の公表

調査研究成果の公表については、機構の発行する学術誌『大学評価・学位研究』へ掲載することにより外部への公表を行った。

学術誌『大学評価・学位研究』においては、大学等の教育研究活動等の状況についての調査研究成果として、第5号に論文1編を掲載し公表した。

また、体裁について、機構の研究成果刊行物編集委員会の意見を踏まえ、第5号から新たに和文要旨及びキーワードを掲載することにより公表した研究成果の更なる理解の促進を図った。

なお、国公立大学、都道府県政令指定都市教育委員会等に配布するとともに、機構ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) に掲載し公開した。

② 学術誌等における研究成果の公表

調査研究成果は上記の学術誌『大学評価・学位研究』のほか、機構外の学術誌等にも着実に公表している。

③ 研究成果の公表状況

平成18年度内の研究成果の公表状況は以下のとおりである。

『大学評価・学位研究』掲載論文	1
学術論文等	13(うち和文9, 英文4)
著書・翻訳書等	2
口頭発表等報告書	17(うち和文12, 英文5)
科学研究費補助金報告書	3
その他(啓蒙的な論文, 講演, 訪問調査報告書等)	5

(2) 研究会、公開シンポジウム・フォーラム等の実施支援及び広報

公開シンポジウム、講演会、研究会を随時開催して、研究成果の発表の場及び機構外の研

究者の研究成果を導入する場として活用している。平成18年度内は以下のとおり、講演会・シンポジウムを3回（演者5人）、講演を中心とする研究会を4回（演者5人）、その他の研究会を4回開催した。

平成18年	6月7日	「高等教育の質保証－『保証すべき質』を考える視点－」前田早苗／（学位システム研究会 第4回研究会） 「学位システムの国際比較」村田直樹／（学位システム研究会 第4回研究会）（参加者13人）
	6月12日	「海外出張報告会」（内部研究会）（参加者9人）
	6月27日	「学位授与授業の現状と課題」橋本弘信／（内部研究会）（参加者15人）
	9月21日	学位システム研究会WG（第3回）（参加者6人）
	12月19日	「エラスムス・ムンドウス修士コースについて－フィンランドの視点から－」ティモ・アーツレヴァーラ／（講演会）（参加者11人）
平成19年	2月8日	学位システム研究会WG（第4回）（参加者9人）
	2月9日	「学生の流動化と支援体制に関する調査（第2回）の分析課題」濱中義隆／（内部研究会）（参加者4人）
	3月1日	「アメリカにおける汎大学学生調査－その構造と調査結果－」ジョン・H・ブライヤー／（講演会）（参加者8人）
	3月20日	「工学系博士課程の制度の運用に関する国際比較」田中正人／（内部研究会）（参加者9人）
	3月27日	ユニバーサル時代の学位と学習履歴 「アメリカ高等教育における履修単位移動プロセス」ジェリー・サリバン 「ナショナル・ステューデント・クリアリングハウス：背景とサービス」ジェリー・M・ターナー 「学生登録の管理と電子データ交換」モニク・L・スノーデン パネル・ディスカッション 司会：金子元久，上記3人の演者，吉川裕美子（公開シンポジウム）（参加者39人）
	3月29日	「各国の学位システム調査の中関まとめ報告」村田直樹（英国），森利枝・溝上智恵子（米国），吉川裕美子（ドイツ）／（学位システム研究会 第5回研究会）（参加者16人）

（3）研究活動の支援状況

研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得とその適切な執行を行っている。科学研究費補助金に関しては、平成18年度は、機構から学位等に関する研究について、新規5件、継続1件の申請を行い、それぞれ新規2件、継続1件の採択を受け、科学研究費補助金590万円が交付された。また、平成19年度の申請に当たり、機構内で説明会を実施するなど申請件数の増加を図るよう努めた結果、新規3件、継続2件の申請があり、新規2件、継続2件の交付内定を受けた。

このほか、調査研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力の向上を目的に、海外の教育研究等機関へ派遣する制度として平成16年度に制定した「海外派遣研究員制度」について、平成18年度は教員1人を米国に派遣した。この研究成果は平成19年度刊行予定の『大学評価文化の展開-高等教育の質保証-』に「アメリカにおける高等教育機関のアクレディテーション」として公表される予定である。「海外派遣研究員制度」については、機構の中期計画の達成及び機構が行う学位に関する業務の推進のため、海外において特に調査、研究を必要とする事項から機構長が派遣テーマを定めた上、職員を派遣する制度に見直すこととしている。

2 評価と課題

学術誌『大学評価・学位研究』において論文を発表するだけでなく、ウェブサイトでも公表した。ウェブサイトにおいて年間2万9千件余のアクセスがあったことから、広く国民に研究成果等の情報提供が図られた。

今後、査読体制等の充実により学術誌としての質の高さを保つとともに、機構外の専門家の協力を得て今後の調査研究活動のさらなる活性化の基盤となるよう充実に努める。

また、平成16年度に制定した海外派遣研究員制度については、平成18年度に初めて学位審査研究部から1人を派遣し、調査研究プロジェクトの推進及び研究者の研究能力向上に貢献した。

I 業務の質の向上

I-4 情報の収集, 整理, 提供

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業並びにこれらに関する調査研究の実施に関連して、大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集, 整理, 提供を行うことは、機構の重要な業務の一つであり、平成18年度は次のとおり実施した。

(1) 評価に関する情報の収集, 整理, 提供

① 大学情報データベースシステムによる情報の収集, 整理, 提供

試行的構築及びアンケート調査を通じて協力法人と連携・協力を図りながら、また中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況も踏まえ、情報の整理・提供に係るソフトウェアの機能拡張・修正、データの入力・修正及び集計・提供に係るハードウェアの機能修正等、必要となる措置を行った。

また、収集する情報の内容については、試行的構築において協力法人から得られた意見・要望、「実績報告書作成要領（案）」に示された教育・研究水準の分析に当たって根拠となる資料・データ例、大学が他機関に提供しているデータとの整理等を踏まえ、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価への活用を念頭においたデータ項目の検討を行った。

このような機構の検討状況を踏まえ、平成19年2月、各国立大学法人等の大学情報データベースについての理解を深めることを目的に、国立大学法人等を対象にセミナー「大学情報データベースと評価への活用」を開催した。

② 国内外における評価に関する情報の収集, 整理, 提供

評価に関する大学等のニーズに応えるとともに、大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与するという観点から、「大学評価情報ポータルサイト」の構築に着手し、各国公立大学、短期大学、高等専門学校に対して、「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」を送付し、「機関別情報」に掲載する情報を収集した。

また、国内の各評価機関の実施するセミナー等への参加による情報収集や各評価機関との定期的な連絡会の実施、平成20年2月に機構主催で実施を予定しているAPQN年次総会の準備のため、「2008APQN年次総会国内準備委員会」を発足させるなど、国内関係機関との連携協力を図った。

国外については、諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問、来訪者の受入及び専門家等の招へいにより、情報収集及び意見交換を行い、また、INQAAHE（高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク）などの国際会議への参加を通じて、評価機関に関する情報収集を行った。特に、英国のQAA（高等教育質保証機構）と覚書（MoU）を締結し、継続的な情報交換の体制を確立した。

これらで得られた情報を必要に応じて和訳するなど、広く情報の整理, 提供を行った。

(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

① 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「平成18年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成18年度独立行政法人大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を関係する全国の大学等に送付するとともに、機構のウェブサイトで公開した。

このほか、学位授与制度に関し、次の資料を作成・配付した。

ア 機構による学位授与制度と申請手続の詳細を記した冊子「新しい学士への途」

イ 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」

ウ 学位授与の仕組みと意義について一般社会向けに分かりやすく説明したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」

② ウェブサイトによる情報提供の充実

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で51万件であった。

2 評価と課題

「試行的構築」協団法人の意見・要望等及び中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえたソフトウェアの機能拡張・修正等及び指標・データを提供する機能追加・ハードウェアの整備を行った。

また、大学情報データベースに関するセミナーの開催等を通じて国立大学法人等関係者と意見交換を行うなど、所期の計画を完了した。

国内の大学等及び社会各方面のニーズに応えるべく情報提供機能を強化するとの観点から、「大学評価情報ポータルサイト」を新たに構築したことにより、情報収集・整理・提供事業を進める基盤整備ができた。

国外の評価機関等の情報については、英国のQAAとの間で覚書(MoU)を締結し、また、中国、北欧諸国の評価関係機関との間で関係者の招へい及びシンポジウム、講演会の開催を通じて緊密な関係を構築したことにより、継続的かつ広範な情報収集手段を確保することができた。

学習の機会に関する情報の収集・整理・提供についても、学位授与申請者に対する「科目等履修生制度の開設大学一覧」などの学習情報の提供を積極的に行うとともに、学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、当初の計画の45万件を上回る51万件であった。

I-4 情報の収集, 整理, 提供

(1) 評価に関する情報の収集, 整理, 提供

1 実施状況

(1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集, 整理, 提供

試行的構築及びアンケート調査を通じて協力法人と連携・協力を図りながら, また中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況も踏まえ, 情報の整理・提供に係るソフトウェアの機能拡張・修正, データの入力・修正及び集計・提供に係るハードウェアの機能修正等, 必要となる措置を行った。

また, 収集する情報の内容については, 試行的構築において協力法人から得られた意見・要望, 「実績報告書作成要領(案)」に示された教育・研究水準の分析に当たって根拠となる資料・データ例, 大学が他機関に提供しているデータとの整理等を踏まえ, 中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価への活用を念頭においたデータ項目の検討を行った。

このような機構の検討状況を踏まえ, 平成19年2月, 各国立大学法人等の大学情報データベースについての理解を深めることを目的に, 国立大学法人等を対象にセミナー「大学情報データベースと評価への活用」を開催した。

(2) 国内外における評価に関する情報の収集, 整理, 提供

評価に関する大学等のニーズに応えるとともに, 大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与するという観点から, 「大学評価情報ポータルサイト」の構築に着手し, 各国公私立大学, 短期大学, 高等専門学校に対して, 「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について(お願い)」を送付し, 「機関別情報」に掲載する情報を収集した。

また, 国内の各評価機関の実施するセミナー等への参加による情報収集や各評価機関との定期的な連絡会の実施, 平成20年2月に機構主催で実施を予定しているAPQN (Asia

Pacific Quality Network) 年次総会の準備のため, 「2008APQN年次総会国内準備委員会」を発足させるなど, 国内関係機関との連携協力を図った。

国外については, 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問, 来訪者の受入及び専門家等の招へいにより, 情報収集及び意見交換を行い, また, INQAAHE (高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク) などの国際会議への参加を通じて, 評価機関に関する情報収集を行った。特に, 英国のQAA (高等教育質保証機構) と覚書 (MoU) を締結し, 継続的な情報収集体制を確立した。

これらで得られた情報を必要に応じて和訳するなど, 広く情報の整理, 提供を行った。

2 評価と課題

「試行的構築」協力法人の意見・要望等及び中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえたソフトウェアの機能拡張・修正等及び指標・データを提供する機能追加・ハードウェアの整備を行った。

また、大学情報データベースに関するセミナーの開催等を通じて国立大学法人等関係者と意見交換を行うなど、所期の計画を完了した。

平成19年度も引き続き、中期目標期間の国立大学法人等の教育研究評価及び大学等の自己評価や教育研究活動の改善等に活用可能な集計結果の提供について検討を進める。

また、国内の大学等及び社会各方面のニーズに応えるべく情報提供機能を強化するとの観点から、「大学評価情報ポータルサイト」を新たに構築したことにより、情報収集・整理・提供事業を進める基盤整備ができた。

国外の評価機関等の情報については、英国のQAAとの間で覚書（MoU）を締結し、また、中国、北欧諸国の評価関係機関との間で関係者の招へい及びシンポジウム、講演会の開催を通じて緊密な関係を構築したことにより、継続的かつ広範な情報収集手段を確保することができた。

I-4-(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

1 実施状況

試行的構築及びアンケート調査を通じて協力法人と連携・協力を図りながら、また中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況も踏まえ、情報の整理・提供に係るソフトウェアの機能拡張・修正、データの入力・修正及び集計・提供に係るハードウェアの機能修正等、必要となる措置を行った。

また、収集する情報の内容については、試行的構築において協力法人から得られた意見・要望、「実績報告書作成要領（案）」に示された教育・研究水準の分析に当たって根拠となる資料・データ例、大学が他機関に提供しているデータとの整理等を踏まえ、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価への活用を念頭においたデータ項目の検討を行った。

2 評価と課題

「試行的構築」協力法人の意見・要望等及び中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえたソフトウェアの機能拡張・修正等及び指標・データを提供する機能追加・ハードウェアの整備を行った。

また、大学情報データベースに関するセミナーの開催等を通じて国立大学法人等関係者と意見交換を行うなど、所期の計画を完了した。

平成19年度も引き続き、中期目標期間の国立大学法人等の教育研究評価及び大学等の自己評価や教育研究活動の改善等に活用可能な集計結果の提供について検討を進める。

I-4-(1)-1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

① 大学情報データベースシステムの構築

大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情報データベースについて、機構が収集する情報の内容やその整理、提供に関する検討状況を踏まえ、情報の整理、提供に係るソフトウェアの機能拡張・修正等、必要となる措置を行う。

また、公開セミナー等を1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。

1 実施状況

(1) 大学情報データベースソフトウェアの機能拡張・修正等

平成17年度に引き続き、「試行的構築」協利法人と連携・協力を図りながら、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえ、情報の整理・提供に係るソフトウェアの機能拡張・修正等必要となる措置を行った。

機能拡張・修正等を行うに当たり、機構での検討状況について「試行的構築」協利法人に対して意見照会を行い、得られた意見・要望等も踏まえ、必要となる措置を行った。

- ① 中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価への活用を念頭に、国立大学法人等の利便性を考慮し、複数年度のデータの入力・修正等を行える機能修正を行った。
- ② 入力したデータを機構において集計し、各国立大学法人等及び機構の評価担当者へ提供する機能追加・ハードウェアの整備を行った。将来的に集計・提供する情報の範囲の変更が容易に行え、指標の追加・修正を行える点を考慮した開発を行った。
- ③ 入力したデータの確認・修正等を行う際の利便性を向上させるため、システムの各種機能の強化やデータ登録・修正等を容易に行える機能修正等を行った。

○「試行的構築」協利法人

小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、東北大学、福島大学、東京芸術大学、東京工業大学、電気通信大学、一橋大学、上越教育大学、富山大学、滋賀医科大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、九州大学、宮崎大学

(2) セミナー「大学情報データベースと評価への活用」の開催

各国立大学法人等の大学情報データベースについての理解を深めるために、平成19年2月14日、一橋記念講堂においてセミナー「大学情報データベースと評価への活用」を実施した(国立大学法人を中心に、93機関、292人が参加)。このセミナーでは、①大学情報データベースの構築目的等の概要や、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価(各国立大学法人等での自己評価も含む)への活用を事例を挙げて説明する等、データベースの活用方法等を今後のスケジュールを含めて説明、意見交換を行い、②「試行的構築」協利法人のうち、福島大学、上越教育大学及び岡山大学から、試行的構築に参加した上での大学情報データベースへの意見・要望について発表していただき、ソフトウェアの機能拡張等に反映させた。今後、特に集計・提供に関する検討に資することを目的とし、セミナーにおいて説明

を行った大学情報データベースの概要等について国立大学法人等にアンケート調査を実施し、意見・要望等を伺った。

また、文部科学省が平成19年2月に国立大学法人の評価実務担当者を対象に開催した「国立大学法人評価実務担当者連絡会」や、国立大学協会の支部会議等でも、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価への大学情報データベースの活用について情報提供を行い、意見を聴取した。

2 評価と課題

「試行的構築」協力法人の意見・要望等及び中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の検討状況を踏まえたソフトウェアの機能拡張・修正等を行い、大学情報データベースに関するセミナーの開催等を通じて国立大学法人等関係者と意見交換を行うなど、所期の計画を完了した。特に、各国立大学法人等で入力したデータを機構側において集計し、各国立大学法人等及び機構の評価担当者へ指標・データを提供する機能追加・ハードウェアの整備を行うことにより、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価への対応が可能となった。

平成19年度も引き続き、中期目標期間の国立大学法人等の教育研究評価や大学等の自己評価や教育研究活動の改善に活用可能な集計及び提供内容について検討を進めるとともに、併せて大学情報の社会への提供について検討を進める。

I-4-(1)-1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供

② 機構が収集する情報の内容についての検討

大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、機構が収集する情報の内容について検討を行う。

1 実施状況

各大学の自己点検・評価への活用及び機構の評価の公正性・透明性を確保するための客観的な基礎情報としての活用を可能とするデータベースを試行的に構築した。

データ項目については、他機関が実施する調査との整合性の確保、作業負担軽減のための集計単位及び定義付けの見直し等、試行的構築及びアンケート調査を通じて得られた協力法人からの意見を踏まえて精選した。

特に、国立大学法人評価で示す資料・データの例との整合性を踏まえて、検討を行った。

2 評価と課題

今後は、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の制度設計の最終決定を踏まえた整理・検討を行うとともに、認証評価の実施状況等も踏まえ、国立大学法人等と連携を図りながら、機構が収集する情報の内容の決定を行い、大学情報データベースの運用に向けた検討を進める。

I-4-(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供

2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

1 実施状況

(1) 大学等の自己点検・評価及び外部評価に関する情報の収集、整理、提供

評価に関する大学等のニーズに応えるとともに、大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与するという観点から、「大学評価情報ポータルサイト」の構築に着手し、そのサンプルページを作成し、機構のウェブサイトにて公開するとともに、各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して、「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」を送付し、「機関別情報」に掲載する情報を収集した。

(2) 国内外の評価機関の情報の収集、整理、提供

① 国内の高等教育に関する評価機関と定期的に連絡会を開催するとともに、これらの機関が実施するセミナー等に参加し、当該機関における評価に関する最新状況についての情報を収集した。また、平成20年2月に機構主催で実施を予定しているAPQN年次総会の準備のため、APQN (Asia Pacific Quality Network) 正規会員機関の大学基準協会及び日本技術者教育認定機構との間で「2008APQN年次総会国内準備委員会」を発足させ、連携を図ることとした。

② 国外については、諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問（9カ国20機関）、来訪者の受入（6カ国・地域6機関）及び専門家等の招へいにより、情報収集及び意見交換を行った。また、INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education) などの国際会議への参加を通じて、評価機関に関する情報を収集した。

特に、英国のQAA (=Quality Assurance Agency for Higher Education: 高等教育質保証機構) と覚書 (MoU) を締結した。これにより、両機関の有する情報の交換を定期的に行うこととし、継続的な情報収集体制を確立した。

収集した情報の提供としては、評価機関等の訪問、関係者の招へい及び来訪者の受入状況を機構ニュースにより発信したほか、北欧及び中国の高等教育評価に関するシンポジウム、公開講演会を実施し、資料等をウェブサイトに掲載した。

(3) 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集、整理、提供

評価に関する大学等のニーズに応えるとともに、大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与するという観点から、「大学評価情報ポータルサイト」の構築に着手し、そのサンプルページを作成し、機構のホームページにて公開するとともに、各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して、「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」を送付し、「機関別情報」に掲載する情報を収集した。

なお、刊行物自体の収集については、大学から提供のあった研究紀要等を受け入れるとともに、シラバス等については、平成18年8月25日付けで「学生履修便覧等の資料提供につい

て（依頼）」を送付し、各機関から関連資料を収集した。

(4) 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集、整理、提供

国内外の他機関が開催するセミナー等に参加し、評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。収集した情報は、評価研究部が実施する調査研究会などの調査研究事業に活用したほか、研究成果として、調査研究会で取りまとめた報告書や機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』に掲載した。

また、国内外の評価に関する調査・研究に関する情報については、平成18年度から評価事業部にて関係資料等の保管を一元管理することとし、情報の所在を明確化した。

(5) 平成17年度に機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供

機構が行う大学評価や我が国の大学評価制度等に関する英文説明資料（英文概要及びプレゼンテーション資料）を作成し、国際会議や、諸外国・地域の評価機関訪問、関係者の招へい及び来訪者対応等の場で活用し、情報提供を行った。

また、機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行った上、英訳版原案を作成した。

さらに、大学評価を中心とした高等教育の質保証関係の用語集の作成に着手した。平成18年度においては、英語版用語集作成のための日本語版原案を作成した。

このほか、英文ウェブサイトによる情報提供の充実を図るため、機構の英文ウェブサイトのリニューアルを実施するとともに、機構の大学評価に関する国際連携活動に関する情報を中心にコンテンツを充実させた。

2 評価と課題

「評価に関する情報の収集、整理、提供」について、「大学等における自己評価や教育研究活動の改善等に役立てるとともに、機構の評価において活用し、また広く大学等の活動に対する国民の理解の増進に寄与する」という中期目標の達成のため、国内の大学等及び社会各方面のニーズに応えるべく情報提供機能を強化すると観点から、「大学評価情報ポータルサイト」を新たに構築した。これにより、情報収集・整理・提供事業を進める基盤整備ができた。また、本ポータルサイトの構築の目的には、各大学等における情報提供の取組状況に加え、平成17年3月14日付け文部科学省高等教育局長通知（16文科高第958号）をはじめ関係法令等によってさらなる積極的な情報の提供が要請をされていることなどを踏まえ、各大学等による積極的な情報提供を支援するという観点も含まれている。

今後は、ニーズに応じた情報の提供を適時行うとともに、各大学等が行う情報発信の一助となるよう、サイトの知名度及び利便性の向上を図る。

また、国外の評価機関等の情報については、英国のQAAとの間で日英両国の大学評価、高等教育質保証に関する情報交換を行うことを盛り込んだ覚書（MoU）を締結したことや、中国、北欧諸国の評価関係機関との間で関係者の招へい及びシンポジウム、講演会の開催を通じて緊密な関係を構築したことにより、継続的かつ広範な情報収集手段を確保することができた。

今後は、さらに有用な情報を提供できるよう、国外の評価機関等の情報についても提供に重心を置いた事業の展開を図る。

I-4-(1)-2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

- ① 大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報の収集、整理、提供
大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

機構では、大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報について、評価報告書等の収集、整理を中心に実施してきたところであるが、大学等及び広く社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには、より情報の提供に重心をおく必要があることから、平成18年度から、「大学評価情報ポータルサイト」を構築することとした。

「大学評価情報ポータルサイト」は、各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）へのリンク集を中核とするサイトで、このほかに機構が収集、整理した国内外の評価に関する情報や大学評価に関する情報を、サイト利用者の様々なニーズに適った形で提供することを目指している。

また、本ポータルサイトの構築に当たっては、平成17年3月14日付け文部科学省高等教育局長通知（16文科高第958号）をはじめ関係法令等により各大学等の情報の積極的な提供が要請されていること、また、平成17年10月に機構が各大学等に対して実施した「教育研究活動に関する刊行物調査」の集計結果において、自己点検・評価報告書及び外部評価報告書の約8割が公開されており、ウェブサイトにおける公開も年々増加していることから、機構において各大学等の情報の積極的な提供の支援を行う必要があるとの観点から構築に着手した。

平成18年度においては、大学評価情報ポータルサイトのサンプルページを作成し、機構のウェブサイト上で公開するとともに、各国公立大学、短期大学、高等専門学校に対して、「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」を發出し、「機関別情報」に掲載する情報の収集、整理を行った。

公開したサンプルページにおいては、各国立大学について、トップページへのリンク及び各機関から情報提供のあった自己点検・評価報告書、外部評価報告書及び教育研究活動に関する刊行物等の一覧を機関ごとにまとめて掲載した。

なお、大学評価情報ポータルサイトの構築により、大学等の自己点検・評価及び外部評価の情報は本サイトを通じて収集、整理、提供することが可能となるが、大学等から提供される自己点検・評価報告書及び外部評価報告書等の刊行物については、引き続き受け入れ、リスト化し、情報提供を行う。

- 平成17年度「教育研究活動に関する刊行物調査」集計結果より（自己点検・評価報告書及び外部評価報告書）

（単位：％）

	自己点検・評価報告書		外部評価報告書	
	公開率	H P 公開率	公開率	H P 公開率
平成15年度	84.4	12.8	87.0	12.6
平成16年度	84.0	16.0	85.7	12.8
平成17年度	72.5	21.4	87.5	21.4

※公開率＝集計した総数のうち「公開している」と回答のあった件数の占める割合

※H P 公開率＝公開と回答した総数のうちウェブサイト上で公開している件数の占める割合

- 大学評価情報ポータルサイトのコンテンツ

(1) 機関別情報（国内の国公立大学，短期大学，高等専門学校の機関ごとの情報）

- ・ 基礎情報：ホームページURL，理念，中期目標・中期計画など
- ・ 評価情報：評価担当組織，自己点検・自己評価，外部評価，第三者評価など
- ・ 教育研究情報：特色ある取組，刊行物書誌情報など

(2) 資料室（機構で収集，整理した情報等）

- ・ 認証評価制度，国立大学法人評価，国内（海外）評価機関など（検討中）

(3) トピックス

- ・ 大学評価に関するニュース，イベントなど

- 大学評価情報ポータルサイトへ情報提供のあった機関数（平成19年3月30日現在）

	国立	公立	私立	合計
大学	74	25	126	225
短期大学	—	8	38	46
高等専門学校	46	1	1	48
合計	120	34	165	319

- 大学等から提供のあった自己点検・評価書及び外部評価報告書数

	国立	公立	私立	合計
大学	31	0	11	42
短期大学	—	0	5	5
高等専門学校	6	1	0	7
合計	37	1	16	54

2 評価と課題

大学等が実施している自己点検・評価及び外部評価に関する情報の提供については，大学評価情報ポータルサイトの構築により，大学等の機関ごとの情報の提供が可能となるなど，情報

提供のための基盤を整備できた。

今後は、適時、利用者のニーズに沿った情報提供が行えるよう、検索機能、ウェブ上での情報提供受付フォーム等を設け、利便性の高いサイトとしていくとともに、機構の実施する評価に関する情報や海外の評価機関の有益な情報など機関別情報以外のコンテンツの作成、充実を図る。本大学評価情報ポータルサイトの役割として、大学等にとって利便性の高い有益なサイトになるとともに、各大学等の情報発信の充実支援の一つのツールとなるようさらなる内容充実を図ることを目指す。

I-4-(1)-2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

② 国内外の評価機関の情報の収集、整理、提供
国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

(1) 国内の高等教育に関する評価機関の情報の収集、整理、提供

認証評価の円滑な実施のため、国内の高等教育に関する評価機関と定期的に機関別認証評価制度に関する連絡会を開催する（4、6、10、1月の全4回）とともに、これらの機関が実施するセミナー等に参加し、当該機関における評価に関する最新状況についての情報を収集した。

なお、これらの評価機関とはウェブサイト上で相互にリンクを貼り、情報提供に供している。

また、平成20年2月に機構主催で実施を予定しているAPQN年次総会の実施に先立ち、APQN（Asia Pacific Quality Network）の機構以外の正規会員機関である大学基準協会及び日本技術者教育認定機構を含めて「2008APQN総会国内準備委員会」を発足させ、緊密な連携のもと準備を進めており、その検討過程で、各機関における国際的質保証に関する取組等についての意見交換を行った。

○ 国内の高等教育に関する評価機関の実施するセミナー等への参加状況

- ・平成18年4月18日 大学基準協会大学評価実務説明会（大学＋法科大学院）
- ・平成18年4月25日 大学基準協会大学評価実務説明会（大学）
- ・平成18年4月27日 大学基準協会大学評価実務説明会（大学＋短期大学）
- ・平成18年6月10日 大学基準協会第8回大学評価セミナー
- ・平成18年9月14日 大学基準協会総会及びシンポジウム
- ・平成18年12月15～16日 JABEE国際シンポジウム／ワークショップ

(2) 国外の高等教育に関する評価機関の情報の収集、整理、提供

諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問（9カ国20機関）、関係者の招へい（6カ国8機関11人）及び来訪者の受入（6カ国・地域6機関16人）により、当該国・地域の高等教育の評価全般及び当該機関における評価に関する最新状況について、情報収集及び意見交換を行った。また、INQAAHE（International Network for Quality Agencies in Higher Education）など高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて、諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集した。

特に、英国のQAA（=Quality Assurance Agency for Higher Education：高等教育質保証機構）とは、平成19年2月に日英両国の大学評価、高等教育質保証に関する覚書（MoU）を締結、両機関の有する情報の交換を定期的に行うこととし、継続的かつ広範な情報収集を行

う体制を確立した。

収集した情報は順次整理し、必要に応じて翻訳した上、機構内電子掲示板へ掲載し、機構の行う評価事業への活用供した。

機構外への情報提供としては、上記の評価機関等の訪問、関係者の招へい及び来訪者の受入状況を機構ニュースにより発信したほか、北欧及び中国の高等教育評価に関するシンポジウム、公開講演会を実施し、資料等をウェブサイトに掲載した。また、機構のウェブサイトで公開しているリンク集「世界の高等教育に関する評価機関」について、適宜リンクメンテナンスを実施するとともに、主要な評価機関及び当該機関における評価の状況がより把握しやすいように、本リンク集の再整理を行うべく作業を進めた。

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問状況

- ・平成18年5月9日 教育部高等教育教学評価センター（中国）
- ・平成18年6月1～2日 教育省, Association of universities in the Netherlands (VSNU), Accreditation organization of The Netherlands & Flanders (NVAO), Netherlands organization for international cooperation in higher education (Nuffic), Quality assurance Netherlands universities (QANU)（オランダ）
- ・平成18年9月13日 OECD / CERI事務局, 全国大学評価委員会（CNE）（フランス）
- ・平成18年9月23～10月8日 ウィーン工科大学, ダルムシュタット工科大学, ポアティエ大学（オーストリア, ドイツ, フランス）
- ・平成18年10月17～19日 教育部, 財団法人高等教育評鑑中心基金会, 国立台湾大学（台湾）
- ・平成18年11月7～8日 教育部高等教育教学評価センター（中国）
- ・平成18年11月22日 The Korea Evaluation Association（韓国）
- ・平成18年11月28日 教育省, The Austrian Rectors' Conference, Austrian Agency for Quality Assurance (AQA)（オーストリア）
- ・平成18年11月29～12月1日 The Higher Education Information System (HIS), ニーダーザクセン州大学中央評価機関 (ZEvA), ドレスデン工科大学（ドイツ）
- ・平成18年12月6日 The Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)（英国）
- ・平成19年2月2日 Western Association of Schools and Colleges (WASC)（アメリカ）
- ・平成19年3月4～11日 ロンドン大学インペリアルカレッジ, ケンブリッジ大学, ブラッドフォード大学（英国）

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等関係者の招へい状況

- ・平成18年9月25～30日 EVA（デンマーク）, FINHEEC（フィンランド）, 教育省（アイスランド）, NOKUT（ノルウェー）, National Agency HE（スウェーデン） 計6人
- ・平成18年11月28～12月3日 中国教育部高等教育教学評価センター, 同済大学, 国務院学位委員会弁公室（中国） 計5人

○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等からの来訪状況

- ・平成18年8月8日 台湾師範大学教育評価・発展研究センター（台湾）

- ・平成18年11月16日 教育省（文部科学省日豪交流職員）（オーストラリア）
 - ・平成18年11月24日 教育省高等教育委員会（タイ）
 - ・平成18年12月19日 The National Assessment and Accreditation Council（インド）
 - ・平成18年12月19日 タンペレ大学（フィンランド）
 - ・平成19年1月16日 グラスゴー大学（英国）
 - ・平成19年3月1日 カリフォルニア大学ロサンゼルス校（米国）
 - ・平成19年3月22日 Korean Council for College Education（KCCE）（韓国）
- 高等教育の質保証に関する国際会議等への参加状況
- ・平成18年5月4日～5日 OECD / CERI Expert Meeting（ポルトガル）
 - ・平成18年5月9日～11日 日中学長会議（中国）
 - ・平成18年5月17日～19日 INQAAHE Workshop 2006（オランダ）
 - ・平成18年5月28日～30日 NOQA Meeting（アイスランド）
 - ・平成18年7月6日～7日 2006 CHEA Summer Workshop（米国）
 - ・平成18年9月11日～13日 OECD / IMHE 2006 General Conference（フランス）
 - ・平成18年9月14日～15日 The World Bank / OECD / Nuffic International Workshop（オランダ）
 - ・平成18年9月18日～19日 International World Conference on Higher Education Follow-up Committee（フランス）
 - ・平成18年10月18日 財団法人高等教育評鑑中心基金会学術講演会（台湾）
 - ・平成18年11月13日～14日 ガイドラインに関する情報ポータル会議（フランス）
 - ・平成18年11月22日 Symposium on University Evaluation（韓国）
 - ・平成18年12月4日～5日 International Workshop on "Institutional Diversity :Rankings and Typologies in Higher Education"（ドイツ）
 - ・平成19年1月29日～31日 CHEA Annual Conference 2007（米国）
 - ・平成19年2月4日～7日 APQN総会（マレーシア）
- 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の資料の翻訳状況
- ・2005年の米国におけるアクレディテーションの状況（米国・CHEA）
 - ・米国におけるアクレディテーションの概観（米国・CHEA）
 - ・財団法人高等教育評鑑中心基金会の概要（台湾・教育部）
 - ・台湾における高等教育機関学部・研究所評価の2006年度実施計画（台湾・教育部）
 - ・中国の2003年から2005年における評価済み大学、171校の本科授業レベル評価調査の要約（中国・同済大学）
 - ・「同済大学本科授業の質的内容保証システムの歴史、現状、建議」「同済大学本科授業の質的内容保証システムを確立し完備する依拠」（中国・同済大学）
- シンポジウム、公開講演会の開催状況
- ・平成18年9月28日 日本-ノルディック公開シンポジウム「大学評価をどう活かすかー北欧の成功から学ぶー」（参加者273人）
 - ・平成18年11月30日 公開講演会「高等教育における中国の躍進」（参加者134人）

2 評価と課題

国内外とも高等教育に関する評価機関の情報を着実に収集、整理し、機構内掲示板に掲示した。提供についても、機構ニュースによる発信や、シンポジウム、講演会の開催及びウェブサイト上での資料提供等を積極的に行った。

今後は、平成18年度に構築した大学評価情報ポータルサイトなどを中心として、訪問調査等により収集、整理した情報をウェブサイトにて公開していくこととしている。

今年度は特に、英国のQAAとの間で日英両国の大学評価、高等教育質保証に関する情報交換を行うことを盛り込んだ覚書（MoU）の締結や、中国、北欧諸国の評価関係機関との間で、関係者の招へい及びシンポジウム、講演会の開催を通じての緊密な関係構築により、継続的かつ広範な情報収集手段を確保することができた。この関係を通じて、今後も積極的に情報収集に努めていくこととしている。

I-4-(1)-2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等の収集、整理、提供
高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

機構では、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物及び刊行物の所在に関する情報について、調査を通じて収集、整理を中心に実施してきたところであるが、大学等及び社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには、より情報の提供に重心をおく必要があることから、平成18年度から、「大学評価情報ポータルサイト」を構築することとした。

「大学評価情報ポータルサイト」は、各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）へのリンク集を中核とするサイトで、このほかに機構が収集、整理した国内外の評価に関する情報や大学評価に関する情報を、サイト利用者の様々なニーズに適った形で提供することを目指している。

また、本ポータルサイトの構築に当たっては、平成17年3月14日付け文部科学省高等教育局長通知（16文科高第958号）をはじめ関係法令等により各大学等の情報の積極的な提供が要請されていること、また、平成17年10月に機構が各大学等に対して実施した「教育研究活動に関する刊行物調査」の集計結果等において、全体の8割以上が公開されており、ウェブサイトにおける公開も年々増加していることから、機構において各大学等の情報の積極的な提供の支援を行う必要があるとの観点から構築に着手した。

平成18年度においては、大学評価情報ポータルサイトのサンプルページを作成し、機構のウェブサイト上で公開するとともに、各国公立大学、短期大学、高等専門学校に対して、「大学評価情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」を送付し、「機関別情報」に掲載する情報の収集、整理を行った。

公開したサンプルページにおいては、各国立大学について、トップページへのリンク及び各機関から情報提供のあった自己点検・評価報告書、外部評価報告書及び教育研究活動に関する刊行物等の一覧を機関ごとにまとめて掲載した。

なお、刊行物自体の収集については、大学から提供のあった研究紀要等を受け入れるとともに、シラバス等については、平成18年8月25日付けで「学生履修便覧等の資料提供について（依頼）」を送付し、各機関から関連資料を収集、整理し、情報提供を行った。

○ 大学評価情報ポータルサイトのコンテンツ

(1) 機関別情報（国内の国公立大学、短期大学、高等専門学校の機関ごとの情報）

- ・ 基礎情報：ホームページURL、理念、中期目標・中期計画など
- ・ 評価情報：評価担当組織、自己点検・自己評価、外部評価、第三者評価など
- ・ 教育研究情報：特色ある取組、刊行物書誌情報など

(2) 資料室（機構で収集、整理した情報等）

- ・ 認証評価制度、国立大学法人評価、国内（海外）評価機関など（検討中）

(3) トピックス

- ・ 大学評価に関するニュース、イベントなど

○ 大学評価情報ポータルサイトへ情報提供のあった機関数（平成19年3月30日現在）

	国立	公立	私立	合計
大学	74	25	126	225
短期大学	—	8	38	46
高等専門学校	46	1	1	48
合計	120	34	165	319

○ 大学等から提供のあった教育研究活動に関する刊行物数（平成18年度）

	国立	公立	私立	合計
大学	1,017	273	2,408	3,698
短期大学	—	65	783	848
高等専門学校	289	22	8	319
合計	1,306	360	3,199	4,865

2 評価と課題

高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等に関する情報については、大学評価情報ポータルサイトの構築により、大学等の機関ごとの情報の提供が可能となるなど、情報提供のための基盤を整備できた。

今後は、適時、利用者の利便性とニーズに沿った情報提供が行えるよう、検索機能、ウェブ上での情報提供受付フォーム等を設け、利便性の高いサイトとしていくとともに、機構の実施する評価に関する情報や海外の評価機関の有益な情報など機関別情報以外のコンテンツの作成、充実を図る。本大学評価情報ポータルサイトの役割として、大学等にとって利便性の高い有益なサイトになるとともに、各大学等の情報発信の充実支援の一つのツールとなるようさらなる内容充実を図ることを目指す。

I-4-(1)-2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

- ④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報の収集、整理、提供
国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。

1 実施状況

国内外の他機関が開催するセミナー等に参加し、評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。

収集した情報は、評価研究部が実施する調査研究会などの調査研究事業に活用したほか、研究成果として、調査研究会で取りまとめた報告書や機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』に掲載した。これらの報告書及び『大学評価・学位研究』は機構のウェブサイトでも公開した。

また、国内外の評価に関する調査・研究に関する情報については、平成18年度から評価事業部にて関係資料等の保管を一元管理し、情報の所在を明確化した。

○ 国内外の評価に関する調査・研究情報の収集状況

(国内)

- ・平成18年5月13日 2006年度第1回高等教育政策研究セミナー（大学コンソーシアム京都・京都高等教育研究センター）
- ・平成18年6月24日 2005年度プロジェクト研究報告会（大学コンソーシアム京都・京都高等教育研究センター）
- ・平成18年7月28日 第1回FDシンポジウム「大学評価と教育改善」（一橋大学）
- ・平成18年9月27日～29日 第3回高等教育改革国際シンポジウム（筑波大学・大学研究センター）
- ・平成18年10月1日 公開シンポジウム「授業評価とファカルティ・ディベロップメント」（東京大学）
- ・平成18年11月22日 国際シンポジウム「高等教育におけるeラーニングの質保証の展開」（独立行政法人メディア教育開発センター）

(国外)

- ・平成18年5月4日～5日 グローバル化、市場諸力と高等教育の未来に関する専門家会合（ポルトガル）
- ・平成18年5月17日～19日 INQAAHE Workshop 2006（オランダ）
- ・平成18年5月18日～20日 The Second Meeting of the “International Ranking Expert Group”（IREG）（ドイツ）
- ・平成18年6月8日～9日 大学の質の保証に関する国際比較ワークショップ（ドイツ）
- ・平成18年6月9日～10日 Institute of Education(IoE)（英国）
- ・平成18年6月11日～14日 International Consortium for Educational Development 2006（英国）
- ・平成18年7月2日～7日 Agro Montpellier（フランス）
- ・平成18年7月6日～7日 2006 CHEA Summer Workshop（米国）

- ・平成18年11月6日～8日 48th Annual Meeting of the National Council of University Research Administrators (米国)
- ・平成18年12月4日～5日 大学ランキングと高等教育の種別化に関する国際セミナー (ドイツ)

○ 調査研究会報告書, 『大学評価・学位研究』刊行状況

- ・平成19年3月 評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に対する調査研究報告書
- ・平成19年3月 『大学評価・学位研究』第5号

2 評価と課題

国内外の評価に関する調査・研究に関する情報については、国内外の関係機関が開催するセミナー等に参加し、積極的な情報収集を行うとともに、情報の一元管理を行うことにより情報の整理を着実に実施することができた。その際、海外の情報の収集活動は、年度計画の達成に向けて評価事業部と国際連携センターが連携した上で、うまく調整・分担を図り、実施されている。一方、収集された情報の提供については、外部に対していまだ十分とは言えないことから、今後、より一層計画的な情報発信に努めることとしている。

今後の課題としては、収集、整理を行った情報を大学等や社会のニーズに応える形で提供するための方法について、評価に関する情報提供の総合的な手段として構築しつつある、大学評価情報ポータルサイトの内容充実を図る中で引き続き検討を行う必要がある。

I-4-(1)-2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供

⑤ 平成17年度に機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。

1 実施状況

機構が行う大学評価や我が国の大学評価制度等に関する英文説明資料（英文概要及びプレゼンテーション資料）を作成し、国際会議や、諸外国・地域の評価機関訪問、関係者の招へい及び来訪者対応等の場で活用し、情報提供を行った。

また、我が国の大学評価について大学評価関係者及び広く国民の理解を得るため、機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行った上、英訳版原案を作成した。

さらに、日本の大学評価制度や動向を英語により提供する際、現状では用語の統一がとられていないことから、大学評価を中心とした高等教育の質保証関係の用語集の作成に着手した。平成18年度においては、英語版用語集作成のための日本語版原案を作成した。

このほか、英文ウェブサイトによる情報提供の充実を図るため、機構の英文ウェブサイトのリニューアルを実施するとともに、機構の大学評価に関する国際連携活動に関する情報を中心にコンテンツを充実させた。

2 評価と課題

英文説明資料の作成、機構刊行物の英訳版作成及び英文ウェブサイトのリニューアルと、外国語による大学評価情報の提供を着実に実施した。

今後は、平成19年度に高等教育の質保証に関する英語版用語集を完成させる。その上で、機構刊行物の英訳版の完成、英文ウェブサイト上で機構が行った大学評価や我が国の大学評価の動向等に関する情報のさらなる充実に取り組む。

I-4-(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供

1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

1 実施状況

学位授与事業において、学習の機会に関する情報の収集、整理、提供は、学位授与業務、調査研究と並ぶ主たる業務の一つであり、多様な学習機会を求める者への情報として、主に次のような情報を提供した。

(1) 科目等履修生制度に関する情報

科目等履修生制度は、短期大学、高等専門学校卒業者等が、機構に学位を申請するための単位を修得する上で、重要な制度の一つである。機構では、大学における科目等履修生制度の実施状況について、平成4年度から毎年度、各大学への調査を行い、その結果をまとめ、「科目等履修生制度の開設大学一覧」として機構のウェブサイトで公開している。

(2) 認定専攻科に関する情報

機構が認定した専攻科に係る情報については、平成5年度から毎年度、認定専攻科を置く短期大学や高等専門学校への調査を行い、その結果をまとめ、「独立行政法人大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」として機構のウェブサイトで公開している。

(3) ウェブサイトによる情報提供

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイト構築のために、「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した上で各段階ごとに詳細な説明を加えるとともに、FAQ(Q&A)を充実した。また、短期大学・高等専門学校の専攻科及び省庁大学校の教育課程の認定申出に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載した。さらに、学習情報の提供の一環として、学位授与に関する各種資料を積極的に公開し、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約51万件であった。

2 評価と課題

学習機会を求める国民への情報提供として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し機構のウェブサイトで公開した。

また、国民や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイト構築するための検討を行い、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約51万件であった。

今後も、国民や申請者等に情報を積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法を検討していくこととしている。

I-4-(2)-1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

① 科目等履修生制度に関する情報

「平成18年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

1 実施状況

(1) 「科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、各国公私立大学に対し、平成19年度における科目等履修生制度を利用した開設予定科目の調査を実施した。

なお、最新の情報を公開するため、調査時期を多くの大学において科目等履修生制度が決定される11月下旬に変更し、1月下旬に公開した。

なお、各大学からの調査結果を取りまとめた「科目等履修生制度の開設大学一覧」については、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとした。ただし、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。

(2) ウェブサイトでの公開状況

「科目等履修生制度の開設大学一覧」を、利用者の利便のため機構のウェブサイトで公開した。

平成18年度の「科目等履修生制度の開設大学一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で80,250件、月平均で約6,700件ほどあり、次表に示すとおり、科目履修のための申請時期には、月に9,600件に達するアクセスがあった。

○ 科目等履修生制度の開設大学一覧のアクセス数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
7,069	5,807	5,168	5,961	4,652	6,665	6,589	6,580	5,490	7,586	9,083	9,600	80,250

2 評価と課題

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を利用者の利便に配慮してウェブサイトで公開した。アクセス件数が、年合計で80,250件、月平均で約6,700件ほどあり、また、科目履修のための申請時期には、月に9,600件に達したことから、科目等履修生として学習することを希望する者などに有効に活用されている。

今後も、申請者等に情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

I-4-(2)-1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

② 認定専攻科に関する情報

「平成18年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。

1 実施状況

(1) 「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」の作成

学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、平成18年4月19日付け文書で、5月9日を回答期限にして、機構が認定する国公立短期大学及び高等専門学校の専攻科に対して、平成19年度における「専攻科・専攻情報」及び「学生募集の概要」の調査を実施した。

各専攻科からの調査結果を取りまとめ、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、機構ウェブサイトで公開した。なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとした。ただし、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。

(2) ウェブサイトへの公開状況

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を電子文書化したものを機構のウェブサイトで公開している。

平成18年度の「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で19,416件、月平均で約1,600件ほどのアクセスがある。

○ 大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧のアクセス数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
151	426	374	503	2,905	2,623	2,284	1,801	1,386	2,004	2,450	2,509	19,416

2 評価と課題

「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、利用者の利便にも配慮してウェブサイトで公開した。この一覧は、大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す上で非常に有効な情報となっており、アクセス件数は、合計で19,416件、月平均で約1,600件であった。

今後も、申請者等にとってより利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

I-4-(2)-1) 多様な学習機会を求める者への効果的な情報提供について

③ ウェブサイトによる情報提供の充実

ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。

1 実施状況

学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、平成18年度においてもページの構成及び内容等について改善し、充実させた。

具体的には、「学位取得までの流れ」を分かりやすく図示した形で掲載し、「基礎資格の確認」、「単位の修得」、「レポート作成」、「申請」、「試験」、「機構での審査」及び「合格後の学位取得」の各段階ごとに、詳細な説明を加えるとともに、FAQ(Q&A)を充実することで、利用者がより分かりやすいように工夫した。

また、短期大学・高等専門学校専攻科及び省庁大学校の教育課程の認定申出に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体で提供するため、記入例等をまとめた手引をウェブサイトに掲載した。

さらに、学習情報の提供の一環として、「短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等への学位授与者数」、「学位授与者数の推移」、「基礎資格別学位授与者数の内訳」、「認定専攻科数一覧」、「分野別認定専攻科専攻数」、「機構認定の教育施設(各省庁大学校)の課程一覧」、「機構認定の教育施設(各省庁大学校)修了者への学位授与者数」及び「機構による学位授与に係る学校・教育施設の概略図」等の学位授与に関する各種資料をウェブサイトで積極的に公開した。学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、次表に示すとおり、合計で513,706件、月平均で約42,809件のアクセスがあった。

○ 学位授与事業関係のアクセス数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
44,175	39,678	34,814	40,211	43,079	56,462	41,294	34,930	35,138	39,690	50,315	53,920	513,706

2 評価と課題

平成18年度も、学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ページの構成及び内容等について改善し、充実させた。

この結果、平成18年度の学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、当初の計画の45万件を上回る51万件となった。

今後も、申請予定者等にとって必要な情報をウェブサイトで積極的に公開するとともに、より利用しやすいものとなるよう、その掲載内容や掲載方法等を検討していくこととしている。

I 業務の質の向上

I-5 その他上記に関連する業務

(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

1 実施状況

(1) 国内については、大学評価・学位授与機構、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構からなる「機関別認証評価制度に関する連絡会」において、情報収集・提供に努めるなど、各評価機関等との連携・協力を図った。

(2) 国外については、諸外国の関係機関との情報共有、協力体制の構築及び各国・地域の個別動向の把握を行い、また、諸外国からの来訪者を積極的に受入れ意見交換等を行い、情報の共有に努めるとともに、諸外国の関係機関との協力体制のもと、シンポジウム、講演会を開催した。特に、英国のQAA (=Quality Assurance Agency for Higher Education: 高等教育質保証機構) との間で高等教育質保証分野での連携に関する覚書 (Mou) を締結し、今後の継続的な情報共有、協力のための体制整備を行った。

国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 及び経済協力開発機構 (OECD) における「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」の策定、採択など、国際的に活発化している高等教育の質保証に関する議論に参画するため、高等教育の質保証機関の国際ネットワーク (INQAAHE)、アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク (APQN)、UNESCO、OECD等の会合に積極的に参加した。特に、APQNに関しては、平成20 (2008) 年総会を日本で開催することが決定したことに伴い、「2008APQN総会国内準備委員会」を設置、「2008APQN総会実施準備委員会」を組織するとともに、機構長が総会開催のPRを行った。さらに、川口理事がAPQNの理事に就任するなど、アジア太平洋地域での機構のリーダーシップを発揮する基盤整備を行った。

2 評価と課題

国内外の各種会合に積極的に参加し、我が国の高等教育システムや評価への取組などについて情報発信を積極的に行うとともに、評価をめぐる国際機関や各国の高等教育機関の動向を把握し、機構の評価事業の充実に反映させた。

平成19年度以降も、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を果たしていくために、引き続き、国内外の他の関連機関等と積極的に連携・協力を行っていくこととしている。

I - 5 - (1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

① 国内の他の評価機関との連携・協力

国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。

1 実施状況

認証評価制度に係る評価基準や評価方法等について、関係機関による所要の意見交換を継続的に実施し、各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、機構が関係機関に対し働きかけ、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構との4機関で「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設け、平成18年度は幹事持ち回りにより4回開催した。

連絡会では、認証評価の方法について各大学等の個性や特色が十分発揮できるような評価をどう実施していくか、また公共的な機関として教育研究活動の状況をどのように社会に示していくか等について意見交換を行い、評価基準や評価方法等の今後の検討に役立てた。今後の評価対象校の増加に伴い、多くの評価員（大学等関係者及び学識者等）が必要となるが、評価員の育成・確保をどのように考えていくか、また、評価の実施方法の在り方についても意見交換を行った。また、まだ認証評価機関が設立されていない、法科大学院以外の専門職大学院の認証評価に関する検討状況についての意見交換を行った。

この連絡会において、機構としては、各機関からの情報等を収集し、それらの情報について、機構内の評価事業の検討における参考とするとともに、我が国の大学等に対する第三者評価の発展に先導的な役割を担うべき機構の性格を十分に念頭に置きつつ、各評価機関に対し、具体的に評価を実施する際の評価部会の構成、及び具体的評価の方法等、機構が持つ評価のノウハウ等について各評価機関が行う評価に資するよう積極的に情報提供を行った。

また、各評価機関が開催するシンポジウム等において、教職員等が相互に参加する等により、評価機関間の連携協力の強化を図った。

2 評価と課題

各認証評価機関と機関別認証評価に関する連絡会を4回開催し、各認証評価機関の評価事業の内容に関する理解を深めるとともに、それぞれが抱える課題等について率直な意見交換や情報交換を行うことができた。

平成19年度以降も、連絡会での情報交換等やシンポジウムの開催を通じ、各評価機関との連携・協力を積極的に進めていくこととしている。

I-5-(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

② 諸外国の評価機関との情報の共有及び協力体制の構築

諸外国の評価機関及び高等教育の質保証に関する組織等との情報の共有、協力体制の構築などを図るとともに、INQAAHE, OECD, UNESCO, APQN等の国際的な高等教育の質の保証に関する諸機関との論議に積極的に参画し、質保証に係る情報の発信並びに海外の情報の収集及び情報提供のための体制の整備を図る。

1 実施状況

(1) 諸外国の関係機関との情報の共有、協力体制の整備

評価システム等の改善・充実及び評価の国際的な通用力の確保という観点から、諸外国の関係機関との情報共有、協力体制の構築及び各国・地域の個別動向の把握のため、9カ国26機関を訪問した。

また、8カ国・地域8機関の来訪を積極的に受入れ、機構の内容理解を図るとともに、意見交換等により情報の共有に努めた。

さらに、在日公館などの協力を得るなどして、諸外国の関係機関との協力体制のもと、北欧5カ国6人、中国5人、米国3人の専門家等を招へいし、シンポジウム、講演会を開催した。

特に、平成19年2月に英国のQAA (=Quality Assurance Agency for Higher Education : 高等教育質保証機構) との間で高等教育質保証分野での連携に関する覚書 (MoU) を締結し、今後の継続的な情報共有、協力のための体制整備を行った。

○ 諸外国の関係機関の訪問状況

- ・平成18年5月9日 教育部高等教育教学評価センター (中国)
- ・平成18年6月1～2日 教育省, Association of universities in the Netherlands (VSNU), Accreditation organization of The Netherlands & Flanders (NVAO), Netherlands organization for international cooperation in higher education (Nuffic), Quality assurance Netherlands universities (QANU) (オランダ)
- ・平成18年9月13日 OECD / CERI事務局, 全国大学評価委員会 (CNE) (フランス)
- ・平成18年9月23～10月8日 ウィーン工科大学, ダルムシュタット工科大学, ポアティエ大学 (オーストリア, ドイツ, フランス)
- ・平成18年10月17～19日 教育部, 財団法人高等教育評鑑中心基金会, 国立台湾大学 (台湾)
- ・平成18年11月7～8日 教育部高等教育教学評価センター (中国)
- ・平成18年11月22日 The Korea Evaluation Association (韓国)
- ・平成18年11月28日 教育省, The Austrian Rectors' Conference, Austrian Agency for Quality Assurance (AQA) (オーストリア)
- ・平成18年11月29～12月1日 The Higher Education Information System (HIS), ニーダーザクセン州大学中央評価機関 (ZEvA), ドレスデン工科大学 (ドイツ)

- ・平成18年12月6日 The Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA) (英国)
- ・平成19年2月2日 Western Association of Schools and Colleges (WASC) (アメリカ)
- ・平成19年3月4～11日 ロンドン大学インペリアルカレッジ, ケンブリッジ大学, ブラッドフォード大学 (英国)

○ 諸外国の関係機関からの来訪状況

- ・平成18年8月8日 台湾師範大学教育評価・発展研究センター (台湾)
- ・平成18年11月16日 教育省 (文部科学省日豪交流職員) (オーストラリア)
- ・平成18年11月24日 教育省高等教育委員会 (タイ)
- ・平成18年12月19日 The National Assessment and Accreditation Council (インド)
- ・平成18年12月19日 タンペレ大学 (フィンランド)
- ・平成19年1月16日 グラスゴー大学 (英国)
- ・平成19年3月1日 カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (米国)
- ・平成19年3月22日 Korean Council for College Education (KCCE) (韓国)

○ 諸外国の関係機関からの招へい状況

- ・平成18年9月25～30日 EVA(デンマーク), FINHEEC(フィンランド), 教育省(アイスランド), NOKUT (ノルウェー), National Agency HE (スウェーデン) 計6人
- ・平成18年11月28～12月3日 中国教育部高等教育教學評価センター, 同済大学, 国務院学位委員会弁公室 (中国) 計5人
- ・平成19年3月26～29日 American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers (AACRAO), National Student Clearinghouse (NSC), テキサス A&M 大学 (米国) 計3人 (うち1人は25～28日)

○ シンポジウム等の開催状況

- ・平成18年9月28日 日本-ノルディック公開シンポジウム「大学評価をどう活かすかー北欧の成功から学ぶー」(参加者273人)
- ・平成18年11月30日 公開講演会「高等教育における中国の躍進」(参加者134人)
- ・平成19年3月27日 シンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」(参加者39人)

(2) 国際的な高等教育の質の保証に関する諸機関との議論への参画

機構の評価の国際的な通用力の確保という観点から, UNESCO, OECDにおける「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」の策定, 採択 (平成17 (2005) 年) など, 国際的に活発化している高等教育の質保証に関する議論に参画するため, 機構においても INQAAHE, APQN, UNESCO, OECD等の会合に積極的に参加した。

特に, APQNに関しては, 平成18年3月の2006総会 (中国・上海) において, 機構の働きかけにより平成20 (2008) 年の総会を日本で開催することが決定したことに伴い, 平成18年9月に「2008APQN総会国内準備委員会」を設置, 平成19年2月の2007総会 (マレーシア・クアラルンプール) において, 「2008APQN総会実施準備委員会」を組織すると共に, 機構長が2008総会開催のPRを行った。

さらに平成18年12月に開催されたAPQN理事選挙において、機構の川口理事が当選し、APQN理事に就任する（任期は平成19年2月から2年間）など、アジア太平洋地域での機構のリーダーシップを発揮する基盤整備を行った。

また、平成18年7月に機構職員に対して機構の業務の国際的な通用力の確保の重要性等について意識醸成を図るため、文部科学省から講師を招へいし、『UNESCO/OECD「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」研修会』を実施した。

○ 国際会議等への参加状況

- ・平成18年5月4日～5日 OECD / CERI Expert Meeting (ポルトガル)
- ・平成18年5月9日～11日 日中学長会議 (中国)
- ・平成18年5月17日～19日 INQAHE Workshop 2006 (オランダ)
- ・平成18年5月28日～30日 NOQA Meeting (アイスランド)
- ・平成18年7月6日～7日 2006 CHEA Summer Workshop (米国)
- ・平成18年9月11日～13日 OECD / IMHE 2006 General Conference (フランス)
- ・平成18年9月14日～15日 The World Bank / OECD / Nuffic International Workshop (オランダ)
- ・平成18年9月18日～19日 International World Conference on Higher Education Follow-up Committee (フランス)
- ・平成18年10月18日 財団法人高等教育評鑑中心基金会学術講演会 (台湾)
- ・平成18年11月13日～14日 ガイドラインに関する情報ポータル会議 (フランス)
- ・平成18年11月22日 Symposium on University Evaluation (韓国)
- ・平成18年12月4日～5日 International Workshop on "Institutional Diversity :Rankings and Typologies in Higher Education" (ドイツ)
- ・平成19年1月29日～31日 CHEA Annual Conference 2007 (米国)
- ・平成19年2月4日～7日 APQN総会 (マレーシア)

○ 2008APQN総会開催に向けた経緯

- ・平成18年3月2日 2006APQN総会において、2008（平成20）年の総会を日本で開催することを決定
- ・平成18年10月26日 2008APQN総会国内準備委員会を開催し、今後の実施体制を決定
- ・平成19年1月4日 会場を幕張メッセとし、日程を2008（平成20）年2月19～22日とすることをAPQN理事会へ提案
- ・平成19年2月5日 2008APQN総会実施準備委員会開催
2007APQN総会において木村機構長が2008APQN総会のPRを実施
- ・平成19年3月現在 テーマ及びプログラム案を国内準備委員会において承認、実施準備委員会にて審議中

○ UNESCO/OECD「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」研修会実施概要

- ・平成18年7月18日 15～16時 大学評価・学位授与機構（小平本館717会議室）
講演（45分）

「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン(ユネスコ・OECDガイドライン)」

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室 榎井 圭子 専門官

質疑応答（15分）

2 評価と課題

諸外国の評価機関等との情報の共有及び協力体制の構築については、英国QAAとの覚書(MoU)の締結をはじめ、北欧諸国、中国、米国などからの招へい、シンポジウム、講演会の開催などを通じた交流の深化による情報の共有及び協力体制を推進することができた。このように海外諸機関からの情報収集を積極的に行ったが、意見交換は個人的なレベルに留めて行われたものもあり、今後は、情報交換の場において、発言された意見が個人のそれであるのか、組織のそれであるのか対外的に明確にしておく必要がある。

国際的な諸機関等との活動への参画についても、2008APQN総会の誘致やAPQN理事就任など、アジア太平洋地域を中心に確実に機構のプレゼンスを示すための基盤整備を行った。

また、評価システムの改善・充実及び評価の国際的な通用力の確保の実効性を高めるという観点から、内部研修についても積極的に取り組んだ。

今後は、中国関係機関との覚書(MoU)の締結などによる協力体制の構築など、関係各国とのさらなる協力体制の深化や、2008年APQN総会の機構による実施を契機に、高等教育の質保証分野でのアジア太平洋地域の中心的役割を担う機関となることを目指す。

I-5-(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力

③ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制等の構築

日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。

1 実施状況

(1) 日英高等教育に関する協力プログラム

① プログラムの経緯

本プログラムは、日英双方の高等教育に関する知識や経験を交換し、両国の高等教育の発展に寄与することを目的に、平成14年2月、3年間（平成14年度3月から平成17年2月まで）の実施が合意された。さらに、平成17年1月に、日英両国の戦略的な関心領域における関係強化のため、2年間の延長が決定された。

この間、本プログラムの下、日英両国の大学が参加して「新しい時代の大学の管理運営」、「Leadership Development－リーダーシップの向上－」の各プロジェクトに取り組み、両国大学の相互訪問やフォーラム等を実施してきた。

機構は本プログラムの日本側推進委員会の事務局を担当し、機構長が同委員会委員長を務めている。

○ プログラムにおけるプロジェクト実施経緯

- ・平成14年3月～平成15年10月 第1フェーズ「新しい時代の大学の管理運営」
- ・平成16年1月～平成18年2月 第2フェーズ「Leadership Development－リーダーシップの向上－」

○ 日英高等教育に関する協力プログラム推進委員会（日本側委員長：木村大学評価・学位授与機構長）

日本側	英国側
○文部科学省	○教育技能省
○独立行政法人大学評価・学位授与機構	○イングランド高等教育財政カウンシル
○独立行政法人国立学校財務センター	○ブリティッシュ・カウンシル
○独立行政法人日本学術振興会	○英国大学協会
○社団法人国立大学協会	
○大学共同利用機関法人人間文化研究機構	

(平成19年3月31日現在)

② 日英高等教育に関する協力プログラムの実施状況（平成18年度）

平成18年7月、日本側推進委員会を開催し、その結果について英国側とも調整を行った結果、プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」（平成19年1月～平成19年9月）を実施することとなった。これに基づき、日本側から参加する2大学の選定を行うとともに、平成19年5月に予定している日本側参加機関による英国へのビジ

ット、平成19年6月に予定している英国側参加機関による日本へのビジット及び高等教育ポリシー・フォーラムに向けた準備を進めた。

このほか、平成18年12月、英国（エジンバラ）で開催された国際会議“Going Global 2 The UK’s International Education Conference”（ブリティッシュ・カウンシル主催）に機構から4人が参加し、機構長がこれまでの日英高等教育に関する協力プログラムの実績について発表を行うとともに、引き続き開催された国際高等教育ポリシー・フォーラムにおいて、現状の二国間プログラムに加え、中国、インドなどとの多国間連携実施の可能性等について協議を行った。

○ 「日英高等教育に関する地域貢献プロジェクト」参加大学・機関

（日本側）

- ・広島大学
- ・北九州市立大学

（英国側）

- ・英国東部地域大学・機関

ハートフォードシャー大学
ケンブリッジ大学

Association of the Universities of the East of England
East of England Higher Education Regional Association
East of England Development Agency

- ・英国北東部地域大学・機関

ダラム大学
ニューカッスル大学
ノーサンブリア大学
サンダーランド大学
ティースサイド大学
One North East

Universities for the North East
North East of England Development Agency

（2）英国評価機関等との協力、共同研究体制等の確立

機構は、英国のQAA（=Quality Assurance Agency for Higher Education：高等教育質保証機構）と、講演会の開催等を通じて情報交換を図ってきたところであるが、今般高等教育のグローバル化が急速に進む中、高等教育分野で特に関係の深い日英両国の質保証機関が協力関係をさらに深め、国家の枠組みを超えて高等教育の質保証に取り組む必要があるとの認識が両国間で一致したことから、平成19年2月6日にQAAと高等教育質保証分野での連携に関する覚書（MoU）を締結した。

また、本覚書に基づき、「高等教育の質保証に関する日英双方の用語集の作成」、「評価機関の国際通用性に関するプロジェクト」等のプロジェクトを日英双方で実施していくことで合意が得られたことを受け、プロジェクトの具体的な内容についてQAAと連絡調整を行い、準備を進めた。

2 評価と課題

日英高等教育に関する協力プログラムの実施については、本プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」の検討及び実施準備を着実に実施するとともに、本プログラム第2フェーズまでの総括として機構長がこれまでの日英高等教育に関する協力プログラムの実績について発表を行うなど、本プログラムの実施に貢献した。

また、日英高等教育に関する協力プログラムの期間が平成19年度で終期を迎えることもあり、本プログラムの実績を踏まえた新たな取組の実施に向け、英国側の機構の対応機関であるQAAとの間で覚書（MoU）を締結することができた。今後も大学評価及び高等教育の質保証の分野において、英国との協力関係を維持し、協力プロジェクト等を具体化していくこととしたい。

I-5 その他上記に関連する業務

(2) 広報活動の実施

1 実施状況

機構における広報に関する必要事項を協議・実践することを目的に広報委員会を置き、広報活動に関する企画立案を行うとともに、各事業等の担当課等との連携の下に、広報活動を積極的に推進した。

(1) 機構の活動等の積極的発信

機構の広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」において、各事業の活動等に関する情報を発信した。広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」は冊子体として3回（6月、9月、12月）、ウェブサイト版として2回（2月、3月）、併せて計5回発行した。

機構ウェブサイトによる広報活動については、各事業における活動等の情報を迅速に発信するとともに、利用者の利便のため、各種報告書や各種様式等を電子媒体で提供した。

また、機構の事業について広く国民に認知され、理解が得られているとは言い難いとの独立行政法人評価委員会からの指摘を受けて、①機構ニュースのウェブサイト化による迅速な情報提供の実施、②認証評価に関する広報番組の作成・配信、③認証評価結果に関する新聞広告の掲載、④機構近郊の教育機関と連携した広報活動の実施などを行った。

(2) 機構ウェブサイトへのアクセス数の調査及び調査結果の広報活動への活用

月ごとに機構ウェブサイトへのアクセス件数を調査し、ウェブサイトの利用状況の把握に努めた。機構ウェブサイト全体へのアクセス件数は約200万件を超え、平成17年度と比較すると約30万件（約18.1%）の増加となった。

アクセス件数の調査結果は、広報活動の成果を見積もる指標として活用したほか、アクセス数が減少しているウェブページの要因分析及び対策に活用し、事業の円滑な運営に寄与することができた。

2 評価と課題

機構の活動等について、広報誌及びウェブサイトを活用して積極的に情報を発信した。

特に、情報伝達の迅速性及び利用者のための利便性の面から、ウェブサイトについて、ウェブサイトコンテンツ管理システム（NOREN4）を導入し、情報掲載に要する期間を短縮したほか、新着情報掲載件数の増加に努めた。また、①フレーム形式からテーブル形式への変更、②音声読み上げソフト利用者が画像情報を得るための画像への文字情報の設定、③Google等の検索エンジンにおける「大学評価」のキーワードでの機構ウェブサイトの上位表示への対応等を実施し、ウェブアクセシビリティの向上を図ったことで、平成17年度を大幅に上回るアクセス件数を得た。

また、独立行政法人評価委員会からの指摘を受け、①機構ニュースのウェブサイト化による迅速な情報提供の実施、②認証評価に関する広報番組の作成・配信、③認証評価結果に関する

新聞広告の掲載，④機構近郊の教育機関と連携した広報活動の実施などを行った。これらの活動については，広報委員会から機構の企画調整会議に報告し，広報活動の重要性について機構全体で認識した。

今後の課題としては，実施した広報活動についての効果を把握・検証し，その結果を効果的な広報に反映させていくことが挙げられる。

引き続き，ウェブサイトなどの特性を活かした広報活動を実施することで，機構の事業活動について広く国民の理解を得ることとしたい。

I-5-(2) 広報活動の実施

① 機構の活動等の積極的発信

広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業に係る活動等を大学等の関係者のみならず、広く国民一般に理解してもらうため、広報誌及びウェブサイト等により機構の活動等に関する情報を発信した。

その具体的な実施状況は、次のとおりである。

(1) 広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」による広報活動の実施

評価事業及び学位授与事業等の機構の事業活動の広報のため、各事業活動等を広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」(第42号～第46号)に掲載し情報発信を行った。

機構ニュースの記事については、特に機構の事業について理解が深まるような特集記事を掲載することとし、「大学評価シンポジウム」(平成18年3月開催)におけるパネルディスカッションの様態を掲載し、参加者以外にもパネルディスカッションの様態を紹介するなど工夫を図った。

また「機構ニュース」の発行については、機構ウェブサイトとの連携を図り戦略的かつ迅速な情報提供を目指し、従来の冊子体での発行からウェブサイトでの発行へと発行形態を切り替え、4半期毎の発行から毎月発行することとした。

これにより、従来の報告事項中心の記事からの脱却が図られ、よりリアルタイムな情報提供が可能となったほか、機構ウェブサイトと連動した様々な情報の提供が可能となった。

なお、冊子体での発行を中止したことにより、経費面での削減にもつながった。

(図 広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」ウェブサイト版)



(2) ウェブサイトを利用した広報活動の実施

利用者が必要な情報を選択できるウェブサイトの特性を活かし、評価事業及び学位授与事業に係る活動等について積極的に情報の発信を行った。特に、平成18年度については、新たにウェブサイトコンテンツ管理システム（NOREN4）を導入・運用し、各事業担当自らがウェブサイトへ情報掲載を行うシステムへと掲載手続を変更した。これにより、情報掲載に要する期間の短縮が図られたとともに新着情報掲載件数についても増加し、ウェブサイト全体へのアクセス件数も平成17年度と比較し約30万件増加した。

また、NOREN4の導入に併せてウェブサイトのリニューアルを行い、①フレーム形式からテーブル形式への変更、②音声読み上げソフト利用者が画像情報を得るための画像への文字情報の設定、③Google等の検索エンジンにおける「大学評価」のキーワードでの機構ウェブサイトの上位表示への対応等を実施し、ウェブアクセシビリティの向上を図った。

機構ウェブサイトには、機構が実施した説明会及び講演会の資料等を掲載し、参加者以外にも情報を提供することにより、機構の活動等について広く国民へ情報発信を行った。

そのほか、利用者の利便のため、各種報告書や各種様式等を電子媒体で提供した。

(3) 事業に関するリーフレット等の作成

1) 平成17年度に引き続き認証評価に関するリーフレットを以下のとおり作成し、大学、短期大学、高等専門学校及びその他関係団体に配付した。

- ① 大学機関別認証評価及び法科大学院認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―大学の質を保証するために―」を作成し、平成18年8月、726大学及び19関係団体に送付。
- ② 短期大学機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―短期大学の質を保証するために―」を作成し、平成18年8月、411短期大学及び9関係団体に送付。
- ③ 高等専門学校機関別認証評価について分かりやすく説明したリーフレット「独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価 ―高等専門学校の質を保証するために―」を作成し、平成18年8月、62高等専門学校及び8関係団体に送付。

2) 学位授与事業に関しては、次のリーフレット等を作成配付した。

- ① 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」を平成7年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。
- ② 機構から学士の学位を取得した人を支援するため、機構が授与する学位が大学の授与する学位と同等である旨を記載したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」を平成16年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。
- ③ 学士の学位授与の申請予定者に対し、学位取得に関する情報として、機構による学位授与制度と申請手続の詳細を記した冊子「新しい学士への途」を平成4年度から作成し、機構のウェブサイトで公表。

(4) 新たに取り組んだ広報活動の実施

機構の事業について「広く国民に認知され理解が得られている」との独立行政法人評価委員会からの指摘に対応するため、上記の広報活動に加え、次の取組を行った。

① 広報番組の作成及びウェブサイトでの番組配信

認証評価制度について広く国民に関心を持ってもらうこと、また、認証評価が大学等の教育研究活動の改善に資するものであることをPRすることを目的に、平成17年度に機構の認証評価を受けた公立はこだて未来大学を訪問し、認証評価の評価結果に基づいた改善施策及び優れた点として評価された取組等について取材を行い、これを広報番組として取りまとめウェブサイトにて番組配信した。

(図 広報番組ウェブページ画面イメージ)



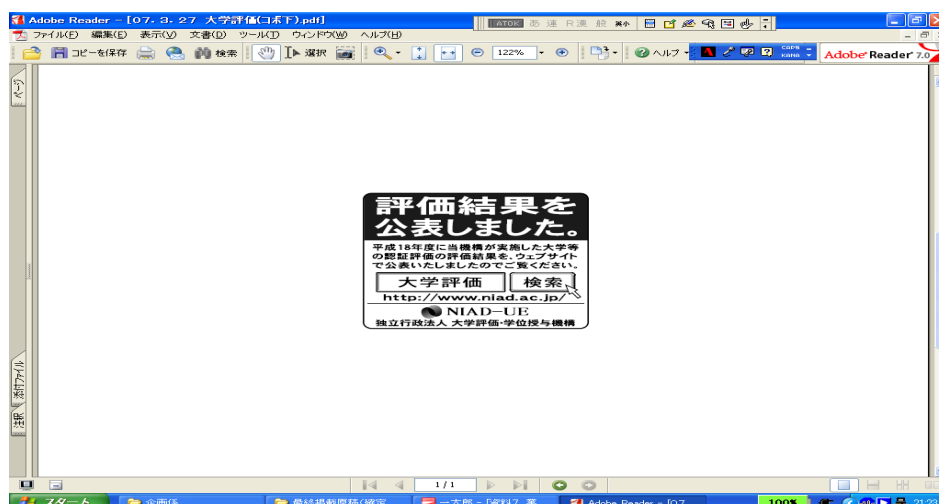
② マスメディアへの広報活動の実施

機構の実施する事業についてマスメディアを通じて広く国民の理解を得るため、機関別認証評価の評価結果公表時に合わせて、平成19年3月29日の読売新聞紙上に機構ウェブサイトにおいて評価結果を公表している旨の広告掲載を行った。

広告掲載についての効果は「②ウェブサイトのアクセス」において記載しているが、掲載当日において、「大学評価」とのキーワードで検索した件数が高い値を示しており、一定の効果が得られていることがわかった。

そのほか、平成18年6月開催の「日本一ノルディック公開シンポジウム」を広報する手段の1つとして、マスメディア（ラジオ放送局：J-WAVE）に開催内容を知らせるなど、より積極的な情報発信を行った。

(図) 新聞広告イメージ



③ 機構近郊の教育機関と連携した広報活動の実施

新たに小平第4中学校と連携し同中学校から2年生3人を職場体験研修生として受け入れ、機構の事業についての説明及び業務体験を実施したことにより機構近郊の教育機関との交流及び機構の事業の理解増進を図った。

2 評価と課題

評価事業及び学位授与事業に係る活動等については、広報誌の発行や広報番組の作成・配信、評価結果についての新聞広告掲載など、より積極的に国民に対して情報発信を行った。

特に、機構ニュースの発行形態を改めたことにより、従来よりも迅速かつ多様な情報提供を行う体制が整えられ、機動的・戦略的な広報活動の展開が可能となった。

また、認証評価に関する広報番組を作成したことにより、認証評価制度について広く国民に理解を深めてもらう機会を提供するとともに、今後認証評価を受ける大学等の参考に資することもできた。

そのほか、評価結果に関する新聞広告掲載により国民の認証評価に対する関心が高まるなど一定の効果をを得ることができた。

今後の課題として、平成18年度に作成した広報番組についての視聴者数の調査を行い、視聴者数の動向を見据えつつ、広報番組についての宣伝活動を検討していくほか、学位授与事業に関する新たな広報番組の作成を検討する。

また、機構ニュースを活用し、より積極的な広報活動を行っていくほか、より安価で効果が高い広告媒体を用い、機構業務についての広告活動を行うことも検討していく。

I-5-(2) 広報活動の実施

② ウェブサイトのアクセス

ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。

1 実施状況

(1) ウェブサイトのアクセス件数の調査

機構のウェブサイトにおける月ごとのアクセス件数を調査し、利用状況を把握した。評価事業関係、学位授与事業関係の各項目については、さらに細分化した項目ごとのアクセス件数を調査した。

アクセス件数に関しては、ウェブサイト全体としては約200万件となり、平成17年度と比較すると約30万件の増加となった。そのうち、大学評価事業関係では約17万件の増加、学位授与事業関係では約5万件の増加となった。

○ ウェブサイト(全体)のアクセス件数(平成14年度～平成18年度)

(単位: 件数)

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件 数	1,296,555	1,366,049	1,657,647	1,700,848	2,009,514

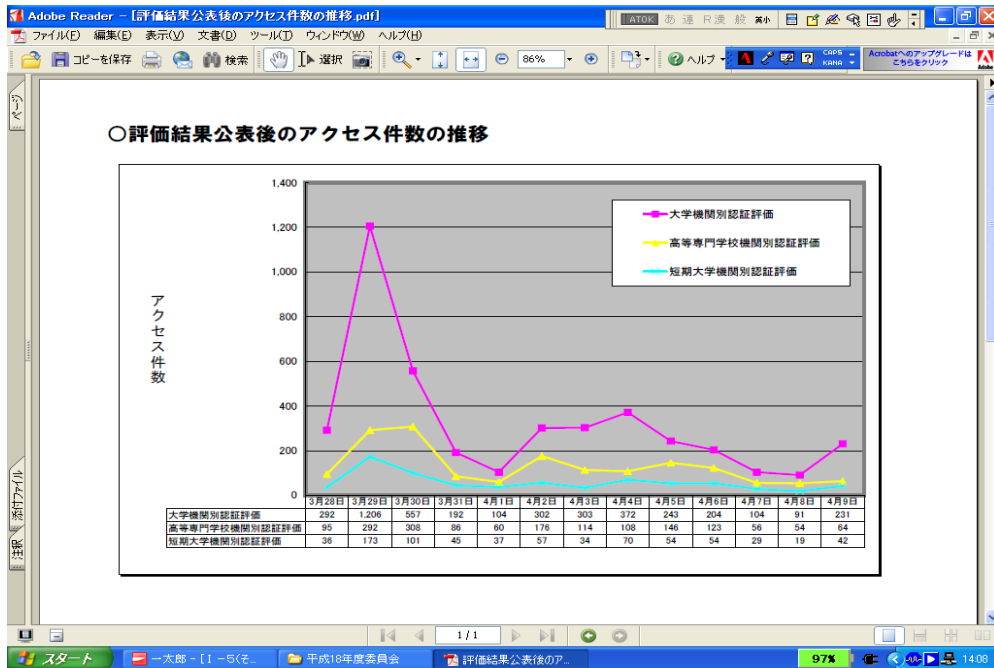
(2) 広報活動へのアクセス件数の反映

月ごとに調査した機構ウェブサイトへのアクセス件数を、広報委員会へ報告した。

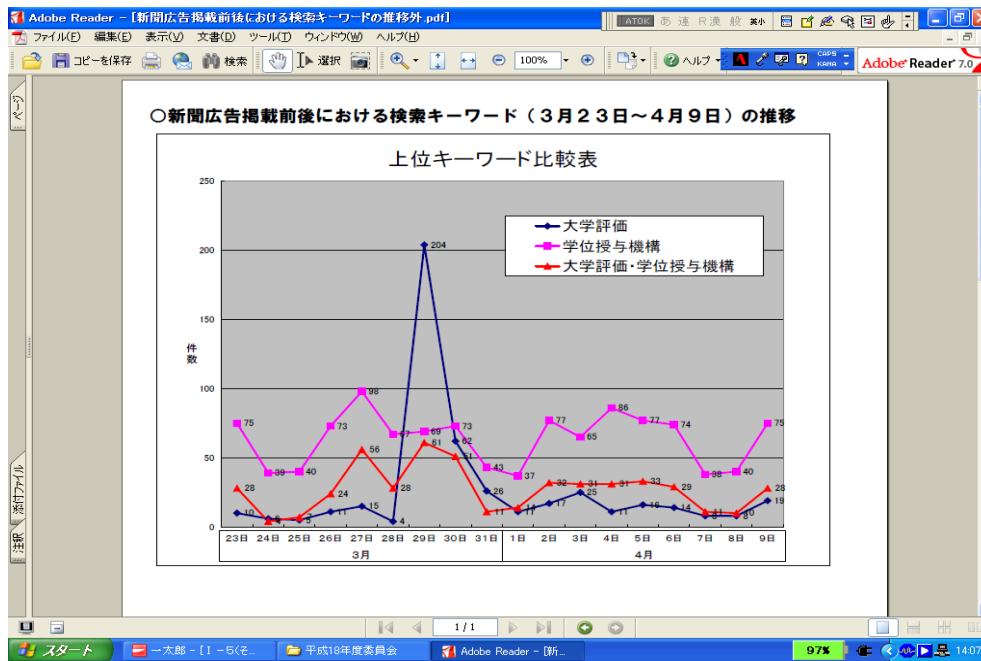
同委員会では、アクセス件数を広報活動の成果を評価する目安として活用した。同委員会では、常に前年とのアクセス件数の比較を行っており、件数に顕著な減少がないか確認を行っている。顕著な減少が見られた場合には、ウェブページを構成している各情報項目のアクセス件数を前年度と比較し、利用状況の動向を分析することで、要因及び対策を検討することとしている。

なお、平成18年度実施の認証評価結果について、公表日(平成19年3月28日)以後のアクセス件数を調査したところ、公表日翌日には特に大学機関別認証評価において高いアクセス件数(約1,200件)が示されており、評価結果への関心の高さがうかがえた。また、評価結果公表日の翌日には、読売新聞紙上に機構ウェブサイトにおいて評価結果を公表し、「大学評価」でキーワード検索可能な旨の新聞広告を行った。「大学評価」でのアクセス件数が、掲載日には高い数値(約200件)を示しており、新聞広告の効果があつたことをうかがわせた。

(評価結果公表後のアクセス件数の推移)



(新聞広告掲載前後における検索キーワード)



2 評価と課題

ウェブサイトのアクセス件数については、月ごとに調査を実施し、調査結果は各ウェブサイト掲載担当部署及び広報委員会に報告した。

アクセス件数を調査することにより、広報活動の成果を評価するのに役立つことができる。特に、平成18年度は前年度に比べ、大学評価事業及び学位審査事業ともアクセス件数が増加しており、機構の業務活動についての関心が高まっていることがうかがえた。

アクセス件数の調査は、機構の業務活動に対する、大学等の関係者のみならず国民の反応を把握する上で極めて有用である。

今後も引き続きアクセス件数について調査・分析を行い、その結果をもとにウェブサイトの掲載内容の改善・充実に活かしていく。

(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

1 実施状況

(1) 評価に関するシンポジウム等の開催

① 機構が実施する認証評価に関するシンポジウムの開催

大学評価に何を期待するかという観点から、大学関係者に加え、高等学校等関係者や経済産業界関係者も交えて意見交換を行い、今後の認証評価をはじめとする大学評価の目指すべき方向性等について探ることを目的として、平成19年2月2日に、「大学評価への期待」と題する大学評価シンポジウムを大阪で開催した。

機構が実施する、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催した。

なお、シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。

② 大学等が開催する講演会等における講演等

大学や関係諸機関等が開催する講演会やセミナー等の主催者からの招へいに応え、機構の評価事業が広く国民に認知され、理解を得られるよう、機構教職員が積極的にこれらの会合22箇所に出向き評価に係る事項等についての説明を行った。

③ 評価に係る書誌の刊行

我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、大学評価・学位授与機構大学評価シリーズを刊行することとし、その初刊として、評価の意義や目的、評価の方針・特色、機構の評価基準の内容など評価に関する基本的事項についてわかりやすく解説した書誌、「大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－」を平成18年5月に刊行した。また、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への取組などをまとめた第2巻の刊行の準備を進めた。

④ 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催

平成17年度から訪問調査等を通じて連携関係を築いてきた北欧5ヶ国の大学評価関係者を招へいし、平成18年9月28日に日本－ノルディック公開シンポジウム「大学評価をどのように活かすか」を実施した。また、平成17年度から開始したシリーズ『アジアにおける大学評価』の第2回目として、平成18年11月30日に公開講演会「高等教育における中国の躍進」を開催した。さらに、評価研究部における調査研究の一環として、平成18年8月8日に公開研究会「授業評価で大学をどう変えるか－アメリカにおける取組みと成果－」を実施した。

(2) 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

① 各大学等の自己評価担当者等に対する研修会

機構の評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価に係る一連の業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学、高等専

門学校及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。

② 大学情報データベースに関するセミナーの実施

平成19年2月14日に一橋記念講堂においてセミナー「大学情報データベースと評価への活用」を開催した。(詳細は「I-4-(1)-1)-① 大学情報データベースシステムの構築」(P151)を参照)

(3) アンケート調査の実施等

大学評価シンポジウム「大学評価への期待」,「自己評価担当者等に対する研修会」等の開催の都度,参加者に対してアンケート調査を実施した。

アンケート調査によって得られた意見等を参考として,「大学機関別認証評価に関するQ&A」等を加筆・修正し,機構のウェブサイトに掲載した。

2 評価と課題

平成18年度においては,評価に関するシンポジウム等を通じ,大学等関係者のみならず広く国民に対し,普及活動を実施した。今後,シンポジウム等の実施に当たっては,アンケート調査結果等を活用し適宜見直しを行い,内容の充実を図る。

I-5-(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

① 評価に関するシンポジウム等の開催

機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを3回以上開催する。

1 実施状況

(1) 機構が実施する認証評価に関するシンポジウム等の開催

大学評価に何を期待するかという観点から、大学関係者に加え、高等学校等関係者や経済産業界関係者も交えて意見交換を行い、今後の認証評価をはじめとする大学評価の目指すべき方向性等について探ることを目的として、平成19年2月2日に、「大学評価への期待」と題する大学評価シンポジウムを大阪で開催した。

106大学、5短期大学、6高等専門学校、関係団体11団体から合計186人が参加し、活発な意見交換や講演者・パネリストとの質疑応答を行った。

○大学評価シンポジウム『大学評価への期待』プログラム

○ 講演「大学評価への期待」

木村 靖二（独立行政法人大学評価・学位授与機構 評価研究部長）

金田 嘉行（ソニー株式会社 社友・元代表取締役副社長）

滝 紀子（学校法人河合塾 教育研究開発本部教育研究部長）

○ パネルディスカッション「大学評価への期待」

[パネリスト]

金田 嘉行

滝 紀子

佐々木雄太（愛知県立大学長）

丸山 正樹（国立大学法人京都大学 理事・副学長）

山内 一郎（学校法人関西学院 理事長）

[モデレーター]

木村 靖二

機構が実施する、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催した。なお、説明会での配付した資料及び説明会における主な質問に対する回答を記載した「大学機関別認証評価に関するQ&A」等を機構のウェブサイトに掲載し、広く大学等の利用に供した。

各説明会の実施状況は以下のとおりである。

① 大学機関別認証評価に関する説明会

国公私立大学の評価担当者等を対象として、平成18年6月26日から7月19日までの間、全国3地区において計3回の説明会を開催した。本説明会には、国立69大学、公立16大学、私立33大学の合計118大学及びその他4機関から318人の参加を得た。

② 短期大学機関別認証評価に関する説明会

公立短期大学の評価担当者等を対象として、平成18年6月15日から7月19日までの間、全国3地区において計3回の説明会を開催した。本説明会には、公立6短期大学、私立12短期大学の合計18短期大学及びその他2機関から30人の参加を得た。

③ 高等専門学校認証評価に関する説明会

国公立高等専門学校の評価担当者等を対象として、平成18年6月14日に東京において説明会を開催した。本説明会には、国立29高等専門学校、公立2高等専門学校、私立1高等専門学校の合計32高等専門学校から76人の参加を得た。

④ 法科大学院認証評価に関する説明会

法科大学院を置く国公立大学の評価担当者等を対象として、平成18年6月8日に東京において説明会を開催した。本説明会には、国立18大学、公立2大学、私立17大学の合計37大学及びその他3機関から94人の参加を得た。

シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。

(2) 大学等が開催する講演会等における講演等

大学や関係諸機関等が開催する講演会やセミナー等の主催者からの招へいに積極的に対応し、評価に係る事項等について説明を行った。

平成18年度は、年22回の講演等を行った。

○ 機構役職員講演等一覧

開催年月日	講演会等名称	実施場所	主催者
平成18年5月10日	評価文化を基礎とした大学の発展 機関別認証評価と国立大学法人評価	お茶の水女子大学	お茶の水女子大学
平成18年5月13日	授業評価と大学改革－機関別認証評価との関連－	大谷大学	大学コンソーシアム京都
平成18年6月1日	短期大学の認証評価の実施結果について	大分全日空ホテル	全国公立短期大学協会
平成18年6月8日	短期大学認証評価機関の取組と実例－短期大学機関別認証評価の取り組みと評価結果－	全共連ビル	地域科学研究会・高等教育情報センター
平成18年6月10日	法科大学院協会第3回シンポジウム	京都市サーチパーク	法科大学院協会
平成18年6月26日	認証評価に関する特別講演会	サレジオ工業高等専門学校	サレジオ工業高等専門学校
平成18年6月23日	大学機関別認証評価の取り組みとその特色Ⅱ－認証評価の実施状況と今後の課題－	日本教育会館	地域科学研究会・高等教育情報センター
平成18年7月26日	認証評価に関する特別講演会	秋田工業高等専門学校	秋田工業高等専門学校
平成18年9月15日	評価文化に関する講演	大分工業高等専門学校	大分工業高等専門学校
平成18年9月20日	認証評価に関する講演会	苫小牧工業高等専門学校	苫小牧工業高等専門学校
平成18年10月11日	大学評価について	国立オリンピック記念青少年総合センター	全国大学保健管理研究集会
平成18年10月12日	評価文化を基礎とした大学の発展 機関別認証評価と国立大学法人評価	熊本大学	熊本大学
平成18年11月1日	大学評価に関する講演会	東京大学	東京大学

平成18年12月2日	第2回龍谷大学FDフォーラム	龍谷大学	龍谷大学
平成18年12月7日	認証評価に関する講演会	詫間電波工業高等専門学校	詫間電波工業高等専門学校
平成18年12月7日	FD講演会	石川工業高等専門学校	石川工業高等専門学校
平成18年12月22日	大学改革を目指したファカルティ・ディベロップメントと大学評価	埼玉大学	埼玉大学
平成19年2月1日	「大学機関別認証評価と大学院教育」「高等専門学校が大学院大学に期待すること」	北陸先端科学技術大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学
平成19年3月1日	薬学における第三者評価に期待すること 今後の大学評価の展開	社団法人日本薬学会	ホテルグランヴィア京都
平成19年3月9日	薬学における第三者評価に期待すること 今後の大学評価の展開	社団法人日本薬学会	有楽町朝日ホール
平成19年3月16日	大学改革を目指したファカルティ・ディベロップメントと大学評価	香川県立保健医療大学	香川県立保健医療大学
平成19年3月24日	日本の高等教育の行方	龍谷大学	大学コンソーシアム京都

(3) 評価に係る書誌の刊行

我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、大学評価・学位授与機構大学評価シリーズを刊行することとし、その初刊として、評価の意義や目的、評価の方針・特色、機構の評価基準の内容など評価に関する基本的事項についてわかりやすく解説した書誌、「大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－」を平成18年5月に刊行した。また、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への取組などをまとめた第2巻の刊行の準備を進めた。

(4) 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催

平成17年度から訪問調査等を通じて連携関係を築いてきた北欧5ヶ国の大学評価関係者を招へいするとともに、パネリストとして国内の大学等関係者の参加を得て、日本－ノルディック公開シンポジウム「大学評価をどのように活かすか」を実施した。

また、平成17年度から開始したシリーズ『アジアにおける大学評価』の第2回目として、中国教育部高等教育教学センター等から評価関係者を招へいし、公開講演会「高等教育における中国の躍進」を開催した。

さらに、評価研究部における調査研究の一環として、ペース大学（米国）等から研究者を招へいし、公開研究会「授業評価で大学をどう変えるか－アメリカにおける取り組みと成果－」を実施した。

これらの交流を契機として、国外の評価機関等との連携・協力体制を強化することができた。

○ 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等の開催状況

- ・平成18年8月8日 公開講演会「授業評価で大学をどう変えるか－アメリカにおける取り組みと成果－」（参加者173人）
- ・平成18年9月28日 日本－ノルディック公開シンポジウム「大学評価をどう活かすか－北欧の成功から学ぶ－」（参加者273人）
- ・平成18年11月30日 公開講演会「高等教育における中国の躍進」（参加者134人）

2 評価と課題

機構が実施する認証評価に関するシンポジウム、大学、短期大学及び法科大学院の各認証評価の説明会を開催し、活発な意見交換等を通じて認証評価に関する大学等の理解を深めた。

また、国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム、講演会の開催により米国、中国、北欧諸国の評価機関関係者との意見交換を行うなど評価の国際的な動向の把握や各大学等の評価に対する取組に有用な情報を提供することができた。

平成19年度以降は、高等教育における国際的な質保証の重要性の観点から、APQN年次総会の機構による開催に併せて、アジア太平洋地域における当該分野のシンポジウムの実施などにより引き続き評価に関する普及活動の充実に取り組むこととする。

I-5-(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施

各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を1回以上実施する。

1 実施状況

(1) 平成19年度に実施する自己評価担当者等に対する研修会

機構の認証評価を希望する大学等の自己評価担当者等に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資すること等を目的として、大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、それぞれ自己評価担当者等に対する研修会を実施した。

本研修会では、認証評価の概要、自己評価の方法、評価基準の分析に当たっての留意点等について説明を行った。

研修会の配付資料は、広く大学等の評価担当者等の利用に供するため、機構のウェブサイトに掲載した。

各研修会の実施状況は、以下のとおりである。

① 平成19年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立大学の自己評価担当者を対象として、平成18年6月27日から7月20日までの間、全国3地区において計3回の説明会を開催し、国立71大学、公立14大学、私立16大学、その他3機関から382人の参加を得た。各大学の理解を深めるため、平成19年度に実施希望のない大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

また、平成19年度に実施する大学機関別認証評価の申請大学を対象として、平成18年11月6日に説明会を開催し、国立37大学、私立1大学から201人の参加を得た。

② 平成19年度に実施する短期大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

公立短期大学の自己評価担当者を対象として、平成18年6月16日から7月20日までの間、全国3地区において計3回の説明会を開催し、公立4短期大学、私立6短期大学、その他1機関から23人の参加を得た。各短期大学の理解を深めるため、平成19年度に実施希望のない短期大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

また、平成19年度に実施する短期大学機関別認証評価の申請短期大学を対象として、平成18年11月6日に説明会を開催し、公立2短期大学、私立1短期大学から10人の参加を得た。

③ 平成19年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

国公立高等専門学校の自己評価担当者を対象として、平成18年11月22日に開催し、国立22高等専門学校、公立2高等専門学校、私立2高等専門学校、その他2機関から106人

の参加を得た。各高等専門学校理解を深めるため、平成19年度に実施希望のない高等専門学校からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

- ④ 平成19年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会
国公立大学の法科大学院の自己評価担当者を対象として、平成18年11月30日に開催し、国立17大学、公立2大学、私立12大学、その他1機関から81人の参加を得た。各大学の理解を深めるため、平成19年度に実施希望のない大学からの参加も受け入れ、理解増進を図った。

(2) 「大学等のデータベースの取組等に関するセミナー」の開催

各国立大学法人等の大学情報データベースについての理解を深めるために、平成19年2月14日、一橋記念講堂においてセミナー「大学情報データベースと評価への活用」を実施した(国立大学法人を中心に、93機関、292人が参加)。このセミナーでは、①大学情報データベースの構築目的等の概要や、中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価(各国立大学法人等での自己評価も含む)への活用を事例を上げて説明する等、データベースの活用方法を今後のスケジュールを含めて説明、意見交換を行い、②「試行的構築」協力法人のうち、福島大学、上越教育大学及び岡山大学から、試行的構築に参加した上での大学情報データベースへの意見・要望について発表していただいた。今後、特に集計・提供に関する検討に資することを目的とし、セミナーにおいて説明を行った大学情報データベースの概要等について国立大学法人等にアンケート調査を実施し、意見・要望等を伺った。

2 評価と課題

各大学等の自己点検・評価業務を担当する者に対するセミナー等を年度計画どおり実施し、参加者の理解を深めることができた。研修会では、自己評価書の記述方法等に関して平成18年度の状況を踏まえて具体例を示すなど、研修内容及び資料の充実を図った。

平成19年度以降も、研修内容の更なる充実を図り、理解の増進に努める。

I-5-(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施

③ アンケート調査の実施

上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。

1 実施状況

(1) 大学評価シンポジウム「大学評価への期待」に関するアンケート調査の実施

平成19年2月2日開催のシンポジウムにおいて、今後の評価事業の参考とするため、アンケート調査を実施した。本アンケートでは、参加機関が大学評価を行う上で参考となった点、今後機構が行うシンポジウムや研究会を開催するに当たっての要望等について調査を実施した。

(2) 国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム等に関するアンケート調査の実施

平成18年8月8日開催の公開講演会「授業評価で大学をどう変えるかーアメリカにおける取組みと成果ー」、平成18年9月28日開催の日本-ノルディック公開シンポジウム「大学評価をどう活かすかー北欧の成功から学ぶー」及び平成18年11月30日開催の公開講演会「高等教育における中国の躍進」において、次回以降のシンポジウム、講演会のニーズ把握及び運営方法の改善に資するため、アンケート調査を実施した。

(3) 「自己評価担当者等に対する研修会」に関するアンケート調査の実施

大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価に関して実施したそれぞれの自己評価担当者等に対する研修会において、今後の研修会実施の参考とするため、アンケート調査を実施した。

本アンケートでは、自己評価書作成に関する理解度の深まり、説明や資料の分かりやすさ、研修の満足度等、研修会の内容について調査を実施した。アンケート調査結果は、機構における今後の認証評価の改善や効果的な研修会の開催について、参考とすることとした。

2 評価と課題

大学評価シンポジウム、国外の評価機関等との連携・協力によるシンポジウム及び自己評価担当者等に対する研修会の参加者に対し、アンケート調査を実施した。

アンケート調査結果から、シンポジウムの内容は好評であることが分かった。平成19年度以降の開催に当たっては、アンケート調査の要望事項を踏まえ、開催場所、時間、テーマ及び研修内容について改善を図る。

また、自己評価担当者等に対する研修会については、開催時期を早めることや、認証評価に係る説明会と合わせて開催とすることで参加しやすくするなどの改善を図る。

II 業務運営及び財務内容

II-1 業務運営

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

1 実施状況

機構は、大学等の教育研究活動等の状況に関する評価及び学位の授与により高等教育の発展に資するという業務の性格にかんがみ、大学関係者及び有識者等の参画を得た業務の運営を基本方針としている。業務の管理運営面の重要事項等を審議する評議員会及び運営委員会については、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織するとともに、大学評価のための各委員会及び学位審査会についても、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織している。

(1) 評価事業及び学位授与事業の実施に関する組織

1) 評価事業における各委員会

① 大学等の認証評価に関する基本的事項及び具体的な認証評価について審議するため、「大学機関別認証評価委員会」、「短期大学機関別認証評価委員会」、「高等専門学校機関別認証評価委員会」及び「法科大学院認証評価委員会」において、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て審議を行った。

② 国立大学法人等の中期目標期間における教育研究活動の状況についての評価に関する審議を行うため「国立大学教育研究評価委員会」において、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て審議を行った。

2) 学位授与事業における学位審査会

学位授与申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行い、高等教育段階の様々な学習成果を評価し学位を授与するため「学位審査会」を設置し、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て審査を行った。

(2) 評議員会

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により「評議員会」が置かれ、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て運営することとされており、平成18年度においては、平成17事業年度業務実績報告書、平成17事業年度財務諸表、年度計画、評価及び学位審査に関する各種委員会委員の選考等、機構の運営に関する重要事項に関し審議を行った。

(3) 運営委員会

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため「運営委員会」を置き、大学の学長及び教員その他の学識経験のある者の参画を得て運営することとなっており、平成18年度においては、教員人事、各種委員会の専門委員の選考等、機構の事業の運営実施に関し審議した。

2 評価と課題

大学の学長，学長経験者，大学の教授，産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営することにより，業務の内容に関し幅広い見地から審議が行われた。これらの意見は機構の業務に反映されており，外部の大学関係者及び有識者等の参画を得た審議が，機構の適切な運営のため重要な役割を果たした。

II-1-(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織

評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。

- ア 大学機関別認証評価委員会
- イ 短期大学機関別認証評価委員会
- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- エ 法科大学院認証評価委員会
- オ 国立大学教育研究評価委員会
- カ 学位審査会

1 実施状況

評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、機構の運営実施に関する審議を行った。

(1) 評価事業実施に関する組織

大学等の教育研究水準の向上に資するため、平成17年度に引き続き、下記アからオまでの各委員会を設置し、大学等の教育研究活動の状況について評価を行う評価事業の実施体制の整備を行った。

(各委員会の詳細は「I-1 大学等の教育研究活動等の状況についての評価」の該当箇所に記載。)

① 大学、短期大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価）について審議を行う

- ア 大学機関別認証評価委員会 (P. 7参照)
- イ 短期大学機関別認証評価委員会 (P. 20参照)
- ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 (P. 31参照)

において、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。

② 法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育研究活動状況についての評価（法科大学院認証評価）について審議を行う

- エ 法科大学院認証評価委員会 (P. 44参照)

において、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。

③ 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究活動の状況についての評価に関する審議を行う

- オ 国立大学教育研究評価委員会 (P. 59参照)

を設置し、国立大学法人等の教育研究活動に関する評価の基本的方針等を検討した。

(2) 学位授与事業実施に関する組織

平成18年度においても前年度同様に、申請者に係る審査、専攻科及び省庁大学校の課程の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成する学位審査会を設置した。

また、審議に当たり、専門の事項を調査するため、学位審査会の下に分野別の専門家で構成される49の専門委員会・部会（専門委員・臨時専門委員382人）を設置した。（P72参照）

○ 学位審査会の実施状況

第1回 平成18年5月17日

- ・ 4月期申請者の学士の学位授与の可否について審査付託
- ・ 認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の可否について審査付託
- ・ 認定課程に係る教育の実施状況等の審査の取り進めについて決定

第2回 平成18年8月25日

- ・ 4月期申請者の学士の学位授与の可否について決定
- ・ 認定課程修了者に係る修士・博士の学位授与の可否について決定
- ・ 認定した専攻科の教育の実施状況等の適否について審査付託
- ・ 認定課程に係る教育の実施状況等の適否について審査付託
- ・ 希望者に対する学位記の在学機関への送付を決定
- ・ 4月期における認定専攻科修了見込での申請の決定

第3回 平成18年11月10日

- ・ 10月期申請者の学士の学位授与の可否について審査付託
- ・ 認定課程修了者に係る博士の学位授与の可否について審査付託
- ・ 専攻科の認定の可否について審査付託

第4回 平成19年2月16日

- ・ 10月期申請者の学士の学位授与の可否について決定
- ・ 認定課程修了者に係る博士の学位授与の可否について決定
- ・ 認定した専攻科の教育の実施状況等の適否について決定
- ・ 認定課程修了者に係る教育の実施状況等の適否について決定
- ・ 専攻科の認定の可否について決定
- ・ 認定課程修了者に係る学士の学位授与の可否について審査付託及び審査の取り進めについて決定
- ・ 専門分野「口腔保健学」・専攻区分「口腔保健衛生学」の追加及び口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会の設置の決定

2 評価と課題

各評価委員会、学位審査会とも、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て、所要の体制を確保し、適切な事業運営のための審議を行った。

II-1-(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

② 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。

1 実施状況

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第14条により評議員会が置かれている。

平成18年度は、平成17事業年度業務実績報告書、平成17事業年度財務諸表等、業務方法書、平成19年度年度計画の策定など重要事項について審議するため、3回開催した。

(1) 委員の構成、審議事項等

① 委員の構成（各界・各層の学識経験者20人）

評議員は、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行うため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者など、各界・各層からの学識経験者により構成されている。

○ 評議員名簿（平成18年4月1日現在）

	相澤益男	東京工業大学長
	秋元勇巳	三菱マテリアル株式会社名誉顧問
	安西祐一郎	慶應義塾長
	石井米雄	人間文化研究機構長
	宇野重昭	島根県立大学長
	尾池和夫	京都大学総長
○	小出忠孝	愛知学院大学長
	河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
	郷通子	お茶の水女子大学長
	後藤祥子	日本女子大学長・理事長
	小宮山宏	東京大学総長
	佐々木正峰	国立科学博物館長
	佐々木雄太	愛知県立大学長
	柴崎信三	日本経済新聞社論説委員
	白井克彦	早稲田大学総長
◎	末松安晴	国立情報学研究所顧問
	関根秀和	大阪女学院大学長・短期大学長
	ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
	茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長
	四ツ柳隆夫	宮城工業高等専門学校長

(◎=会長, ○=副会長)

② 主な審議事項

(第7回 平成18年6月20日)

- ・ 中期目標・中期計画・年度計画について
- ・ 国立大学教育研究評価委員会委員の選考について

- ・平成17事業年度業務実績報告書等について
- ・平成17事業年度財務諸表等について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について

(第8回 平成18年10月30日)

- ・平成17年度業務実績の評価結果について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について

(第9回 平成19年3月26日)

- ・学位審査会審査委員の選考について
- ・平成17年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について
- ・平成19年度年度計画について
- ・平成19年度機構の組織等について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について
- ・業務方法書について

2 評価と課題

機構の行う事業は、国民や各大学等の信頼を得て実施されることが極めて重要であり、大学の学長その他学識経験者で構成される評議員会において、前記1の実施状況に記載したとおり、業務運営に関する重要事項について審議した。その審議において、広報については大学等関係者への情報提供が重要であること、大学等の特徴がわかる評価結果をまとめる必要があること、日本の大学全体の活性化につながる評価が必要なこと及び短大の認証評価の仕組みについて今後関係機関間で連携・協調の在り方を検討する必要があることなど、幅広く高い見識に基づく意見をいただくことができた。これらの意見は、業務運営及び大学評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映されており、評議員会の機能が十分に発揮されている。

また、独立行政法人化後の第一期委員の任期が平成17年度末で終了したことから、平成18年度は新任7人を含む第二期委員により、幅広く高い識見を取り入れることができた。

II-1-(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等

③ 運営委員会

機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し、機構の事業の運営実施に関し審議を行う。

1 実施状況

機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則第10条により運営委員会を置いている。

平成18年度は、中期目標・計画等に関する審議事項に加え、教員人事、各種委員会専門委員の選考等、役職員の給与等、機構の事業の運営実施に関し審議するため、4回開催した。

(1) 委員の構成、審議事項等

① 委員の構成（機構教授4人、機構外学識経験者17人）

運営委員は、機構の事業の運営実施に関し審議を行うため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者により構成されている。

○ 運営委員会委員名簿（平成18年4月1日現在）

	浅井 彰二郎	株式会社日立メディコ執行役専務
	阿知波 洋次	首都大学東京教授
	猪木 武徳	人間文化研究機構国際日本文化研究センター教授
	岡澤 憲英	早稲田大学教授
	岡田 益男	東北大学教授
	荻上 紘一	大学評価・学位授与機構教授
	上條 宏之	長野県短期大学
	北原 和夫	国際基督教大学教授
◎	木村 靖二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
	高坂 節三	コンパスマロバタース L.L.C.ゼネラルパートナー-日本代表
	島田 京子	日本女子大学学園プロジェクト推進事務室担当部長
	田中 穂積	中京大学教授
○	中島 尚正	産業技術総合研究所理事
	檜崎 憲二	読売新聞東京本社編集局次長
	橋本 弘信	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
	濱田 道代	名古屋大学教授
	西村 清和	東京大学教授
	六車 正章	大学評価・学位授与機構教授
	安原 義仁	広島大学教授
	山本 眞一	筑波大学教授
	米山 宏	阿南工業高等専門学校長

(◎=会長, ○=副会長)

② 主な審議事項

(第9回 平成18年6月19日)

- ・ 中期目標・中期計画・年度計画について
- ・ 国立大学教育研究評価委員会委員・専門委員の選考について

- ・各認証評価委員会専門委員の選考について
- ・平成17事業年度業務実績報告書等について
- ・平成17事業年度財務諸表等について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について

(第10回 平成18年10月20日)

- ・客員教員の選考について
- ・平成17年度業務実績の評価結果について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について

(第11回 平成19年2月20日)

- ・専任教員の選考について
- ・客員教員の選考について
- ・平成17年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について
- ・平成19年度機構の組織等について
- ・評価事業の状況について

(第12回 平成19年3月23日)

- ・専任教員の選考について
- ・国際連携センター長の選考について
- ・客員教員の選考について
- ・各認証評価委員会専門委員の選考について
- ・学位審査会審査委員・専門委員の選考について
- ・平成19年度年度計画について
- ・職員給与規則の改正について
- ・評価事業・学位授与事業の状況について
- ・業務方法書について

2 評価と課題

運営委員会は、大学関係者及び学識経験者の参画を得て、中期目標・計画等に関する審議事項を含め機構の事業の運営実施に関して、適切に審議を行った。その審議において、認証評価によって改善につながった大学等の事例を示すことが重要であること、私立大学との人事交流を広げるべきであること及び教員の任期制の導入に当たっては優秀な人材の確保に留意すべきであることなどの意見をいただくことができた。これらの意見は、業務運営及び大学評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映されており、運営委員会の機能が十分に発揮されている。

また、独立行政法人化後の第一期委員の任期が平成17年度に終了したことから、平成18年度は新任4人を含む第二期委員により、幅広く高い見識を取り入れることができた。

II-1 業務運営

(2) 自己点検・評価の実施

平成17年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。

また、自己点検・評価の結果に基づき、必要に応じて業務の見直し、改善を図る。

1 実施状況

(1) 自己点検・評価の実施

「独立行政法人大学評価・学位授与機構における業務実績の自己点検・評価に係る実施要項」に基づき、平成17年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施した。

具体的には、年度計画の項目ごとに業務の実績を取りまとめ、自己評定した上で、業務実績報告書案として機構内に設置した自己点検・評価委員会に提出し、同委員会において業務の実施状況を調査、分析した。

また、業務実績報告書案については、企画調整会議、運営委員会及び評議員会においてそれぞれ審議を重ねた上で、「平成17事業年度業務実績報告書」として取りまとめ、機構ウェブサイトに掲載し、広く国民に公表した。

○ 業務実績の自己点検・評価の審議に係る主な会議等の開催状況

自己点検・評価委員会	平成18年6月6日
企画調整会議	平成18年6月13日
運営委員会	平成18年6月19日
評議員会	平成18年6月20日

このほか、平成18年度年度計画の進捗状況を確認するため、前年度に引き続き、9月末、12月末現在で調査を実施し、自己点検を行った。これらの自己点検は、業務の適時適切な実施と、職員の業務の進行管理に対する意識を高める上で有益であるとともに、平成18年度の業務実績報告書を作成するに当たって有効な資料となった。

(2) 外部の意見を取り入れる体制の整備

① 評議員会、運営委員会における意見の反映

各界、各層の学識経験者20人で構成する評議員会並びに大学関係者及び外部の有識者等21人で構成する運営委員会において、高い識見から機構の業務等に対して意見を受ける体制を整えており、それらを業務に反映している。平成18年度は、評議員会及び運営委員会ともに6月、10月、3月に開催した上、2月にも運営委員会を開催した。

また、機構の業務の特性にかんがみ、評価事業及び学位授与事業のいずれにおいても、外部の意見を取り入れつつ業務を行っている。

② 文部科学省独立行政法人評価委員会による機構の業務の実績に関する評価への対応

平成18年8月31日付けで文部科学省独立行政法人評価委員会から「平成17年度に係る業務の実績に関する評価の結果について」の通知があった。この評価結果については、10月及び1月に開催した自己点検・評価委員会において審議するとともに、指摘事項への対応方針として、平成18年度以降の業務にどのように反映させるかについて整理・分析し、その後の取組状況のフォローアップにも努めた。

③ 平成19年度に実施する外部有識者による検証

次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、平成19年度に、外部の有識者で構成される組織において、平成16年度から平成18年度までの自己点検・評価の結果等についての検証を実施することとしている。平成18年度は、自己点検・評価委員会の下に自己点検・評価委員会ワーキンググループを設置して、検証方法やスケジュールの策定及び委員の人選等について検討を行うなど、外部検証の実施に向けて準備を行った。

2 評価と課題

平成17年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価においては、監事2人を含む自己点検・評価委員会等で十分な審議を重ね、年度計画を十分に履行し中期計画の達成に向かって着実に成果をあげているとの結果を得た。平成18年度の各事業の業務の実施についても、同じく自己点検・評価委員会において業務の進捗状況を点検するなど、機構全体で進行管理に努めたほか、文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果等に関しても、指摘事項への対応方針について検討した上、着実に取組を行うなど、自己点検・評価に基づき、業務の適正な実施に努めた。

このほか、外部有識者等からの高い識見に基づく意見を取り入れる体制を整えており、例えば、認証評価によって改善につながった大学等の事例を示すことが重要であること、私立大学との人事交流を広げるべきであること及び教員の任期制の導入に当たっては優秀な人材の確保に留意すべきであること、などの意見を受けた結果、それらを業務に反映させており、大学等を取り巻く環境に十分配慮しつつ業務運営の透明性を確保するとともに、効率的・効果的な業務の実施に向けた改善を図ることができた。

今後は更に、中期計画で示したとおり、外部の有識者で構成される組織において検証を実施することから、それらの結果に基づき、必要に応じて業務の見直しを図るとともに、次期中期目標・中期計画に反映させることとしている。

II-1 業務運営

(3) 業務運営の効率化

業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成17年度実績に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成17年度実績に比較して1%以上の削減を図る。

1 実施状況

平成18年度については、主に次の見直し等を行い、平成17年度実績に比較し、一般管理費（退職手当を除く。）については6.09%、その他の事業費（退職手当を除く。）については1.88%を削減した。

① ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討し、人件費を削減するとともに、省エネルギー化に対応するため、省エネルギー化のための環境整備を図り、光熱水費を削減した。

② ITの積極的な活用

グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め消耗品費などを削減した。

③ 競争性を確保した効率的な調達

消耗品等の他機関との共同購入や競争性を確保した契約等をさらに進め、業務経費の削減を図った。

なお、経費削減率については、次の算式により算出した。

平成18年度経費効率化実績額 ÷ 平成17年度決算額（退職手当等を除く。）

= 58,517,378円 ÷ 2,187,099,145円 = 0.0268 = 2.68%

うち、一般管理費における削減率 6.09%

その他の事業費における削減率 1.88%

2 評価と課題

平成18年度は機構全体の業務内容について、既存経費を見直しと業務の効率化により、所期の目標率を達成した。

今後とも業務内容を見直すとともに、全役職員にコスト意識の徹底を図り、効率的な業務の運営に努める。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

① ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備に努める。

1 実施状況

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討し、以下の取組を行った。その結果、前年度の超過勤務手当と比較し、14,197千円を削減した。

- ① 会計業務の効率化を図るため、給与計算業務のアウトソーシングを行った。
- ② 派遣職員（秘書・庶務業務、用度業務、学位審査業務、パソコンヘルプデスク業務、会議事速記）の受け入れにより職員の業務の軽減を図った。
- ③ 学位授与事業においては、「科目履修生制度の開設状況一覧」の作成に係る業務を外部委託し、これまで3月に公開してきた同一覧を1月に公開した。

また、引き続き光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備として、以下の取組を行った。その結果、前年度の光熱水量と比較し、それぞれ電気使用量261,480kw、水道使用量1,231m³などの節約が図られ、光熱水量に係る全体経費として2,580千円を削減した。

- ① 執務室の空調設備の自動運転時間の短縮、クールビズ・ウォームビズによる執務室及び会議室等の温度設定（夏季：28℃、冬季：19℃）の徹底など、光熱量の節約に対する積極的な取組を実施した。
- ② 夏期に扇風機を併用することにより、冷房の効率化を図った。
- ③ パソコン、FAX、複写機等を常時省電力モードにするなど、待機電力の節減を図った。
- ④ 電子メールを活用することにより、電話の使用頻度及び通話時間を削減した。
- ⑤ 新規採用職員に対し「情報セキュリティーポリシーに関する説明会」を行い、情報資産利用の推進を図った。

2 評価と課題

恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを行ったことにより、職員の業務の軽減が図られ、また、省エネルギーに対応するため、職員が省エネルギー化及びコストに対する意識を持ち、積極的に推進した結果、光熱水量を節約することができた。

今後とも職員の業務の軽減と光熱水量の節約を図るため、職員の意識醸成に努めるとともに、各種料金について効率的な契約内容となるような契約の見直しや省エネルギー化のための環境整備を進める。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

② ITの積極的な活用

グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。

1 実施状況

社会の様々な要請に応える情報サービスの向上を図りつつ、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、消耗品を削減するとともに、ウェブサイトによる積極的な情報提供を行うため、以下の取組を行った。その結果、ペーパーレス化に伴う消耗品費、複写機に要する経費、印刷製本費及び通信運搬費の削減が図られ、前年度と比較して6,237千円を削減した。

- ① サーバー内の共有フォルダ活用による情報の共有化及び、通知・文書等のグループウェアや電子メールによるペーパーレス化の徹底
- ② 少人数での打合せの際の大型ディスプレイ使用によるペーパーレス化の推進
- ③ ペーパーレス化が困難な会議資料等の文書について、原則として両面印刷を用いるとともに、縮小印刷及び用紙裏面の再利用等、省紙化の徹底
- ④ 学位授与事業における、「短期大学・高等専門学校専攻科一覧」と「科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成について、電子データをPDFファイルでウェブサイトへ掲載することにより、紙媒体で作成することを廃止し、印刷費の削減を図るとともに、冊子形式のPDFファイルをウェブサイトへ掲載したことに伴い、大学等への配付を廃止し、郵送料を削減した。また、平成17年度に試行的に行った短期大学・高等専門学校専攻科や各省庁大学校の課程認定申出及びレビューに係る手続の手引及び各種様式のウェブサイトへの掲載を、平成18年度は本格稼働させ、機構及び当該校双方の業務の効率化を図った。
- ⑤ 大学評価事業においては、機関別認証評価に係る実施大綱、評価基準、自己評価実施要項、評価実施手引書、評価報告書等について、平成17年度に引き続き、ウェブサイトへの情報掲載を行うことにより、印刷製本、発送に係る費用を節減した。
- ⑥ 平成19年2月から機構の広報誌「機構ニュース」を従来の印刷媒体での発行から機構ウェブサイトにおいて電子媒体として発行することとし、迅速な情報提供を行うとともに、印刷製本、発送に係る費用を節減した。

2 評価と課題

ウェブサイトによる情報提供、電子メール及びグループウェアの活用を推進することにより、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進めた結果、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費を削減することができた。

今後も業務の効率化を図るため、更なるグループウェアをはじめとするITの積極的活用とともに、ペーパーレス化の推進による消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費の削減に取り組む。

また、情報伝達の迅速性及び利用者の利便性の面から利用者の意見等に配慮しつつ、更なる外部への情報提供手段の見直しを行い、経費の削減を図る。

Ⅱ－１－（３）業務運営の効率化

③ 競争性を確保した効率的な調達

業務経費の削減を図るため、競争性を確保した契約等をさらに進めるとともに、他機関との共同購入を実施する。

1 実施状況

予算の適切かつ効率的な執行に際し、消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等の取組を行った結果、475千円を削減した。

- ① 一橋大学との消耗品の共同購入を行うとともに、日常的、定量的に必要とされる事務用品は、定期的に取りまとめ一括で購入し、経費の削減を図った。
- ② 複写機の一般競争入札による4年間の複数年リース契約を実施したことにより、複写機の賃貸料及び保守料の節減を図った。
- ③ 平成17年度に引き続き、コピー用紙（A4）の単価契約、一般競争入札を実施した。

2 評価と課題

他機関との共同購入、日常的な事務消耗品等の一括購入及び一般競争入札の推進により、経費を削減した。

今後も一括購入の範囲の拡充を進めるなど、経費の削減を図る。また、一般競争入札等の競争性を確保した契約に努める。

II-2 財務内容

(1) 財務内容の改善に関する事項

1 適正な事業別予算管理

(1) セグメント区分の設定

業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示した。

セグメント区分及びセグメント情報は次のとおりである。

【セグメント区分】

- ・ 大学評価事業
 国立大学法人評価事業等
 機関別認証評価事業
 分野別認証評価事業
- ・ 学位授与事業
- ・ その他の事業
- ・ 法人共通

【セグメント情報】

- ・ 事業費用
 事務費
 一般管理費
- ・ 事業収益
 運営費交付金収益
 手数料収入
 その他収入
- ・ 事業損益
- ・ 総資産額

(2) 予算の執行管理

予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行に努めた。

また、平成18年度からは、財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても予算執行状況及び予算残高を確認できるように対応したところであり、各事業を担当する部門においても評価手数料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を確認することが可能になるなど、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めた。

2 適正な資金計画

現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。

3 監査の実施

独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、機構における予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的とし、内部会計監査を12月20日から22日の3日間に亘り実施した。なお、平成18年度は監査期間を前年度より1日増やすとともに、会計監査に関し専門的知識を有する第三者を監査人に加え、監査体制の充実を図った。科学研究費補助金の内部監

査についても、10月19日及び10月23日の2日間に亘り実施し、適正な使用確保に努めた。

また、前年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行った。

なお、監事監査については、平成17年度財務諸表及び業務実績報告書に対する意見聴取を6月に行い、監査機能の充実を図った。

4 固定的経費の削減状況

効率的な業務運営を行うことにより、光熱水量に係る経費、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品等の一括購入費等などの固定的経費 44,320千円の削減を行った。

また、超過勤務手当等の人件費を削減するため、恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングの結果、前年度の超過勤務手当と比較し、14,197千円を削減した。

II-2 財務内容

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の削減

国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。
また、その影響額等も見通した上で、平成20年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べ概ね3%以上削減するために必要な計画を立てる。

1 予算 別紙1のとおり

収入については、大学等認証評価事業における申請校が見込数に比べ多かったこと及び奨学寄付金の受け入れにより差違が生じた。

支出については、恒常的なルーチン業務のアウトソーシングを行ったことなどにより、人件費に差違が生じた。なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。

2 収支計画 別紙2のとおり

恒常的な光熱費や消耗品等の経費の削減により効率化を図ることができ、その分機械警備の導入に係る経費などの施設整備に充てたため、差違が生じた。

3 資金計画 別紙3のとおり

業務活動の資金支出については、見込数に比べ大学等認証評価事業の申請校数が多かったことなどによる業務量の増大のため差違が生じた。

また、投資活動の資金支出については、固定資産の取得額を低く抑えたため差違が生じた。

4 人件費の削減

国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行い、平成20年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減するために必要な計画を立てた。

また、派遣職員受け入れ等により常勤職員に係る超過勤務を縮減すること及び西東京地区3国立大学において大学等実務研修中の職員4人に係る人件費を半年間出向先大学が負担することなど、平成18年度の常勤役職員の人件費を削減するための方策を実施した。

Ⅱ－２ 財務内容

(3) 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 6億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

平成18年度は該当なし

Ⅱ－２ 財務内容

(４) 重要な財産の処分等に関する計画

平成18年度は該当なし

Ⅱ－２ 財務内容

(5) 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、評価業務，学位授与業務，調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

1 実施状況

平成18年度の剰余金の執行はなかった。

Ⅱ－３ 人事に関する事項

(1) 人事に関する計画

1 実施状況

(1) 組織体制の整備及び職員の配置

① 組織の整備状況

評価事業を円滑に実施するために、評価事業部において、平成17年度における各課の担当業務の実績を踏まえた上で、今後の業務量の変動見込みを行い、業務量に応じた係体制等の整備を行った。

また、企画調整会議の定例化、全体協議会等の廃止など機構内委員会の見直しを行い、管理運営の効率化を図った。

② 職員の配置状況

国際連携センターには、業務推進のため教員2人を増員し、評価事業部には、今後の業務量の増加に対応するため、6人の増員を行った。

③ 人事交流の実施状況

国立大学法人等との人事交流は、課長補佐以下の職員について31人を採用した。平成18年度は、課長補佐以下の職員110人のうち73人（約66%）が人事交流者となっている。

(2) 研修等の実施状況

大学等実務研修及びパソコン研修等の実践的研修を引き続き実施するとともに、英会話研修については、基礎的な研修から実務に有効となる実践的な研修を実施することとし、一定レベル以上の英語能力を有する者を対象に実施し、職員の資質向上等を図った。

なお、評価事業に関する研修については、評価に精通した人材育成の一環として、職員全員を対象に2回実施した。

また、平成17年度と同様に外部機関が実施している法人の財務、監査業務、著作権制度及び情報システム等の専門的研修に職員を積極的に参加させた。

(3) 教員採用の公募状況

公募を2回実施し、18人の応募者から教授2人の採用を決定した。

(4) 常勤職員数

平成18年度期初の常勤職員数：148人、期末の常勤職員数：138人

2 評価と課題

平成18年度は、大幅な組織体制の整備は実施しなかったが、業務量に応じた人員配置を行ったことにより、機構が行う事業を適切に遂行することができた。

なお、平成19年度の組織体制については、見直しを行った結果、業務量の変動に応じた課の

統合，廃止，新設及び教員組織の改正を行うことを決定した。

また，実務に有効な研修，講習，セミナー等に多数の職員が参加することにより，職員の資質の向上等が図られ，教員の採用については，公募制により即戦力となる有用な人材を確保することができた。

今後は，国立大学法人等の教育研究の状況についての評価等に伴う業務量の増加が見込まれるため，組織体制の再整備及び人員配置について，引き続き検討する必要がある。

また，各部・課の業務量の変動見込みについては，人員の再配置や人事交流等に支障が生じることがないように，中期計画の達成に向けた年度計画の実施状況や次年度の年度計画の策定等を勘案し，できる限り早期に把握するよう努める。

II-3-(1) 人事に関する計画

① 組織体制の整備及び職員の適正配置

業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

〔 各事業の業務量の変動に伴い事務組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。 〕

1 実施状況

(1) 組織の整備及び職員の配置について

評価事業部において、平成17年度に認証評価機関として初めて実施した評価業務、法科大学院の平成19年度本評価実施に向けての業務及び国際連携センターに係る業務等、各課の担当業務の実績を踏まえた上で、今後の業務量の変動見込みを行い、業務量に応じた係体制等の整備を行った。

また、企画調整会議の定例化、全体協議会等の廃止など機構内委員会の見直しを行い、管理運営の効率化を図った。

国際連携センターには、業務推進のため教員2人を増員（1人→3人）し、評価事業部には、今後の業務量の増加に対応するため、6人の増員（65人→71人）を行った。

このほか、平成16・17年度に任期付で民間から採用した情報に関する専門的な知識・経験を有する者については、情報関連の体制の充実及び効率化を図るため、引き続き4人を採用した。

(2) 人事交流及び新規採用職員について

他機関との人事交流については、継続して実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保することができた。

なお、平成18年度の人事交流者は、前年度に比し5機関5人増の47機関73人となっている。

新規採用職員については、法人化前から計画的に実施しており、平成18年度は国立大学法人等職員採用試験合格者から1人採用した。

2 評価と課題

前年度と同様に業務量に応じた人員配置を行ったことにより、認証評価業務、国立大学法人等の教育研究の状況についての評価実施に向けての諸業務、学位審査業務及び決算業務等を適切に遂行することができた。

なお、平成19年度の組織体制については、見直しを行った結果、業務量の変動に応じた課の統合、廃止、新設及び教員組織の改正を行うことを決定した。

また、人事交流者が出向元の大学等に復帰した後、当該大学の自己点検や評価業務の担当係等に配置される例もあり、大学等における評価等業務の人材養成に寄与している。

今後は、国立大学法人等の教育研究の状況についての評価等に伴う業務量の増加が見込まれ

るため、組織体制の再整備及び人員配置について、中期計画の達成に向けた年度計画の実施状況や次年度の年度計画の策定等を勘案し、引き続き検討する必要がある。

Ⅱ－３－（１）人事に関する計画

② 研修等の実施状況

特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

1 実施状況

職員の資質の向上を図り、業務遂行の実効をあげることを目的として、機構内研修を実施するとともに、外部の専門的研修も積極的に活用し、職務の遂行に必要な知識の修得を図った。研修の実施及び参加状況は、次のとおりである。

（１）機構において実施した実践的研修等

① 平成18年度機構採用職員オリエンテーション

機構の教職員として、その職務の遂行に必要な基礎的、専門的知識の習得を目的に、4月3日及び4月5日から7日までの4日間、初任職員及び大学等からの人事交流職員48人の参加により、機構採用職員オリエンテーションを実施した。

② 情報セキュリティポリシーに関する説明会

パソコン等に保存されているデータ、電子メールやグループウェア等の情報資産を利用するに当たっての基本的な注意事項及びネットワーク上のトラブルに必要な知識・情報等について、4月3日に人事交流職員等48人の参加により、情報セキュリティポリシーに関する説明会を実施した。

③ 学位授与事業に関する研修

学位授与に関する基礎的知識の習得及び学位授与事業の現状について認識を深めさせることを目的に、4月5日に職員58人の参加により、学位授与事業に関する研修を実施した。

④ 評価事業に関する研修

評価に関する基礎的、専門的知識の習得及び大学評価事業の現状について認識を深めさせることを目的に、4月6日に職員58人、8月4日に職員64人の参加により、評価事業に関する研修を実施した。

⑤ パソコン研修

Excel, Access, PowerPoint, Wordの知識の修得及び情報活用能力の向上を図るとともに、情報モラルの普及啓発を目的に、6月から7月の8日間にわたって、職員39人(延べ人数)の参加により、パソコン研修を実施した。

⑥ 英会話研修

英会話能力の向上を図るため、一定レベル以上の英語能力を有する事務系職員3人に11月から3月まで受講者のレベルに応じたスクール通学タイプ(週2回英会話学校に通学し、ラウンドアップレッスンを受講)の英会話研修を受講させるとともに、研修終了後に研修成果を確認するためにTOEICテストを受験させた。

(2) 外部機関が実施している研修等への参加

外部機関が実施している法人の財務、監査業務、著作権制度、情報システム及び衛生管理等に関する専門的研修、講習及びセミナー14件に、事務系職員32人(延べ人数)が参加した。

(3) 大学等実務研修

機構で採用した事務系職員が大学等の実務を経験することを通じて、職務遂行能力の向上及び機構の業務推進に資することを目的に、平成17年度から実施している大学等実務研修を平成18年度も引き続き実施した。平成18年度は6人の事務系職員を西東京地区の5大学へ派遣した。(12ヶ月1人、9ヶ月1人、6ヶ月4人)

(4) 文部科学省関係機関職員行政実務研修

文部科学省が国立大学法人等の文部科学省関係機関の職員を対象に実施している行政実務研修に、平成18年度は2人の事務系職員を派遣した。(12ヶ月2人)

2 評価と課題

機構が実施した実践的研修や外部機関が実施した専門的研修を活用し、職務に必要な基礎的知識の習得及び専門的な能力の向上を図ることができた。研修に多数の職員を参加させることは質の高い人材の育成に有効な方策であり、今後も引き続き効果的な研修を実施する。

大学等実務研修は、西東京地区の大学の協力を得ながら、平成17年度に5人、18年度に6人の事務系職員を派遣したが、平成19年度は認証評価の実施校数の増に伴い、業務量が増加することから派遣数を2人に縮小することとした。また、平成20年度には、国立大学法人等の教育研究評価が実施されることに伴い、さらに業務量が増加することが見込まれるため、派遣数等について、引き続き検討する。

II-3-(1) 人事に関する計画

③ 教員採用の公募

教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。

1 実施状況

機構のウェブサイト及び独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者人材データベースに情報を掲載し、広く公募を行った。

教員の選考は、機構外委員の4人と機構教授4人の計8人で構成する教員選考委員会で教員候補者を選考し、運営委員会の議を経て、機構長が決定した。

平成18年度における公募状況は、次のとおりである。

(1) 第1回公募

① 公募研究部等

公募研究部及び職種	公募人数	応募者数
評価研究部 教授	2人	11人

※ 機構の教員にあつては、流動的かつ多様な人材の確保を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制を全教員に導入することとし、公募要項に任期を5年（再任可）とすることを明記した。

② 応募期間 平成18年11月1日～平成18年11月27日

③ 教員選考委員会 1回開催（平成18年12月20日）

教員選考委員会で、各応募者の経歴・評価経験等、並びに評価研究部における今後の業務計画及び繁忙状況を勘案し、慎重に審議した結果、今回の応募者の中からは適任者を得ることができなかった。

このことを踏まえ、具体的な担当業務内容及び応募資格等について改めて検討を行い、再度公募を行うこととした。なお、他の人事案件も同時期に併せて公募することとした。

(2) 第2回公募

① 公募研究部等

公募研究部及び職種	公募人数	応募者数
評価研究部及び学位審査研究部 教授	2人	7人

② 応募期間 平成19年1月18日～平成19年2月13日

③ 教員選考委員会 3回開催（平成19年1月16日、3月1日、3月12日）

④ 面接 3月12日

⑤ 運営委員会 3月23日

⑥ 採用 教授2人（平成19年4月1日付1人、平成19年10月1日付1人）

2 評価と課題

前年度同様にウェブサイト等を活用した公募により、幅広く人材を求めた結果、大学はもとより国の研究機関及び民間機関からも応募者があった。公募時期の関係から応募者は少数であったが、即戦力となる有用な人材を確保することができた。

しかしながら、機構として教授職に求める人材が、当該者の実績や経験を重視することから教員選考委員会で適任とされた者は高年齢となっていることにかんがみ、今後の課題として、公募要項への定年後の雇用制度上の取扱いの記載等について検討を行うこととした。

Ⅱ－3 人事に関する計画

(2) 人員に係る指標

常勤教職員（期限付職員を除く）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

1 実施状況

年度途中の出向及び退職があったが年度内は後任不補充とし、職員数を抑制したため、期初の職員数から10人減の138人であった。

2 評価と課題

今後、国立大学法人等の教育研究評価の実施及び認証評価の実施校数の増に伴い、業務量の大幅な増加が見込まれるため、業務の一層の効率化を図るとともに、恒常的なルーチン業務のアウトソーシング化、組織体制の再整備及び業務量に見合った適正な人員配置を行う必要がある。

平成18年度 予算

(単位:百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	
運営費交付金	2,074	2,074	0	
大学等認証評価手数料	99	118	19	見込数に比べ申請校数が多かったことによるもの
学位授与審査等手数料	90	88	△ 2	
その他	8	11	3	
寄附金	0	15	15	奨学寄附金の受入れ増によるもの
計	2,270	2,306	36	
支出	(a)	(b)	(b)-(a)	
業務等経費	1,690	1,605	△ 85	
うち 人件費(退職手当を除く)	956	947	△ 9	
物件費	710	651	△ 59	光熱費や消耗品等の経費の削減によるもの
退職手当	24	7	△ 17	
大学等評価経費	99	118	19	
学位授与審査等経費	90	88	△ 2	
一般管理費	392	419	27	機械警備の導入に係る経費などの施設整備に充てたことによるもの
うち 人件費(退職手当を除く)	242	234	△ 8	
物件費	149	185	36	
退職手当	1	0	△ 1	
計	2,270	2,231	△ 39	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成18年度 収支計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
費用の部	(a) 2,274	(b) 2,250	(b)-(a) △ 24	
經常費用	2,274	2,250	△ 24	
業務等経費	1,664	1,545	△ 119	ペーパーレス化などの経費の削減によるもの
大学等評価経費	99	118	19	
学位授与審査等経費	90	88	△ 2	
一般管理費	381	458	77	機械警備の導入に係る経費などの施設整備に充てたことによるもの
減価償却費	40	40	0	
財務費用	0	0	0	
収益の部	2,274	2,250	△ 24	
運営費交付金収益	2,038	1,986	△ 52	光熱費や消耗品等の経費の削減によるもの
大学等認証評価手数料	99	118	19	見込数に比べ申請校数が多かったことによるもの
学位授与審査等手数料	90	88	△ 2	
資産見返物品受贈額戻入	24	24	0	
資産見返運営費交付金戻入	16	16	0	
雑収入	8	18	10	宿舍使用料の増加によるもの
純利益	0	0	0	
総利益	0	0	0	

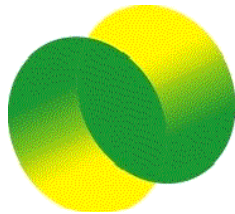
※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成18年度 資金計画

(単位:百万円)

区 別	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
資金支出	(a) 2,270	(b) 2,351	(b)-(a) 81	
業務活動による支出	2,234	2,332	98	
投資活動による支出	36	19	△ 17	
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	354	354	
資金収入	2,270	2,324	54	
業務活動による収入	2,270	2,324	54	
運営費交付金による収入	2,074	2,074	0	
その他の収入	196	250	54	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。



独立行政法人

大学評価・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

URL.<http://www.niad.ac.jp/>